

第2期中期目標期間（平成23～27年度）

実績自己評価書

平成28年6月



National Institution For Youth Education
独立行政法人 **国立青少年教育振興機構**

はじめに

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、平成18年4月に、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家が統合し、青少年の全年齢期を対象に、総合的・体系的な一貫性のある体験活動や研修の機会と場を提供することで青少年の健全育成を図ることを目的に発足し、平成27年度は第2期中期目標期間（5年間）の最終年度を迎えました。

独立行政法人は、主務大臣が指示する中期目標のもと、具体的な業務運営は法人の自主性・自律性に委ねられておりますが、中期目標期間終了後、当該中期目標期間における業務の実績については、主務大臣の評価を受けることになっていきます。

このため、機構では、平成23年度から平成27年度における業務につきまして、各教育施設を含む業務実績について中期目標及び中期計画の達成度を確認し、機構による内部評価を行うとともに、その結果について、機構に設置した外部有識者から構成された「機構評価委員会」が専門的な見地から評価・検証し、中期目標の達成状況や今後の課題等を明らかにした「期間実績自己評価書」をここに作成しました。

今後とも、恒常的に業務の改善に向けた取組を行い、青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすとともに、効果的・効率的な業務運営を行ってまいりたいと考えております。

平成28年6月

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

目 次

第1章 独立行政法人国立青少年教育振興機構の概要

1. 設置目的と業務の範囲	1-1
2. 沿革	1-2
3. 設立に係る根拠法の名称	1-2
4. 主務大臣	1-2
5. 資本金	1-2
6. 役員の状況	1-3
7. 職員の状況	1-4
8. 機構の組織	1-5
9. 教育施設の概要	1-6
10. 審議等機関	1-6
11. 総利用者数	1-9

【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】

第2章 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進

1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発	2-2
2. 青少年の国際交流の推進	2-6
3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	2-8
4. 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発	2-11
5. 東日本大震災及び復興支援に係る取組	2-19
6. 子供の貧困対策に係る取組	2-22
7. 自己評価	2-24

第3章 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

1. 研修利用の促進	3-1
2. 研修に対する支援の推進	3-5
3. 自己評価	3-7

第4章 青少年教育に関する関係機関・団体との連携促進

1. 関係機関・団体等とのネットワークの構築	4-1
2. 全国的な連絡会・協議会等の実施	4-3
3. 自己評価	4-4

第5章 青少年教育に関する調査及び研究	
1. 調査及び研究体制の強化	5-1
2. 調査及び研究の実施	5-1
3. 自己評価	5-8
第6章 青少年教育団体が行う活動に対する助成	
1. 助成活動の募集	6-2
2. 助成金の交付	6-4
3. 選考手続き等の客観性及び透明性の確保	6-5
4. 資金の確保、運用及び管理の客観性	6-6
5. 自己評価	6-7
第7章 共通的事項	
1. 広報の充実	7-1
2. 各業務の成果の普及	7-3
3. 各業務の点検・評価の推進	7-5
4. 各業務における安全性の確保	7-7
5. 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進	7-8
6. 自己評価	7-11
【業務運営の効率化に関する事項】	
第8章 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務の効率化	8-1
2. 効果的・効率的な組織の運営	8-9
3. 自己評価	8-16
【財務内容の改善に関する事項】	
第9章 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入の確保、固定経費の削減	9-1
2. 収支計画の状況	9-3
3. 資金計画の状況	9-4
4. 財務の状況	9-4
5. 短期借入金の限度額の状況	9-5
6. 財産の処分等の状況	9-5
7. 剰余金の状況	9-6
8. 債務負担・積立金の使途	9-7
9. 自己評価	9-8

【その他業務運営に関する重要事項】

第10章 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	
1. 施設・設備の整備状況	10-1
2. 施設・設備の充実	10-2
3. 自己評価	10-3
第11章 人事に関する計画	
1. 人事管理の実施状況	11-1
2. 自己点検・評価	11-3
第12章 機構評価委員会の評価	12-1

資料編

第1章 独立行政法人国立青少年教育振興機構の概要

1. 設置目的と業務の範囲（表 1-1 参照）

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 11 年法律第 167 号。以下「機構法」という。）に基づいて設置された機関であり、機構法第 3 条において「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。」とされ、機構法第 11 条には、機構法第 3 条の目的を達成するため、機構が行うべき業務の範囲が規定されている。

機構の果たすべき役割は、①国の政策課題及び地域のニーズを踏まえた、先導的プログラム、実施手法等の開発・普及、②青少年教育指導者の養成、③青少年に対する集団宿泊・自然体験をしながら学ぶ場や様々な機会の提供、④青少年団体や関係機関との連携強化、⑤青少年教育に関する調査研究、⑥子どもゆめ基金による助成であり、これを基に様々な取組を実施している。

表 1-1 機構法第 11 条

<p>（業務の範囲）</p> <p>第 11 条 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。</p> <p>二 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。</p> <p>三 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。</p> <p>四 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。</p> <p>五 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。</p> <p>六 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。</p> <p>七 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。</p> <p>イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動</p> <p>ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動</p> <p>ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発</p> <p>八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に規定する施設を一般の利用に供することができる。</p>
--

2. 沿革（表 1-2 参照）

機構は、平成 18 年 4 月に「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」、
「独立行政法人国立青年の家」及び「独立行政法人国立少年自然の家」（以下「旧青少年教育 3 法人」という。）の 3 法人が統合し発足した。

旧青少年教育 3 法人は、それぞれ平成 13 年 4 月に独立行政法人化され、平成 16 年度に
中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しが実施され、平成 16
年 12 月 24 日の行政改革推進本部決定により、平成 18 年 4 月から旧青少年教育 3 法人が機
構（非特定独立行政法人）として統合し、機構本部が東京都渋谷区に設置された。

表 1-2 沿革

昭和 34 年 4 月	「国立中央青年の家（静岡県御殿場市）」設置（今上天皇の御成婚記念） 以降昭和 51 年 5 月に設置された国立三瓶青年の家の設置まで全国 13 か所に計画的に整備
昭和 40 年 4 月	「特殊法人オリンピック記念青少年総合センター」設置
昭和 50 年 10 月	「国立室戸少年自然の家（高知県室戸市）」設置（学制百年記念） 以降平成 3 年 4 月に設置された国立妙高少年自然の家の設置まで全国 14 か所に計画的に整備
昭和 55 年 5 月	「国立オリンピック記念青少年総合センター（文部省所管施設等機関）」設置
平成 13 年 4 月	「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」設置 （子どもゆめ基金創設） 「独立行政法人国立青年の家」設置（本部：静岡県御殿場市） 「独立行政法人国立少年自然の家」設置（本部：福島県西郷村）
平成 16 年度	中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直し実施
平成 16 年 12 月	旧青少年教育 3 法人が「独立行政法人国立青少年教育振興機構」（本部：東京都 渋谷区）として統合することが決定（行政改革推進本部決定）
平成 18 年 4 月	「独立行政法人国立青少年教育振興機構」設置

3. 設立に係る根拠法の名称

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び機構法

4. 主務大臣

文部科学大臣（機構法第 14 条）

5. 資本金

平成 28 年 3 月 31 日現在の資本金の額は、1,135 億 15 百万円である。

6. 役員の状況（表 1-3 参照）

独立行政法人通則法第 18 条及び機構法第 6 条に規定されているとおり、役員として理事長、理事及び監事が置かれている。

表 1-3 役員一覧（平成 23～27 年度）

役 職	氏 名	在 任 期 間
理 事 長	たなか そういちろう 田中 壮一郎	平成 20 年 4 月 1 日～現在に至る (平成 25 年 4 月 1 日再任)
理 事	いのうえ あきら 井上 明	平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 30 日
	ゆうき みつお 結城 光夫	平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
	くわばら やすし 栞原 靖	平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 30 日 (平成 25 年 4 月 1 日再任)
	かなや ふみあき 金谷 史明	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
	しぶや けんじ 澁谷 健治	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
	やの ゆみ 矢野 由美	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
	こいたばし のぼる 小板橋 昇	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
	まつかわ のりゆき 松川 憲行	平成 27 年 4 月 1 日～現在に至る
理 事 (非常勤)	こうろき ひろし 興梧 寛	平成 18 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (平成 24 年 4 月 1 日再任)
	おかじま しげゆき 岡島 成行	平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (平成 25 年 4 月 1 日再任)
	あかし よういち 明石 要一	平成 26 年 4 月 1 日～現在に至る
監 事 (非常勤)	わしやま やすひこ 鷺山 恭彦	平成 22 年 8 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (平成 25 年 4 月 1 日再任)
	すずき まこと 鈴木 眞理	平成 23 年 7 月 1 日～現在に至る (平成 27 年 7 月 1 日再任)
	はらぐち ひでお 原口 秀夫	平成 27 年 4 月 1 日～現在に至る

7. 職員の状況（表 1-4 参照）

平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員数は、490 人である。

表 1-4 常勤職員数（毎年 4 月 1 日現在）

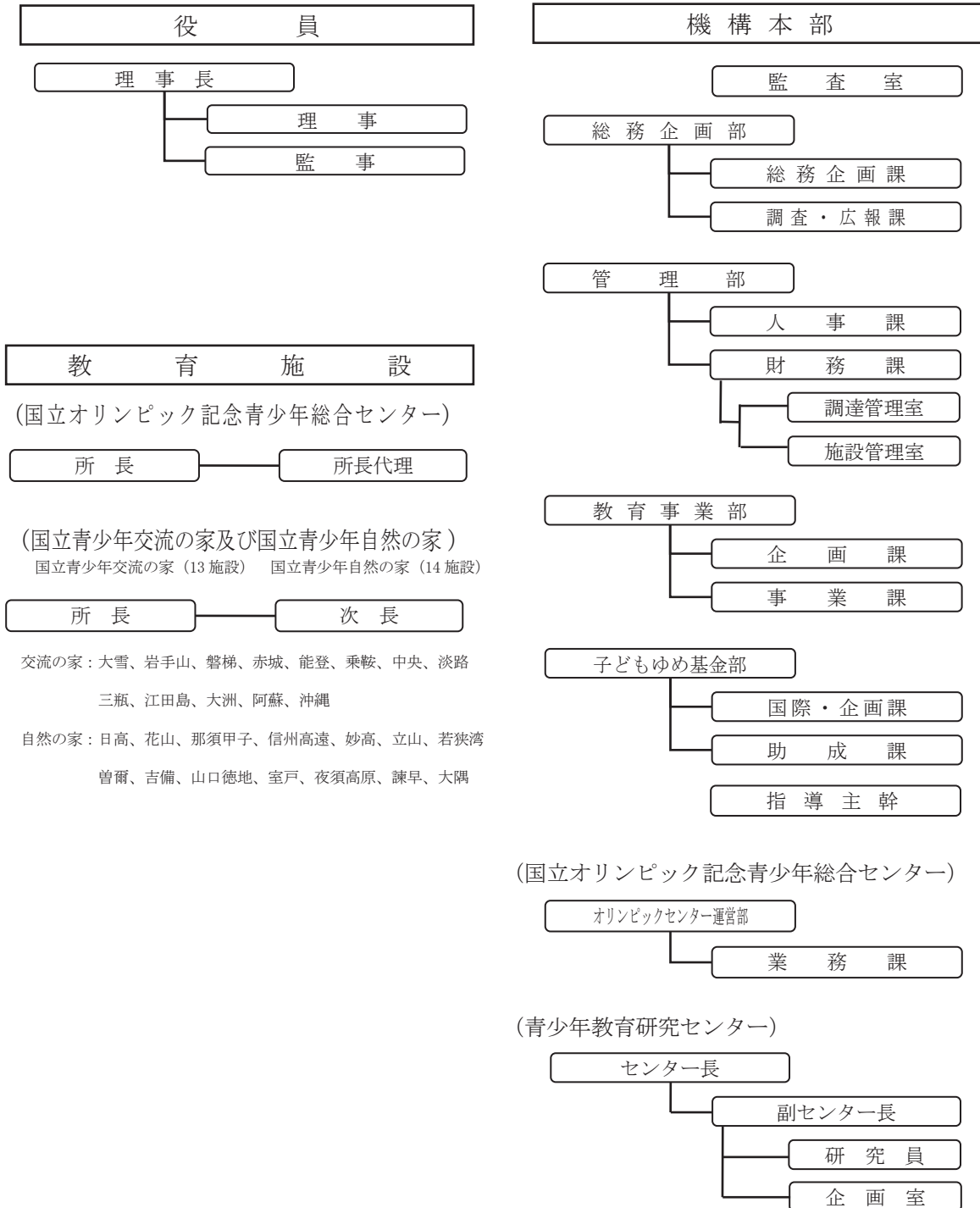
（単位：人）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
常勤職員数	532	523	514	510	504	490

8. 機構の組織（図 1-5 参照）

平成 28 年 4 月 1 日現在における機構の組織は、図 1-5 のとおりである。

図 1-5 機構の組織（平成 28 年 4 月 1 日現在）



9. 教育施設の概要（表 1-6、図 1-7 参照）

機構は、表 1-6 に掲げる 28 の教育施設（以下「教育施設」という。）を設置しており、配置図は、図 1-7 のとおりである。

各教育施設は、それぞれの立地条件を活かした特色ある活動を展開しており、集団宿泊体験や自然体験、交流体験をはじめとする青少年の様々な体験活動の場として活用されているとともに、積極的に青少年教育団体等と連携を図りつつ、これまで以上に青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすこととしている。

以下、本報告書においては必要に応じて、教育施設名を表 1-6 の略称のとおり略すこととする。

10. 審議等機関

（1）運営諮問委員会

機構の業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聞くため、平成 18 年 10 月に運営諮問委員会を機構本部に設置。

（2）評価委員会

機構の業務の実績に関する評価を行うため、平成 18 年 10 月に評価委員会を機構本部に設置。

（3）運営協議会等

従前より、各教育施設に施設の業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聞くため、施設業務運営委員会を置くことができることとしていた。

平成 23 年 9 月からは、「国立青少年教育施設における新しい公共型の管理運営に向けた試行的実施の基本方針」（平成 23 年 8 月 30 日理事長裁定）に基づき、地域と一体となった施設の管理運営を行うため、「新しい公共」型の管理運営の試行施設に「運営協議会」を設置した。

そして、平成 27 年 4 月からは、これまでの試行施設における成果を踏まえ、それぞれの施設のおかれた地域の実情に即し、地域と連携した効果的・効率的な施設運営を行うため、全教育施設に「運営協議会等」を置くことができることとしている。

表 1-6 教育施設一覧

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

No	教育施設名	所在地	宿泊定員(人)	設置年	略 称
1	国立オリンピック記念 青少年総合センター	東京都渋谷区	1,500	昭和40年4月	センター
2	国立大雪青少年交流の家	北海道美瑛町	400	昭和40年10月	大雪
3	国立岩手山青少年交流の家	岩手県滝沢市	400	昭和47年5月	岩手山
4	国立磐梯青少年交流の家	福島県猪苗代町	400	昭和39年12月	磐梯
5	国立赤城青少年交流の家	群馬県前橋市	400	昭和45年4月	赤城
6	国立能登青少年交流の家	石川県羽咋市	400	昭和46年4月	能登
7	国立乗鞍青少年交流の家	岐阜県高山市	400	昭和49年4月	乗鞍
8	国立中央青少年交流の家	静岡県御殿場市	500	昭和34年4月	中央
9	国立淡路青少年交流の家	兵庫県南あわじ市	400	昭和44年4月	淡路
10	国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市	400	昭和51年5月	三瓶
11	国立江田島青少年交流の家	広島県江田島市	400	昭和42年6月	江田島
12	国立大洲青少年交流の家	愛媛県大洲市	400	昭和48年4月	大洲
13	国立阿蘇青少年交流の家	熊本県阿蘇市	400	昭和38年7月	阿蘇
14	国立沖縄青少年交流の家	沖縄県渡嘉敷村	160	昭和47年5月	沖縄
15	国立日高青少年自然の家	北海道日高町	400	昭和56年4月	日高
16	国立花山青少年自然の家	宮城県栗原市	400	昭和53年10月	花山
17	国立那須甲子青少年自然の家	福島県西郷村	400	昭和51年10月	那須甲子
18	国立信州高遠青少年自然の家	長野県伊那市	300	平成2年6月	信州高遠
19	国立妙高青少年自然の家	新潟県妙高市	300	平成3年4月	妙高
20	国立立山青少年自然の家	富山県立山町	300	昭和58年4月	立山
21	国立若狭湾青少年自然の家	福井県小浜市	300	昭和59年4月	若狭湾
22	国立曾爾青少年自然の家	奈良県曾爾村	400	昭和54年10月	曾爾
23	国立吉備青少年自然の家	岡山県吉備中央町	300	昭和57年4月	吉備
24	国立山口徳地青少年自然の家	山口県山口市	300	平成元年5月	山口徳地
25	国立室戸青少年自然の家	高知県室戸市	400	昭和50年10月	室戸
26	国立夜須高原青少年自然の家	福岡県筑前町	300	昭和63年4月	夜須高原
27	国立諫早青少年自然の家	長崎県諫早市	400	昭和52年10月	諫早
28	国立大隅青少年自然の家	鹿児島県鹿屋市	300	昭和61年4月	大隅

図 1-7 教育施設配置図

- 国立青少年交流の家**
- | | |
|-------------|-------------|
| ①大雪山青少年交流の家 | ⑭淡路青少年交流の家 |
| ③岩手山青少年交流の家 | ⑮三瓶青少年交流の家 |
| ⑤磐梯青少年交流の家 | ⑯江田島青少年交流の家 |
| ⑧赤城青少年交流の家 | ⑰大洲青少年交流の家 |
| ⑫能登青少年交流の家 | ⑱阿蘇青少年交流の家 |
| ⑭中央青少年交流の家 | ⑳沖縄青少年交流の家 |
| ⑮乗鞍青少年交流の家 | |

- 国立青少年自然の家**
- | | |
|--------------|--------------|
| ②日高青少年自然の家 | ⑮曾爾青少年自然の家 |
| ④花山青少年自然の家 | ⑯吉備青少年自然の家 |
| ⑥那須甲子青少年自然の家 | ⑰山口徳地青少年自然の家 |
| ⑧信州高遠青少年自然の家 | ⑱室戸青少年自然の家 |
| ⑩妙高青少年自然の家 | ⑲夜須高原青少年自然の家 |
| ⑪立山青少年自然の家 | ⑳諫早青少年自然の家 |
| ⑬若狭湾青少年自然の家 | ㉑大隅青少年自然の家 |

- 国立オリンピック記念青少年総合センター**
- ㉒オリンピック記念青少年総合センター



1 1. 総利用者数（表 1-8 参照）

（1）総利用者数

総利用者数は、機構が主催する「教育事業」への参加者と、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用者（「研修支援」）の対象者の合計であり、第2期中期目標期間最終年度である平成27年度の総利用者数は5,174,208人と平成18年度の機構設立後、最も多い総利用者数であり、第2期中期目標期間初年度である平成23年度（4,870,120人）と比較すると304,088人（6.2%）増加している。

（2）宿泊利用者数・日帰り利用者数

平成27年度の宿泊利用者数は2,846,250人であり、平成25・26年度は2年連続で減少したものの、平成27年度は増加しており、平成23年度（2,758,824人）と比較すると87,426人（3.2%）増加している。

また、平成27年度の日帰り利用者数は2,327,958人であり、平成23年度（2,111,296人）と比較すると216,662人（10.3%）増加している。

なお、総利用者数における宿泊利用者数の割合は平成23年度が56.6%であるのに対し、平成27年度は55.0%と、年々減少している。

（3）宿泊室稼働率

平成27年度の教育施設全体の宿泊室稼働率は、60.7%であり、第2期中期目標期間において全教育施設で「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において示された稼働率5割を上回る数値を確保した。

表1-8 総利用者数

年度	総利用者数			宿泊利用者数			日帰り利用者数			対総利用者数宿泊利用者割合	宿泊室稼働率
	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援		
H23	4,870,120	404,747	4,465,373	2,758,824	172,943	2,585,881	2,111,296	231,804	1,879,492	56.6%	58.3%
H24	5,139,302	413,807	4,725,495	2,865,988	113,393	2,752,595	2,273,314	300,414	1,972,900	55.8%	59.8%
H25	5,167,997	492,980	4,675,017	2,849,245	107,716	2,741,529	2,318,752	385,264	1,933,488	55.1%	60.3%
H26	5,103,385	536,102	4,567,283	2,811,004	109,091	2,701,913	2,292,381	427,011	1,865,370	55.1%	60.0%
H27	5,174,208	555,183	4,619,025	2,846,250	109,219	2,737,031	2,327,958	445,964	1,881,994	55.0%	60.7%

第2章 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進

機構では、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的として、「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに、①青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業、②国際交流事業、③青少年教育指導者等の養成・研修事業、④青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業、⑤東日本大震災対応事業について、企画段階から関係機関・団体と連携しながら、地域のニーズ等を踏まえて、様々な体験活動の場と機会を提供している。

これまで、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」（平成20年9月2日）や「機構活性化プラン」（平成22年1月12日）、「新・機構元気プラン」（平成26年6月）の具現化、さらに「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の一層の推進を図るため、表2-1のとおり事業項目を設定し、第2期中期目標期間は合計2,815事業を実施し、837,932人に対して様々な体験活動の場と機会を提供した。企画段階から関係機関・団体と連携し、地域のニーズや課題を踏まえながら取り組んだことにより、参加者は増加傾向にあり、より多くの青少年に体験活動を提供した。

また、第2期中期目標期間においては、特に東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故という国家規模の緊急事態に対応するため、災害発生時の被災者の受入を複数の教育施設で行ったほか、被災地の子供の心身の健康の回復・増進を図ること等を目的とした教育事業を継続して実施した。

これらに加え、近年問題化している子供のネット依存への対応として、国立病院機構久里浜医療センターと連携し、教育と医療の観点を融合させた新たな取組を行ったほか、子供の貧困問題に対応するため、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえた「青少年の“自立する”力 応援プロジェクト」を平成26年度に新たに立ち上げ、①児童養護施設に在籍する子供等を対象とした教育事業、②経済的に困難な状況にある子供が体験活動に参加する際の経済的負担の軽減、③児童養護施設等を退所後、高等教育機関に進学した学生の経済的負担の軽減の3つの取組を新たに始めた。

これらの取組の結果、教育事業の参加者から毎年度98%を上回るプラスの評価を得ており、第2期中期目標期間に掲げている目標（90%以上）を全年度において達成した。

表 2-1 教育事業実施状況

項目及び区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	総数
1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業	件数	99	114	86	72	79	450
	参加者数(人)	8,557	8,731	7,186	6,080	7,531	38,085
	延参加者数(人)	34,058	16,906	20,789	17,365	20,489	109,607
	満足度(%)	97.3	98.0	98.8	98.4	98.7	-
2. 国際交流事業	件数	23	25	29	31	28	136
	参加者数(人)	2,268	1,614	1,920	1,821	2,102	9,725
	延参加者数(人)	15,421	8,977	11,025	11,000	11,476	57,899
	満足度(%)	99.2	99.5	98.5	99.8	97.9	-
3. 青少年教育指導者等の養成・研修事業	件数	133	138	114	118	125	628
	参加者数(人)	7,334	6,950	5,645	5,641	7,117	32,687
	延参加者数(人)	22,852	12,371	12,926	12,462	16,180	76,791
	満足度(%)	99.3	98.9	98.9	99.5	99.5	-
4. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業	件数	298	262	282	326	386	1,554
	参加者数(人)	123,101	152,945	148,805	162,650	162,468	749,969
	延参加者数(人)	177,565	180,776	179,685	209,887	196,537	944,450
	満足度(%)	98.0	98.4	98.7	99.0	99.0	-
5. 東日本大震災対応事業	件数	-	13	17	9	8	47
	参加者数(人)	-	2,924	3,220	564	758	7,466
	延参加者数(人)	-	6,714	8,034	2,537	2,758	20,043
	満足度(%)	-	99.4	99.4	98.7	97.4	-
合計	件数	553	552	528	556	626	2,815
	参加者数(人)	141,260	173,164	166,776	176,756	179,976	837,932
	延参加者数(人)	249,896	225,744	232,459	253,251	247,440	1,208,790
	満足度(%)	98.4	98.6	98.9	99.1	99.0	-

(注 1) 延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等を除く。

(注 2) 参加者の満足度については、各教育事業の終了時に参加者に対して行ったアンケート調査の結果。

事業全体を通しての満足度は、「満足」・「やや満足」・「やや不満」・「不満」の 4 段階で調査し、本報告書中の「満足度」(プラスの評価)は、「満足」と「やや満足」の合計値。

1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発

青少年教育に関するモデル的なプログラム開発を目的として、①豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業、②不登校、引きこもりや児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業、③その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業を、第 2 期中期目標期間中に合計 450 事業実施し、38,085 人が参加した。

また、活動プログラムの開発にあたっては、公立施設等における活用や普及を目的として、事業の企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にして取り組んだ。

その結果、第 2 期中期目標期間において、機構が開発したプログラムや活動プログラム等が、公立施設等で合計 391 件活用・実施された。(表 7-4 参照)

【参考】表 7-4 公立施設等での活用状況（7-5 頁参照）

成 果		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
ア プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	11	9	7	9	7	43
	件数（件）	30	24	13	23	23	113
イ 活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	3	6	6	11	30
	件数（件）	5	4	38	56	57	160
ウ 教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	3	6	7	6	5	27
	件数（件）	6	17	8	18	11	60
エ 運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	4	7	2	1	18
	件数（件）	7	7	7	3	1	25
オ その他	教育施設数	2	2	2	5	4	15
	件数（件）	7	5	2	9	10	33
合 計	教育施設数	24	24	29	28	28	133
	件数（件）	55	57	68	109	102	391

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。

(1) 豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業

機構では、青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むため、様々な体験活動の場と機会を提供している。

【取組事例①】チャレンジ&チェンジ！真夏のアドベンチャー

立山では、海から山へ移動する「チャレンジ&チェンジ！真夏のアドベンチャー」（対象：小学5年生から中学3年生）を平成23～27年度に実施した。

この事業は、標高0mの海岸からサイクリングや徒歩により3,000m級の立山連峰にチャレンジすることを通して、主体性や協調性、精神力を養い、自立の意欲を高め、人格形成の基礎を培うことを目指した事業である。

実施にあたっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研究所と共催し、複数の団体・企業からの協賛、後援、協力を得、ロッククライミングでの安全確保に関する講義や指導を受けるほか、協賛企業から熱中症対策のための飲料の提供を受けるなど、様々な連携により万全を期した体制で行うことができた。

参加者からは、「キャンプを通して、自分がどんなに辛くても目標を持つことで頑張ることができるということに気付いた」、「仲間の大切さと良さを知ることができた。1人ではだめでも仲間がいれば協力して壁を乗り越えることができる」等、このキャンプを通して、子供たちが困難なことにチャレンジし、たくましく成長していく姿が見られた。

【取組事例②】海の冒険シリーズ②若狭湾 海湖（うみ）の自然学校

若狭湾では、里山、川、湖、海を舞台とした事業（対象：小学5年生から中学2年生）を平成26・27年度に実施した。

この事業は、若狭湾に注がれる水の流れに沿って、里山を体感しつつ川→湖→海を自転車・カヤックで移動しながら、友情をはぐくむとともに、郷土の自然に誇りをもってもらうことを目指した事業である。

実施に当たっては、総合型地域スポーツクラブわかさ、福井県立三方青年の家、福井県里山里海湖研究所と共催し、若狭町・美浜町の各教育委員会の協力を得た。

湖畔の30kmサイクリングや小学校校庭でのテント泊、川から湖を経て海へ至る3日間40kmのカヤック漕艇、それらの行程を見渡せる標高400m峰の登山を行い、異年齢の仲間と協力し合い、共に励まし合いながら乗り越えゴールを目指した。

参加者からは、「とても困難なことをやっていくうちに、自然に仲間が増えた」、「シーカヤックを漕ぐ際、協力することの大切さが分かった」等の意見があり、プログラムを通して自然の雄大さと仲間と協力し合う大切さを知る機会となったことが伺えた。

(2) 不登校、児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業

機構では、不登校やニート、引きこもり、障害を有する子供など困難を有する青少年を対象に、様々な体験活動の場と機会を提供することにより、健やかに成長し、社会の一員として、自立や活躍するための支援をしている。

【取組事例①】青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業（文部科学省委託事業）

近年、スマートフォン等の新たな情報機器の普及に伴い、インターネットの長時間利用により生活習慣の乱れ等が指摘されており、いわゆる「ネット依存」への対応が求められている。

このため、機構では、平成26年度に文部科学省の委託を受けて、ネット依存、又はネット依存傾向の青少年を対象に、宿泊体験事業（8泊9日）を中央で実施し、どのような効果がみられるかを調査し、平成27年度も引き続き文部科学省の委託を受けて赤城で事業を実施し、プログラムの効果について検証を行った（8泊9日）。

事業実施にあたっては、国立病院機構久里浜医療センターと連携し、教育と医療の融合により治療としてだけでなく教育的観点も取り入れた体験活動プログラムを実施した。

ネット依存症に関する専門医の協力の下、事業前後の参加者の変容に関する調査研究を行ったところ、1週間当たりのインターネット/ゲームの平均使用時間数は、本キャンプ前は57.4時間（1日平均約8.2時間）であったのに対し、キャンプ後では35.5時間（1日平均5.1時間）と時間数が減少するなど事業の有用性が認められたほか、専門医からも、対人コミュニケーション能力の低下や自信喪失の傾向に対し本事業の様々な体験が有用との所見を得た。

また、本キャンプ終了後、不登校であった参加者の1人は、通信制の学校に転校し通学を始めたほか、他の参加者の多くは、高校への登校を再開し大学受験に向け予備校にも通い始めるなど、社会への自立に一步踏み出した。

なお、この事業については、11月1日～3日にフォローアップキャンプも実施しており、前述した通信制の学校に転校し通学を始めた参加者は、「今は学校にも楽しく行っているし、友達と呼べる人もできた」「友達とカードゲームをすることに夢中で、ネットゲームは全くやっていない」とみんなに報告していた。

【取組事例②】 公立施設と連携した自立促進プログラム開発事業

夜須高原では、福岡県立少年自然の家「玄海の家」と共催し、視覚障害がある子供を対象に、集団生活を行うことで自他に対する信頼感や自尊感情を高め、心豊かに生きていく力を培うことを目的に、「公立施設と連携した自立促進プログラム開発事業」を平成25～27年度に実施した。

平成27年度は、視覚に障害がある11人（小学生～高校生）とその保護者3家族を対象（1泊2日）とし、子供同士の交流だけでなく保護者間の交流も活発に取り入れた。

プログラムのうち、ブラインドサッカー体験では、はじめに心身をリラックスさせることから始め、身体の様々な部位でボールを触る・動かすという活動を行い、最後にミニゲームを行った。参加者からは、「ゴールを決めることができ嬉しい。自信になった」などの感想があった。

なお、近隣の大学と連携し、大学で視覚障害教育を学ぶ学生がボランティアとして参加した。ハンドベルを使った演奏の際には、子供たちに優しく指導しながら一緒に演奏を行い、共に喜び合う姿がみられた。

(3) その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業

環境教育、ボランティア活用の推進、幼児教育、防災教育、子育て支援等が青少年の課題や国の政策課題としてあげられている。

【取組事例①】 ボランティア参画型プログラム開発事業 小学生チャレンジキャンプ

三瓶では、地域や社会で活躍できる次代のリーダーを育成するため、法人ボランティアが小学生向けのキャンプを企画・運営する取組を平成25～27年度に実施した。

平成27年度は、小学生20人とボランティア13人が参加し、地域の特色ある活動場所（三瓶周辺の3つの池、3つの草原、5つの山）で、ボランティアが設定した地域の自然に関するミッション（課題）を協力してクリアしていくオリエンテーリングを行った。

ボランティアが企画から広報チラシの作成、広報活動、事前準備及び当日運営までの一連の流れを担ったことで、ボランティアの主体性を育むとともに、ボランティア活用方策の幅を広げることができた。

参加したボランティアからは、「自分の関わり方に自信が持てなかったが、他のボランティアと悩み等を共有することで自信を持つことができた。子供たちと同じように自信をつけることができたことは大きな収穫だった。」などの感想があった。

【取組事例②】 遊んで身に付く36の基本的な動き

幼児期に楽しく体を動かして遊ぶことは、児童期や青年期の運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されるだけでなく、意欲や気力、対人関係などのコミュニケーション能力、社会性や認知的能力を育む機会となるとされている。

機構では、「幼児期の遊びを中心とした運動プログラムの開発・普及委員会」を設置し、遊びながら自然に「36の基本的な動き」が身に付く「場」と「きっかけ」づくりとなる運動プログラムを開発し、平成27年度に磐梯・能登で試行的にこの運動プログラムを実施した。また、「遊んで身に付く36の基本的な動き」のガイドブックを作成し、幼稚園・

保育所等への普及に努めた。

2. 青少年の国際交流の推進（表 2-2 参照）

機構では、青少年及び青少年教育関係者の国際交流を実施し、国内外の青少年の異文化理解の増進、及び青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図っている。また、青少年のボランティアによる社会参加を促し、青少年のリーダーを養成する取組を行っている。

表 2-2 国際交流事業の実施状況

項目及び区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
1. 日独の青年及び青少年 指導者の交流事業	交流国数	1	1	1	1	1	5
	事業数	8	8	8	8	8	40
	参加者数 (人)	102	114	115	116	116	563
2. アジアの青少年交流事業	交流国数	11	10	12	11	13	57
	事業数	9	11	13	13	14	60
	参加者数 (人)	378	423	390	344	372	1,907
3. その他の交流事業	交流国数	3	15	3	11	3	35
	事業数	6	6	8	10	6	36
	参加者数 (人)	1,788	1,077	1,415	1,361	1,614	7,255
合 計	交流国数	15	21	16	21	17	90
	事業数	23	25	29	31	28	136
	参加者数 (人)	2,268	1,614	1,920	1,821	2,102	9,725

(注) 交流国数の合計欄の数値は、項目間で重複する国を除いているため、各項目の合計数とは一致しない場合がある。

(1) 日独の青年及び青少年指導者の交流事業

機構は、文部科学省の委託を受け、日本とドイツの青少年交流の発展を図るため、日独交流事業を実施した。第 2 期中期目標期間は、青年を対象とした「日独勤労青年交流事業」及び「日独学生青年リーダー交流事業」、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー」を実施した。

派遣事業では、ドイツ訪問時に日本のことを正しく説明することができるよう、日本の現状について理解するための講義や演習を行うなど、事前研修の充実を図った。また、国立の教育機関のネットワークを用いて、全国の大学や高専などに広報することにより、全国各地から参加希望者を集めることができた。

受入事業では、教育施設と連携し、プログラムの企画運営を行った。例えば、「日独学生青年リーダー交流事業」では、岩手山の法人ボランティアとの交流を通じて、青少年教育施設におけるボランティア活動をドイツ青年が学べるプログラムを実施した。

また、本部が実施する「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」などの機会を利用して、日本人参加者がドイツで学んだことや所属先のボランティア団体で活かした取組を発表することができるよう、継続的な交流の機会や活動機会を提供した。

なお、平成 18～25 年にドイツへ派遣された日本人参加者に対する追跡調査を実施した。

その結果、「日独青少年指導者セミナー」では、日本人参加者の98.4%がドイツ滞在中で学習したことを職場で役立てており、45.9%の者が研修会等で講師をつとめたと回答したほか、33.9%の者が新たな事業・活動を実施していたことがわかった。

(2) アジアの青少年交流事業

機構は、アジアにおける青少年教育の拠点を目指し、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年交流事業を実施している。第2期中期目標期間は、日中韓の小学生を対象に「日中韓子ども童話交流」、日韓の高校生を対象にした「日韓高校生交流」、東南アジア10か国の中学生を招聘した「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」、「タイ王国高校生相互交流事業」、「ジャパン・マレーシア交流プロジェクト」、「アジアの架け橋 沖縄スリランカプロジェクト」を実施した。

特に、「アジアの架け橋 沖縄スリランカプロジェクト」では、同事業が民族の調和を築こうとするスリランカ政府への大きな支援になっていることや、スリランカの中学生に社会奉仕の精神を植え付けたことなどが評価され、スリランカ教育省から機構に対し感謝状が授与された。

また、韓国国立青少年活動振興院と平成24年2月に交流協定を結び、両国の青少年指導者交流や大学生交流等を実施した(4-2頁参照)。

(3) その他の交流事業

「世界の仲間とゆく年くる年」、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」、「えいご de キャンプ in テンパーク」など、多くの国々の青少年を対象に国際交流事業を実施した。

【取組事例①】世界の仲間とゆく年くる年

本部では、年末年始に様々な国々の青年が集い、日本の文化体験を通じて異文化理解を図ることを目的に「世界の仲間とゆく年くる年」を平成22年度から実施している。約30の国と地域からの留学生と日本の青年たちが約300人集まり、日本の年末年始の行事などの体験を通して交流を深めている。

この事業の企画運営は、過年度参加者やこの事業にボランティアとして参加した学生や社会人が中心となって組織した企画運営委員会が行っている。その結果、グループ交流を深めるために、グループごとに太鼓やどじょうすくい等の日本の伝統的な文化を体験するプログラムを発案したり、スタッフ全員でカウントダウンパーティーを盛り上げたり、様々な改良を行った。また、チラシやポスターの作成配布、司会進行、使用物品の管理なども企画運営委員自身が行った。

【取組事例②】ミクロネシア諸島自然体験交流事業

機構では、太平洋諸島の子供たちとの相互交流を通じて、自然体験や異文化体験等を行い、子供たちに自然のすばらしさ、共存することの大切さを学ぶ機会を提供する「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」を実施している。

特に平成27年度は、過年度参加者の概ね10年後の実態を把握するため、平成14~18年の間に日本から派遣された者を対象に追跡調査をはじめて実施し、その結果を公表し

た。主な調査結果としては、過年度参加者は、事業後に国際交流事業や海外留学、ボランティア活動に積極的に参加していることがわかった。特に、29.8%の参加者が事業後に「海外留学した（している）」と回答しており、これは、日本人大学生全体の留学者の割合 2.15%※と比べて大きく上回っていた。

※ ①日本から海外への留学者数（平成 24 年度）：60,138 人（「ユネスコ統計局、OECD、IIE 等における統計」平成 27 年 2 月：文部科学省）
 ②高等教育機関在籍日本人学生数（平成 24 年度）：2,796,057 人（「平成 24 年度学校基本調査（確定値）」平成 24 年 12 月：文部科学省）
 日本人大学生全体の留学者の割合：①÷②×100=2.15%

3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上（表 2-3 参照）

青少年の体験活動の充実のためには、青少年教育団体や学校の教職員、公立の青少年教育施設等で中核となる青少年教育指導者等の養成及び資質の向上が必要である。このため、青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業（NEAL）、青少年の体験活動に関わる指導者等の研修事業、教員を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）、及びボランティアの養成・研修事業などを実施した。

また、体験活動の指導力の向上やボランティア等の資質能力の向上、安心安全な体験活動の実施など青少年教育指導者等が求めるニーズを踏まえながら事業を企画立案するとともに、事業後のアンケート結果を踏まえ、事業の改善にも取り組んでいる。

第 2 期中期目標期間に実施した青少年教育指導者等の養成・研修事業は、計 628 事業であり、32,687 人が参加した。

表 2-3 青少年教育指導者等の養成・研修事業の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	総数
件数	133	138	114	118	125	628
参加者数(人)	7,334	6,950	5,645	5,641	7,117	32,687
延参加者数(人)	22,852	12,371	12,926	12,462	16,180	76,791
満足度(%)	99.3	98.9	98.9	99.5	99.5	-

(1) 青少年の体験活動に関わる指導者等の養成及び研修事業

① 青少年の体験活動に関わる指導者等の養成事業（NEAL）

平成 20～24 年度まで文部科学省の委託事業として実施した「自然体験活動指導者養成事業」を発展させ、官民共同で体験活動に関する新たな指導者認定制度を平成 25 年 2 月に創設し、体験活動に関する正しい知識と経験を有する指導者の養成を開始した。

指導者の種類は、専門的な知識や経験により自然体験活動指導者（リーダー）、自然体験活動上級指導者（インストラクター）及び自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の 3 資格があり、「青少年教育における体験活動」など、全 8 科目の養成カリキュラムを段階的に修了する必要がある。

平成 25 年度からリーダー養成事業、平成 26 年度からはインストラクター養成事業、平成 27 年度はコーディネーター養成事業の試行実施を開始した。

各試行事業の成果や課題を踏まえ、カリキュラム内容や時間数等を見直し、順次本

格実施している。

② 青少年の体験活動に関わる指導者等の研修事業

青少年の体験活動に関わる指導者等を対象とした体験活動安全管理研修（山編、水辺編）を、平成 21 年度から実施しており、第 2 期中期目標期間においても実施した。

プログラム内容は、事故事例の研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際などとともに、子供たちの体験活動を直接指導する指導者等のニーズも取り入れている。

また、平成 26 年度の事業終了約 6 か月後に参加者を対象とした追跡調査を行った結果、約 9 割の参加者が、事業参加後に所属施設での会議や研修会等を利用して伝達講習を実施するとともに、安全マニュアル及び活動プログラム集の見直し、装備・備品の再点検をするなど、講習で得たことを所属している施設又は団体で活かしていることが分かった。

(2) 教員免許状更新講習等（表 2-4 参照）

現行の学習指導要領において、小学校では自然体験活動や集団宿泊活動、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動の体験活動の必要性が明記されていることを踏まえ、その効果的、効率的な実施に向け、機構においては、大学や教育委員会等と連携し、教員免許状更新講習の選択領域 18 時間の「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」として、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり及び体験活動の実際と安全管理などの講習内容を宿泊を伴う方法で実施している。

第 2 期中期目標期間においては、計 182 講座を開設し、8,266 人が受講、修了した。参加した教員は、学習指導要領における体験活動の位置付けを理解するとともに、自ら体験活動を行うことで安全に配慮した指導法や指導技術を身に付け、体験活動の意義や効果について学んだ。

表 2-4 教員免許状更新講習等

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
事業数	34	35	33	41	39	182
参加者数	1,779	1,450	1,807	1,358	1,872	8,266

(3) 法人ボランティアの養成・研修事業（表 7-8 参照）

各教育施設で活躍する法人ボランティアの活動を一層推進するため、法人ボランティア養成研修を全教育施設で実施し、第 2 期中期目標期間に計 10,466 人のボランティアを養成した。

また、教育施設においては、法人ボランティアが各種教育事業や研修支援に携わる機会を創出し、延べ 30,761 人が活動した。

さらに、各教育施設に配置したボランティア・コーディネーターが中心となり、法人ボランティア自身が事業を企画・運営することを支援するなど、法人ボランティアが研

修で培った知識や技術のアウトプットの機会や場の創出、及び更なるスキルアップに向けた取組の支援を行った（7-8 頁参照）。

【参考】表 7-8 法人ボランティアの養成及び活動状況（7-8 項参照）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
養成者数	1, 835	2, 051	1, 994	2, 258	2, 328	10, 466
活動延総人数	4, 450	5, 490	5, 723	7, 646	7, 452	30, 761

(注 1) 活動延べ人数は、法人ボランティア 1 名が 1 日活動した場合を「1 人」として集計。

(注 2) 平成 23～25 年度の活動延総人数は、震災対応ボランティア等が含まれている。

(4) その他

その他、青少年教育指導者等の養成・研修の一環として、絵本に関する専門家の養成を目的とした事業、青少年の健全育成及び青少年の相談事業に携わる関係者のための事業、国公立・民間の青少年教育施設を対象とした「全国青少年教育施設所長会議」（4-3 項参照）を実施した。

① 絵本専門士の養成

読書活動の重要性を普及させるため、絵本に関する専門家の養成が必要であることから、本部では、平成 24 年 10 月に有識者による、絵本の専門家（以下「絵本専門士」という。）の養成に関する検討会（後に絵本専門士委員会に改称）を立ち上げ、絵本専門士養成講座（以下「養成講座」という。）開設のために必要なカリキュラムの策定や講師の決定等を行い、平成 26 年度から養成講座を開始した。

養成講座は、「知識を深める」・「技能を高める」・「感性を磨く」の 3 分野、30 コマ（50.5 時間）で、絵本学者、絵本作家及び編集者等による、絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本に込められた作家の想いに関する講義など、多種多様な授業内容となっている。

平成 26 年度（第 1 期養成講座）は、全国から定員を大きく超える 800 人近くの応募者の中から、審査の結果、38 人が 5 回（10 日間）の講座を受講し、受講後の審査を経て、37 名が絵本専門士として認定された。

また、平成 27 年度（第 2 期養成講座）においては、第 1 期養成講座の応募状況を踏まえ、募集定員を 30 人から 60 人に増やして募集を行い、500 人近い応募者の中から 62 人が受講した。このうち、60 人が平成 28 年 5 月に絵本専門士として認定され、第 1 期と合わせ約 100 人が認定された。

受講者からは、「これだけ広く体系的に絵本の専門知識を学んだことがなかった」など専門的かつ高度な授業展開に好意的な感想が多く寄せられた。

絵本専門士委員会において、カリキュラム構成と絵本専門士に「望まれる資質・能力」との関連性をより明確に整理する必要性が出てきたことから、第 2 期養成講座と並行して、平成 27 年 5 月に「絵本専門士養成講座カリキュラムに関するガイドライン作成ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 28 年度に開講する第 3 期養成講座のカリキュラム、および、指導内容を体系的に整理したガイドラインの策定に向けて協議を重ね平成 27 年 10 月に策定した。

第1期養成講座終了後、その後の活動状況を調査した結果、平成26年度に養成した絵本専門士37人は、勤務先又は所属団体で読み聞かせ会等の活動を合計70件行っていたこと、絵本の紹介や講義、ケーブルテレビ番組のコーナー担当などの活動を合計82件行っていたことがわかった。

② 全国青少年相談研究集会の開催

本部では、青少年の様々な問題に関する協議等を通じて、知見を広げ、団体間の連携協力の促進を図ることを目的に、青少年教育関係や行政担当者、教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務関係者、社会福祉関係者、民生委員等多様な分野で青少年に関わる実務担当者を対象とした「全国青少年相談研究集会」を開催している（毎年度、約200人が参加。）。

平成23～25年度までは、青少年が抱える課題の中から全体テーマを絞って以下の通りとしていた。

- ・ 平成23年度：「子ども・若者の孤独を考える～新たな絆を考えて～」
- ・ 平成24年度：「青少年を取り巻く『いじめ』の本質を考える」
- ・ 平成25年度：「青少年の地域における居場所と絆づくり」

しかし、平成26年度からは、課題が多様化・深刻化している現状を踏まえ、1つの事象に対して多様な分野の専門家や諸機関が連携・協力して課題に取り組む体制づくりに資するため、テーマを以下の通りとして分科会を実施するなど、工夫・充実を図った。

- ・ 平成26年度：「青少年をとりまく課題に対する様々な機関との連携」
- ・ 平成27年度：「現代社会における青少年相談のあり方～複雑化する青少年問題にどう取り組むか～」

4. 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発

青少年や保護者に様々な体験活動の機会と場を提供し、体験活動の重要性について関係機関等を通じて広く普及するとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を目的として、民間団体と連携し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など様々な体験活動等の普及・啓発を実施しており、第2期中期目標期間に計1,554事業（参加者749,969人）を実施した。（表2-1参照）

（1）「体験の風をおこそう」運動の取組

「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充など体験活動の推進について社会的気運の醸成を図る運動である。

機構では、平成22年から青少年育成に関わる複数の団体と連携して「体験の風をおこそう運動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を立ち上げ、同運動の推進に努めている。また、平成25年から各地域においても同運動を推進する組織作りを進めている。

① 機構本部での取組（4-1 頁参照）

推進委員会では、子供たちの体験の機会と場を広く提供するとともに、青少年に対する体験活動の必要性・重要性を広く社会に発信するため、10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、各地域で「体験の風をおこそう」運動の一環として実施される事業を推進している。

表 2-5 体験の風をおこそう推進月間関連事業実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
団体数	188	406	558	500	329
事業数	249	649	1,114	889	997

ア。「体験の風をおこそう推進月間」中に各団体等で行われる事業のうち、特に競技性の高い体験活動を種目にして行う事業を「子ども体験遊びリンピック」として実施しており、参加者は、平成 22 年度実績（参加者数 24,330 人、99 団体、107 事業）に対して平成 27 年度実績（参加者数 36,109 人、179 団体、240 事業）は、参加者数 11,779 人、80 団体、133 事業増加しており、増加傾向にある。成績優秀な参加者には、推進委員会委員長松本零士氏（漫画家）のデザインによる金銀銅メダルやイラスト入り賞状を贈呈した。

イ。青少年教育指導者等を対象として青少年期の体験活動の重要性について理解を深めていただくため、「体験の風をおこそうフォーラム」を毎年実施した。

表 2-6 体験の風をおこそうフォーラム 講師一覧

年度	講師	演題
平成 23 年度	小林誠氏（高エネルギー加速器研究機構特別 名誉教授、ノーベル物理学賞受賞）	発想の多様性を大事に
平成 24 年度	秋山豊寛氏（京都造形芸術大学教授、宇宙飛 行士）	感性を豊かにする実践
平成 25 年度	安藤忠雄氏（建築家、東京大学名誉教授）	本を捨てるな
平成 26 年度	具志堅幸司氏（日本体育大学教授） 田中理恵氏（日本体育大学助教）	本気になれば何かが変わる ー挑戦すること
平成 27 年度	佐藤弘道氏（NHK「おかあさんといっしょ」 第 10 代目体操のお兄さん）	子どもたちの笑顔のために

ウ。民間団体との連携・協力の下、競技性のある体験活動や子供たちが楽しめる様々な体験活動などを提供する「キッズフェスタ」を年 2 回実施し、毎回 2,000 人以上が参加した。

また、平成 24 年度からは、毎月第 4 土曜日にセンターを会場に家族で様々な体験を楽しむ「キッズフェスタクラブ」を実施した。

表 2-7-1 キッズフェスタ参加者推移

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
防災・体験活動キッズフェスタ	350	-	-	-	-
春のキッズフェスタ	-	約 1,600	約 3,000	2,477	2,155
秋のキッズフェスタ	約 1,100	約 2,600	台風により中止	デング熱により中止	1,486
冬のキッズフェスタ	-	-	-	2,563	-

表 2-7-2 キッズフェスタクラブ参加者推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
家族数	50	154	152	189	96
参加者数(人)	137	453	501	592	335

また、平成 23～24 年度には、国公立青少年教育施設、関係機関・団体と連携して、各年度 5～6 教育施設で「青少年体験活動フォーラム」を実施し、青少年教育関係者を対象とした講義や事例研究、実技演習などを通じて青少年教育関係者の情報交換・交流を行った。

表 2-8 青少年体験活動フォーラム参加者推移

	平成 23 年度	平成 24 年度
実施施設	日高、磐梯、妙高、室戸、三瓶、沖縄	乗鞍、淡路、江田島、花山、大隅
参加者数	748 人	497 人

エ. 平成 25 年度からは、同運動に賛同する著名人を「体験の風をおこそう」運動応援団として任命している。これまで、11 人を任命しており、普及啓発事業での活用等を通じて、積極的に体験活動に取り組む気運の醸成に努めた。

表 2-9 「体験の風をおこそう」運動応援団一覧（平成 28 年 3 月 31 日現在）

ガチャピンムック
サンプラザ中野くん（ミュージシャン）
立石 諒選手（ロンドン五輪水泳男子平泳ぎ銅メダリスト）
柴田 亜衣さん（アテネ五輪水泳女子自由形金メダリスト）
エリック・ワイナイナ選手（アトランタ・シドニー五輪男子マラソンメダリスト）
能城 秀雄選手（100km ウルトラマラソン 2009 年世界ランク 1 位）
種田 恵さん（北京五輪水泳女子平泳ぎ日本代表）
カブトムシゆかりさん（タレント）
佐藤 弘道さん（NHK「おかあさんといっしょ」第 10 第目体操のお兄さん）
林家 正楽師匠（紙切り）
下山 和夫さん（2000 年、2012 年一輪車世界チャンピオン）

オ. 平成 26 年度には、機構が発行している体験活動を紹介するガイドブック（「体験・遊びナビゲーター」）に掲載している活動例を広くかつ分かりやすく周知し、活動時の参考としてもらうことを目的に、株式会社フジテレビ KIDS と連携し、BS フジで放送されている「be ポンキッキーズ」の 1 コーナーとして、子供たちと一緒に様々なことにチャレンジする企画として「ガチャピン・ムックの体験ナビ」を、計 22 回（平成 26 年 4～7 月（計 13 回）、平成 27 年 1～3 月（計 9 回））にわたって放送した（7-2 頁参照）。

カ. 平成 22 年から毎年「全国青少年書き初め大会」を実施し、日本における書の伝統と文化を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、全国の青少年の交流を促進しており、毎年約 500 人の高校生及び大学生が参加している。

② 地域での取組（表 2-10、4-2 頁参照）

平成 25 年度から「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を実施し、各地域において青少年教育に関わる複数の団体が連携して実行委員会を立ち上げ、市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動などに取り組み、地域一体となった運動を推進している。

平成 27 年度までに 40 の実行委員会が立ち上がり、全国の 31 都道府県（約 7 割）に広がった。

表 2-10 平成 27 年度地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業の実行委員会一覧

都道府県	実行委員会名
北海道	”足寄から吹かそう！”地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動実行委員会
北海道	イランカラプテを合い言葉に体験の風をおこそう運動実行委員会
北海道	きたそらち「体験の風をおこそう」運動推進協議会
北海道	北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会
北海道	北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会
岩手県	アウトドアチャレンジ岩手県実行委員会
岩手県	みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会
宮城県	栗原市立花山小学校協働教育推進委員会
宮城県	みやぎ自然体験フォーラム実行委員会
宮城県	みやぎっ子ルルブル推進実行委員会
秋田県	秋田県「体験の風をおこそう」運動推進委員会
山形県	神室から体験の風をおこそう実行委員会
福島県	会津・山形「体験の風をおこそう」運動実行委員会
福島県	「体験の風をおこそう」運動 にしのさと県南地域推進協議会
栃木県	だいすきましこ！実行委員会
東京都	青少年おもてなしカレッジ実行委員会
新潟県	親子で体験・生活リズム向上実行委員会
新潟県	体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会
富山県	富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会
石川県	親子でつくろう体験の和実行委員会
長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
岐阜県	神通川源流文化と自然体験の風実行委員会
福井県	若狭の海湖山から「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
静岡県	静岡県「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会
三重県	みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会
兵庫県	淡路島から体験の風をおこそう実行委員会
奈良県	体験の風をおこそう from うだ実行委員会
和歌山県	白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会三瓶地域協育ネットワーク
島根県	三瓶地域協育ネットワーク
広島県	広島・地域から「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
山口県	とくちワクワク体験プロジェクト実行委員会
山口県	みさか体験の風をおこそう実行委員会
愛媛県	大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会
福岡県・佐賀県	福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
長崎県	「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会
熊本県	体験の風をおこそうフォーラム 2015 実行委員会
熊本県	正しい生活リズムと体験の風を起こそう実行委員会
大分県	大分県「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会
鹿児島県・宮崎県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会
沖縄県	沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会

(2) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組

青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に積極的に取り組んでいる。同運動は、平成 18 年度から開始され、これまでに、以下のような成果が出ている。

- ・ 子供の朝食摂取率について、平成 15 年度と平成 26 年度を比べると、朝食を毎日食べる割合は小学 6 年生で 12.7 ポイント (75.4%→88.1%)、中学 3 年生で 14.0 ポイント (69.9%→83.9%) 増加した。(出典：文部科学省全国学力・学習状況調査)
- ・ 夜 10 時以降に寝る幼児の割合について、平成 12 年度と平成 22 年度を比べると、5 歳児で 15 ポイント (40%→25%) 減少した。(出典：ベネッセ教育総合研究所 第 3 回子育て生活基本調査報告書 (幼児版))
- ・ 規則正しい生活をしつけている保護者の割合について、平成 15 年度と平成 20 年度を比べると、15 ポイント (56%→71%) 増加した。(出典：(公社) 日本小児保健協会 幼児健康度調査報告書)

第 2 期中期目標期間では、主に以下の取組を行った。

① 普及啓発資料の作成・配布

「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらうため、啓発用資料として、ポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、朝ごはんポケットレシピ集を作成・配布するとともに、全国協議会ホームページに掲載し自由にダウンロードできるようにした。

また、「早寝早起き朝ごはん」に関する最新の情報や全国各地の取組等を掲載した「早寝早起き朝ごはんニュースレター」を四半期ごとに発行しており、直近では平成 28 年 1 月に第 14 号を発行した。

② 全国各地の「早寝早起き朝ごはん」国民運動への支援

生活習慣が乱れやすくなる土曜日の午前中に小中学生の学習の機会を設け基本的な生活習慣の確立とともに学力の向上を図る「土曜朝塾支援事業」を平成 23 年度は 9 か所、平成 24 年度は 14 か所、平成 25 年度は 16 か所、平成 26 年度は 19 か所、平成 27 年度は 6 か所を実施した。

また、平成 24～26 年度まで「早寝早起き朝ごはん」都道府県フォーラムに対する支援を行い、平成 24 年度は 8 件、平成 25 年度は 4 件、平成 26 年度は 7 件に助成した。

③ 「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊

「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊を編成し、全国各地の学校、地域の行事等へ出向き、同運動の PR 活動を行っており、平成 23 年度は 11 か所、平成 24 年度は 18 か所、平成 25 年度は 21 か所、平成 26 年度は 12 か所、平成 27 年度は 9 か所を訪問し、着ぐるみによる寸劇や紙芝居などにより、規則正しい生活習慣の大切さについて普及啓発を図った。

④ 「早寝早起き朝ごはん」ボランティア研修

子供の基本的な生活習慣及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する基礎的な知識や実際に普及啓発を行う手法を身に付けることを目的に、平成26年度より「早寝早起き朝ごはん」ボランティア研修を実施し、社会人・大学生などが参加した（平成26年度20人、平成27年度6人）。

⑤ 「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラム

「早寝早起き朝ごはん」に関する理解を深めてもらうため、全国フォーラムを毎年開催し、専門家による講演やトークセッション等を通じて、子供の生活リズムの重要性に対する知識や理解を深める機会とした。

これらを踏まえ、平成28年2月に政府において策定された「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）においては、その基本的な施策に日常生活能力の習得、基本的な生活習慣の形成を「早寝早起き朝ごはん」国民運動を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進することが明記された。

子供・若者育成支援推進大綱（抄）（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）

第3 基本的な施策

1 全ての子供・若者の健やかな育成

（1）自己形成のための支援

① 日常生活能力の習得

（基本的な生活習慣の形成）

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

（3）少年の主張全国大会

平成27年度で36回目を迎えた「少年の主張全国大会」には、毎年度、全国の中学生の約15%に当たる50万人を超える応募がある。各都道府県大会等を経て選ばれた12人が、日頃自らが感じていることを口頭発表している。

同全国大会では、12人の発表終了後に審査が行われ、優秀発表者には内閣総理大臣賞等が受賞される。第2期中期目標期間において内閣総理大臣賞を受賞した発表は、以下の通りである。

平成23年度：「震災を乗り越えて」（福島県代表）

平成24年度：「リアルに人とつながるということ」（千葉県代表）

平成25年度：「忘れないために」（宮城県代表）

平成 26 年度：「子は宝～自分の命より大切なもの」（福岡県代表）

平成 27 年度：「語る思いと聞く思い」（広島県代表）

なお、全国大会では中学生や一般の方々等毎年度約 500 人の来場者があり、毎年、皇室のご臨席を賜っている（平成 27 年度は秋篠宮佳子内親王殿下がご臨席）。

（４）読書活動の推進

絵本の読み聞かせをはじめ、子供の読書活動の大切さを認識し、国を挙げて読書に関する活動を推進するため、平成 12 年を「子ども読書年」とする決議がなされたことを契機に、「子どもの未来を考える議員連盟」が中心となって「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定（平成 13 年 12 月）、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」（平成 14 年 8 月 2 日閣議決定）の策定など、子供たちの読書活動を推進するための様々な施策が展開されている。

平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、今後 10 年間で本を 1 か月に 1 冊も読まない子供の割合を半減することを目標として掲げているが、子供の読書活動及びその推進体制に関しては、「子ども読書活動推進計画」の策定状況や公立図書館の設置状況等の自治体における取組に関する地域間の差が顕著であるなど、未だ課題も多くみられるところである。

このような子供の読書活動に係る現状等を踏まえ、本部においては以下の事業を実施している。

- ① 毎年 4 月 23 日の「子ども読書の日」を記念して、読書活動の優れた取組に対する文部科学大臣表彰や、著名人の講演などのプログラムからなる「子どもの読書活動推進フォーラム」を平成 14 年度より毎年実施し、毎年約 470 人の参加者が来場している。

表 2-11 子どもの読書活動推進フォーラム 講師一覧

年 度	講 師	演 題
平成 23 年度	由美かおる氏（女優）	書を読み、詩を口ずさみ、そして深呼吸
平成 24 年度	紺野美沙子氏（俳優/国連開発計画（UNDP）親善大使）	心を育てる読書
平成 25 年度	島田洋七氏（漫才師）	子どもの頃の読書は、豊かな人生の第 1 歩
平成 26 年度	林真理子氏（作家）	小説を書く時間
平成 27 年度	浅田次郎氏（作家）	読むこと 書くこと

- ② 平成 20 年度より実施している「読書と体験の子どもキャンプ」には、全国の小学校の 5・6 年生約 100 人が参加している。平成 25 年度からは、それまでの読書活動に加え、野外炊事等の体験活動をプログラムに組み込み、参加者同士の交流をより深めながら読書の楽しさや大切さを学べるよう工夫を行っている。

- ③ 平成 23 年度に青少年教育情報センターに設置した「キッズコーナー」において、主

に未就学児をもつ親子を対象に、毎月1回「絵本おはなし会」を実施している。大学生やボランティア（絵本専門士を含む）による絵本の読み聞かせを行っており、毎年約220人が参加している。

- ④ 平成23年度より、親子で楽しむ読書と体験の連携事業として、「よむよむ・もぐもぐ広場」（平成23年度のみ）、「よむよむ・わくわく広場」をそれぞれ全国巡回しながら実施している。平成25年度からは、機構が行った「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」（平成25年6月）の調査結果等を踏まえ、名称と内容を一部変更し、「地域読書活動の推進と人の礎づくり～人生をひらく読書の力～」（平成25年度）、「伝えよう日本語の美しさ」（平成26年度）、「ことばを感じよう」（平成27年度）と題し、著名人による朗読などのプログラムを実施しており、毎年約3,800人が参加した。
- ⑤ 読書活動の実態や現在の意識・能力を把握し、子供の読書活動の推進に資する資料を収集することを目的に、20～60代の成人及び中学生、高校生を対象として「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」を実施し、平成25年2月にその結果を公表した（5-6頁参照）。
その結果も踏まえ、読書活動の重要性を普及させるため、絵本に関する専門家を養成することが必要であるとして、平成26年度より「絵本専門士養成講座」を実施している（2-10頁参照）。

5. 東日本大震災及び復興支援に係る取組

機構は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の青少年を対象に、様々な体験活動の機会と場の提供などの支援や、防災に関する事業等の取組を行っている。

（1）宿泊施設や活動プログラムの提供等による支援

① 被災者等の受入

磐梯、花山、那須甲子、妙高においては、福島県災害対策本部等関係自治体からの要請に基づき、平成23年度において延べ55,640人の被災者を受け入れた。同4教育施設では、非日常の環境において、被災者の方々が安心して避難生活を送ることができるよう、生活時間の設定、自治組織の構築、館内清掃等環境整備の分担等の生活面のサポートをはじめ、様々な活動プログラムの提供など、被災者の方々に寄り添い最大限の支援を実施した。

その他、能登、乗鞍、阿蘇、沖縄、曽爾、夜須高原、大隅の7教育施設においても、平成23年度において延べ527人の自主避難者を受け入れた。

② 自衛隊の受入

岩手山においては、自衛隊からの要請に基づき、被災地支援に要する燃料補給や隊員の休息基地として対応し、平成23年3月19日から5月21日（5月22日撤退）までの

間に、1日当たり最大1,090人、延べ25,927人の自衛隊員を受け入れた。

③ 帰宅困難者等の受入

センターにおいては、震災発生当初に生じた都心部の帰宅困難者を延べ705人受け入れるとともに、福島県からの人工透析患者やそのスタッフ460人を受け入れた。

④ 首都圏で就職活動を行う被災地の学生・生徒の受入

センターにおいては、首都圏で就職活動を行う被災地の学生・生徒に対し、宿泊施設を無償で提供し、平成23年4月28日から平成25年3月31日までの間に、延べ9,291人を受け入れた。

⑤ 被災地で活動するボランティアの活動拠点の提供

花山においては、被災地で活動するボランティア団体との連携により、ボランティアの休息拠点として対応するとともに、平成23年4月25日から26日にボランティア団体が主催する「災害救助活動のためのリーダー研修会」が開催され、その会場として施設を提供した。また、岩手山、磐梯及び妙高においては、被災地で活動する大学生のボランティア等に、宿泊施設等を提供した。

⑥ その他の受入

センターにおいては、大相撲の技量審査場所に招待された被災者の方々に宿泊施設を無償で提供し、平成23年5月8・9日、15・16日及び22・23日の3回の日程で、延べ1,076人を受け入れた。

⑦ 活動プログラムの提供等による支援

ア. 被災者に対する活動プログラムの提供による支援

磐梯、那須甲子においては、施設に避難されている被災者の方々に対して、ボランティア団体等と連携し、様々な活動プログラムを提供するとともに、全国ラジオ体操連盟と連携し、被災者の方々に対して朝のつどいの際にラジオ体操の指導を実施し、両施設で計144人が参加した。

イ. 職員の派遣

機構においては、被災者を受け入れている那須甲子の避難所の運営支援要員として、3人の本部職員を派遣した（平成23年3月17日～26日：2名、3月26日～4月3日：1名）。また、岩手山においては、岩手県宮古市社会福祉協議会からの要請に基づき、宮古市の避難所の運営支援要員として、4月22日～5月26日まで2人ずつ交代で職員を派遣した。さらに、磐梯と那須甲子においては、福島県いわき市小名浜地区災害ボランティアセンターからの要請に基づき、5月30日～6月28日まで両施設各2人ずつ交代で職員を同センターに派遣し、避難所の運営支援や復旧作業に協力した。

(2) 東日本大震災対応事業の実施

① 「リフレッシュ・キャンプ」の実施

機構では、文部科学省とともに、磐梯及び那須甲子において、福島県の児童生徒の心身の健康やリフレッシュを図るため、福島県内の小中学生等を対象にした「リフレッシュ・キャンプ」(3泊4日)を平成23年7月21日～8月31日の間に計18回実施し、3,823人が参加した。「リフレッシュ・キャンプ」の開催情報及び実施中の様子は、新聞、ネットニュース等複数のメディアで報道された。

その後、「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ、主に岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の小・中学生、家族を対象として、岩手山、磐梯、花山、那須甲子の東北4教育施設で平成27年度まで継続実施した。(平成23年度に実施した「リフレッシュ・キャンプ(ウインター)」は、センターでも実施)。

② 福島子どもカプロジェクト ふみだす探検隊・福島子ども未来塾

平成24年度から、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の協賛を受け、福島県の小学生を対象に「表現する力」、「自立的に行動する力」、「協働・協創する力」を涵養するため、自然体験やスポーツ、復興支援学習や環境学習他地域の人々とのとの交流を行う「ふみだす探検隊」事業を実施した。

平成26年度からは、プログラムの内容をより充実させるとともに、参加対象の拡大、期間の延長を行い、実施施設も拡充させた。

平成27年度は、「福島子ども未来塾」を新たに実施した。当事業は、同一参加者が1年間を通じて様々なプログラムに挑戦し続けることを通して、将来の福島県の復興を担う人材を地域に根ざして育成することに重点をおいた事業である。自然環境豊かな磐梯を拠点に自然体験・文化体験・交流体験等、連携団体が様々な専門的プログラムを提供するものであり、参加者は、より多角的なプログラムを体験することにより、知識、技術のみならず積極性や自立心、郷土愛など内面的な要素の成長が見られた。

③ 「東日本大震災緊急青年ボランティアミーティング」等の実施

機構では、震災後、ボランティア情報が混乱する中、民間団体と連携し、被災地でのボランティア活動を希望する学生や青年を対象に「緊急青年ボランティアミーティング」をセンターで開催(平成23年4月16日)し、被災地等で活動するボランティア団体からの現地の情報提供や活動に必要な服装や保険などの事前準備、また被災者の方への配慮や安全などの心構えについての研修を行うことで、復興のために一人ひとりがボランティアとして主体的に考え、行動する意識を高めた。また、被災地での活動のアフターフォローのための「震災ボランティアフォローミーティング」等も開催し、これら計4回の取組で計688人が参加した。

本ミーティングは、復興に関わる多くの団体より高い評価を得ると同時に、その後の災害ボランティア活動における現地派遣前の事前研修会の定着につながった。

④ その他の事業

中央においては、福島県の中学生と御殿場市の中学生、南三陸町の小学生と御殿場市

等の小学生が富士山登山に挑戦するなどの事業を平成 23 年度に実施した。また、江田島においては、宮城県立気仙沼高等学校の生徒と広島県の高等学校の生徒との交流事業を実施した。

(3) その他、防災に関する事業の実施

防災意識と社会参加意識の更なる向上を目的として、東日本大震災で被災した東北地方の学校や、防災教育の実践に取り組む学校の生徒が一堂に会する機会を提供するため、平成 23～25 年度にかけて「高校生による全国防災ミーティング 2012」(平成 24 年 2 月淡路)、「中学生・高校生による全国防災ミーティング in 東北」(平成 24 年 12 月花山)及び「中学生・高校生による全国防災会議」(平成 26 年 1 月センター)を段階的に発展させながら実施した。

事業成果として、1 年目に「世界防災宣言」の取りまとめ、2 年目に「東北発 中学生・高校生による共同防災宣言」の採択、3 年目に「世界に笑顔と安全を届けるためのメッセージ」を作成し、3 年目においては、後日、代表の生徒らが文部科学省を訪問し、提言としてまとめたものを提出した。

6. 子供の貧困対策に係る取組

近年、我が国においても、「子供の貧困」が社会問題となっており、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。この大綱においても、福祉とともに、子供の教育の充実が取り上げられ、自立に向けた基本的な生活習慣の確立や様々な体験活動の充実等が指摘されている。

このような国の動向を踏まえ、機構では、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「体験の風をおこそう」運動を推進するとともに、平成 26 年度に「青少年の“自立する”力 応援プロジェクト」を立ち上げ、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行うなど、平成 27 年度から本格的に取組を開始した。

子供の貧困対策に関する大綱（抄）（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）

第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策

1 教育の支援

(6) その他の教育支援

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

(1) 「青少年の“自立する”力 応援プロジェクト」

① 生活・自立支援キャンプ

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることができるよう、多様な体験活動を行う「生活・自立支援キャンプ」を主に冬季休暇及び春季休暇中に実施した。

初年度の平成 26 年度は、緊急的な取組であったことから 2 教育施設（岩手山、阿蘇）では実施できなかったが、その他の 26 教育施設で 44 事業を実施（参加者計 1,174 人）し、続く平成 27 年度は、全教育施設で前年度の 2 倍以上となる 93 事業を実施（参加者計 2,242 人）した。

事業実施にあたっては、関係機関等と連携しながら事前に子供たちの状況、課題やニーズの把握に努め、それぞれの状況に適したプログラムとなるよう各教育施設とも工夫を行った。

実際には、自然体験や交流体験など様々な体験活動を提供するほか、料理体験をしたり、朝夕のつどいをはじめとした規則正しい生活での集団宿泊体験を通して基本的な生活習慣の確立と定着を図るなど、体験活動のノウハウを活かした取組を行った。

なお、平成 26 年度の取組を平成 27 年 5 月にとりまとめ、全教育施設で共有し今後の取組の参考とするとともに、機構ホームページにも掲載し、一般の方や関係者が閲覧できるようにした。また、平成 27 年度の取組についても同様にとりまとめ、平成 28 年度に周知・共有を図る予定である。

② 「子どもゆめ基金」による支援（6-4 項参照）

経済的に困難な状況にある子供を対象とした事業については、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、子供の負担が軽減されるよう平成 27 年度助成から措置を講じた。

その結果、165 件の申請があり、このうち貧困対策に適合した申請 95 件を採択した。

③ 学生サポーター制度（7-10 項参照）

児童養護施設又は母子生活支援施設出身の大学生や専門学生を対象に、近隣の国立青少年教育施設で土日や長期休業期間に一定時間働くことにより、毎月一定額の報酬（年間 800 時間の業務に対して月額 10 万円）を支給する制度。

運用を開始した平成 27 年度は 12 人の学生を学生サポーターとして委嘱し、9 教育施設（大雪・那須甲子・中央・曾爾・江田島・山口徳地・夜須高原・諫早・沖縄）に配置した。

(2) 児童養護施設に在籍する児童の招待

大型絵本による読み語りやサヌカイト演奏、子守唄を通して、子供たちの情操を育む機会とするとともに、保護者の子育て意識の向上を図るため、センターを会場に、平成 26 年 11 月 30 日（日）に「ふれあいキッズコンサート」を開催し、都内の児童養護施設 1 園に在籍する児童等 38 名を招待した。

また、平成 26 年度に開催した「冬のキッズフェスタ」において、都内の児童養護施設

に在籍する児童 26 名を招待したほか、平成 27 年度にも、「秋のキッズフェスタ」に児童養護施設に在籍する児童を招待した。

7. 自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに、①青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業、②国際交流事業、③青少年教育指導者等の養成・研修事業、④青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業、⑤東日本大震災対応事業を実施した。

特に、モデル的プログラム開発事業としては、近年問題視されている子供のネット依存に対する取組で、教育的観点から機構が実施する集団宿泊生活や自然体験の要素と国立病院機構久里浜医療センターが実施する「カウンセリング」等治療的観点を融合したこれまでにない取組であり、事業後、不登校だった子供が通学を再開した事例があったほか、専門医からも対人コミュニケーション能力の低下や自信喪失の傾向に対し本事業の様々な体験、学生ボランティアや参加者同士の交流が有用であったとの所見があったなど、これまでにない成果を得ることができた。

また、指導者養成では、5 年間（平成 20～24 年度）文部科学省の委託事業として実施した「自然体験活動指導者養成事業」を関係団体等と発展させ、官民共同で体験活動に関する新たな指導者認定制度を平成 25 年 2 月に新たに創設し、毎年試行事業を行いながら、その成果や課題を踏まえ順次本格実施している。

さらに、読書活動の重要性を普及させるため、絵本に関する専門家を養成すべく、平成 26 年度より絵本専門士養成講座を開設した。初年度は、全国から 800 人近い応募があるなどそのニーズは高く、平成 27 年度からは定員を 2 倍に増やし講座を開設している。養成した絵本専門士は、各地域で絵本の読み聞かせや絵本に関する講義等の活動を行っていることが分かっている。

加えて、平成 26 年 8 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に盛り込まれた取組として、「生活・自立支援キャンプ」を平成 26 及び 27 年度に実施し（平成 27 年度は前年度の約 2 倍の事業数）、2 年間で 3 千人を超える児童養護施設等の子供たちに様々な体験活動の場と機会を提供するなど、国の施策において重要な役割を果たした。

その他、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に対して、教育施設のハードを活かした被災者支援を迅速に行ったほか、様々な体験活動を提供する「リフレッシュ・キャンプ」を機構職員一丸となって取り組んだ。この「リフレッシュ・キャンプ」は、実施当初、多くの新聞・メディアで取り上げられた。また、キャンプ前後の子供の変容について調査を行った結果、キャンプ前に比べて子供たちの意欲が向上したことなどの知見を得た。

なお、各事業の実施の際には、事前・事後にニーズを把握するなどして内容の改善・充実に努めている。これらの結果、教育事業における参加者の満足度は毎年度 98% を上回っており、第 2 期中期計画で定める目標（90% 以上）を毎年度上回るとともに、総利用者数も平成 24 年度以降 4 年連続で 500 万人を上回り、平成 27 年度には過去最多となる

5,174,208人に達した。

これらの取組は全て、関係機関・団体等と連携して取り組む「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進の一端を担うものであり、各教育事業に取り組むことで、全国各地域において子供たちの様々な体験の場と機会が充実されるとともに、基本的な生活習慣の確立を促進させた。さらに、「体験の風をおこそう」運動の啓発として、多数の著名人に応援団として参画いただくなど、同事業の賛同を得るとともに、国民運動として全国的な広がりがある（平成27年度までに、全国31都道府県に40の実行委員会が設置）。

この結果、「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）において、全ての子供・若者の健やかな育成として「早寝早起き朝ごはん」国民運動の重要性や、掃除等日常的な体験の重要性が明記されるなど、国の施策においても機構の取組の重要性が示されている。また、機構の第3期中期目標においても、引き続き青少年教育のナショナルセンターとしてこれらの役割を果たしていく必要があると明記されているところである。

このように、第2期中期目標・計画に示された教育事業に係る事項を全て達成するとともに、「体験の風をおこそう」運動、及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国的な広がり、官民共同での新たな指導者認定制度や絵本専門士養成講座の創設、さらには、ネット依存や子供の貧困など新たな国の課題に対する取組を充実させており、その成果も認められているところである。

これらのことから、中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が得られたためS評定とした。

【青少年教育に関するモデル的プログラムの開発】

「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月子ども・若者育成新推進本部決定）において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応したモデル的プログラムの開発については、関係機関・団体等と連携・協力してニーズや課題を把握するとともに企画・立案段階からそれらの団体と連携して取り組んだ。また、その成果については、各種広報物等を作成・配布し、周知に努めることなどにより、公立施設等において活用されるよう取り組んだ。

特に、平成26年度より国立病院機構久里浜医療センターと連携して取り組んだネット依存対策に係る取組は、教育と医療の融合による新たな取組であり、専門医からも本取組が有用であるとの所見を得るなど、これまでになく成果を得ることができた。

【青少年の国際交流の推進】

国内外の関係機関・団体等と連携して、異文化理解の増進を図る様々な国際交流事業を実施した。また、過年度参加者が事前・事後学習やプログラムに参画する機会を設けるなど、その内容の改善・充実に努めた。

日独勤労青年交流、日独学生青年リーダー交流、日韓高校生交流において事業終了後に

アンケート調査を行った結果、事業後に留学したりボランティア活動に参加したりするなど、「外向き志向」や「社会貢献」への意識が高まっていることが分かった。さらに、日独青少年指導者セミナーでは、日本人参加者の98.4%がドイツ滞在で学習したことを職場等で役立てており、45.9%の者が研修会等で講師をつとめたと回答したほか、33.9%の者が新たな事業・活動を実施していたことがわかった。

加えて、平成14～18年にミクロネシア諸島自然体験交流に参加した子供たちの概ね10年後の実態を把握するための追跡調査を実施した結果、事業後、積極的に国際交流事業や海外交流、ボランティア活動に参加していることがわかった。特に、29.8%の参加者が事業参加後に「海外留学した（している）」と回答しており、これは、日本人大学生全体の留学者の割合2.15%※と比べて大きく上回っていた。

- ※ ①日本から海外への留学者数（平成24年度）：60,138人（「ユネスコ統計局、OECD、IIE等における統計」平成27年2月：文部科学省）
②高等教育機関在籍日本人学生数（平成24年度）：2,796,057人（「平成24年度学校基本調査（確定値）」平成24年12月：文部科学省）
日本人大学生全体の留学者の割合：①÷②×100=2.15%

【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】

平成25年2月に官民共同で新たに創設した自然体験活動指導者養成事業（NEAL）をはじめ、青少年の体験活動に関わる指導者等を対象とした「体験活動安全管理研修」、教員を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）、及び法人ボランティアの養成・研修事業に関係機関・団体と連携して取り組んだ。また、読書活動の重要性を普及させるため、平成24年10月に絵本の専門家の養成に関する検討会を立ち上げ、「絵本専門士養成講座」の開設に向けた検討・準備を行い、平成26年度から同講座を開設した。

【青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発】

「体験の風をおこそう」運動、及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に努め、各地域において両運動が推進され子供たちの体験活動の場と機会が充実されるよう、機構はその旗振り役を担ってきた。

特に、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、全国各地で様々な取組が実施されるようその周知に取り組むとともに、全国フォーラムや各種事業の実施、さらには、著名人に「体験の風をおこそう」運動応援団に就任いただき事業等で周知活動を行っていただくなど、普及・啓発に努めた。加えて、平成25年度からは「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を実施し、各地域において地域一体となった運動が推進されるよう努めた。

また、基本的生活習慣の確立を図るための各種広報物を作成・配布したり、キャラバン隊による全国でのPR活動、全国フォーラム等を実施することで「早寝早起き朝ごはん」国民運動の周知に努めた。さらに、平成23年度に青少年教育情報センターに「キッズコーナー」を設置し、親子を対象とした絵本の読み聞かせ会を実施している。

その他、子供の貧困対策について、国の重要政策であることを踏まえ、平成26・27年度において「生活・自立支援キャンプ」を実施し、2年間で3千人以上の経済的に困難な状況にある子供たちに多様な体験活動の機会と場を提供するとともに、基本的生活習慣の確立と定着を図る取組を行った。

<課題と対応>

第2期中期目標期間の各取組を更に充実・発展させ、第3期中期目標、中期計画に沿って、引き続き「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に努め、社会全体で青少年の体験活動を推進する気運を高める。

その際、引き続き関係機関・団体等との連携を図りながら、ニーズや社会的課題等を踏まえ企画立案するとともに、公立施設等がそれらを活用することができるよう取り組む。

また、青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者の養成及び研修事業については、機構の教育事業等に協力する法人ボランティアに対する研修「ボランティア養成共通カリキュラム」の一部を、自然体験活動指導者（リーダー）養成カリキュラムへの読み替える措置を行うなど、「自然体験活動指導者養成事業（NEAL 養成事業）」のさらなる推進を図る。

さらに、「体験の風をおこそう」運動は、「体験の風をおこそう推進月間関連事業」及び「子ども体験遊びリンピック」の参加団体数、事業数、参加者数の増加につながるよう、活動の少ない都道府県への広報・周知を一層図っていくとともに、「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」における実行委員会等を中心とした取り組みを推進していく。さらに、幅広い層の国民に対しても普及啓発を図れるよう、「体験の風をおこそう」運動応援団の任命やキャラバン隊派遣など応援団の活用を図ることで、体験活動が身近なものとなるよう積極的な広報に努めていく。

第3章 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

機構では、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体が学習目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムを提案するなど、相談及び学習指導等の研修支援を積極的に行っている。

また、教育機能の充実を図るとともに、安心安全な教育環境の整備に努めるため、年度計画を踏まえて策定した「事業方針」等を本部から教育施設へ示すとともに、全教育施設において、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、月次、四半期、年度ごとに本部へ報告を行い、情報共有を図っている。

1. 研修利用の促進（表 3-1 参照）

第2期中期目標期間の利用者数（教育事業を除く）は、合計 23,052,193 人であり、宿泊・日帰り別では、宿泊利用者数は合計 13,518,949 人、日帰り利用者は合計 9,533,244 人であった。

なお、アンケート調査による利用団体の満足度の平均は 99.0% であり、第2期中期計画に示している「毎年度平均 80% 以上の利用団体からプラスの評価を得る」という目標値を各年度上回った。（7-5 頁、表 7-5 参照）

（1）青少年及び青少年教育指導者等の利用者数（表 3-1・2 参照）

第2期中期目標期間の利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の「青少年利用」は計 19,352,414 人であった。

また、表 3-2 のとおり、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（毎年実施）の年齢階級別人口のうち、青少年（0 歳～29 歳）人口に対する割合は、すべての年度において 10% を超えており、第2期中期計画に示している「青少年人口の 1 割程度の研修利用者を確保する」という目標を毎年度達成した。

（2）利用団体数（表 3-1・3 参照）

第2期中期目標期間の利用団体数は、計 344,059 団体であった。

宿泊・日帰り別では、宿泊利用数は計 105,210 団体、日帰り利用数は計 238,849 団体であった。また、青少年・一般別では、青少年利用団体数は計 261,905 団体、一般利用団体数は計 82,154 団体で、新規利用団体は、各年度全体比率で約 15% 前後を占めている。

なお、自然災害（台風、大雪）以外の利用団体数及び利用者数の減少要因を調べるため、大幅に減少している教育施設について、月毎、四半期毎に減少理由の要因分析を行うとともに、大幅に利用者数の増加している施設についても、広報や環境整備、利用者対応等の好事例の分析を行い、その結果を機構ポータルサイトに掲載し、本部及び全教育施設で共有している。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

表 3-1 利用状況（教育事業を除く）

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計	
青少年利用	宿泊	団体数	18,418	19,251	19,005	18,633	18,962	94,269
		利用者数(人)	2,403,830	2,559,951	2,572,983	2,533,346	2,558,238	12,628,348
	日帰り	団体数	33,192	35,684	34,190	32,580	31,990	167,636
		利用者数(人)	1,311,020	1,386,401	1,361,912	1,344,750	1,319,983	6,724,066
	合計	団体数	51,610	54,935	53,195	51,213	50,952	261,905
		利用者数(人)	3,714,850	3,946,352	3,934,895	3,878,096	3,878,221	19,352,414
一般利用	宿泊	団体数	2,317	2,284	2,165	2,105	2,070	10,941
		利用者数(人)	182,051	192,644	168,546	168,567	178,793	890,601
	日帰り	団体数	14,770	14,827	14,248	13,464	13,904	71,213
		利用者数(人)	568,472	586,499	571,576	520,620	562,011	2,809,178
	合計	団体数	17,087	17,111	16,413	15,569	15,974	82,154
		利用者数(人)	750,523	779,143	740,122	689,187	740,804	3,699,779
合計	宿泊	団体数	20,735	21,535	21,170	20,738	21,032	105,210
		利用者数(人)	2,585,881	2,752,595	2,741,529	2,701,913	2,737,031	13,518,949
	日帰り	団体数	47,962	50,511	48,438	46,044	45,894	238,849
		利用者数(人)	1,879,492	1,972,900	1,933,488	1,865,370	1,881,994	9,533,244
	合計	団体数	68,697	72,046	69,608	66,782	66,926	344,059
		利用者数(人)	4,465,373	4,725,495	4,675,017	4,567,283	4,619,025	23,052,193

(注1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

表 3-2 青少年及び青少年教育指導者等の利用状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
青少年利用	3,714,850	3,946,352	3,934,895	3,878,096	3,878,221
青少年(0歳~29歳)人口	36,685,991	36,197,884	36,447,009	36,210,026	35,757,800
青少年人口に対する利用の割合	10.1%	10.9%	10.8%	10.7%	10.8%

(注)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の年齢階級別人口による。

表 3-3 新規利用団体の利用状況

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
新規利用団体	11,665	17.0%	11,897	16.5%	10,098	14.5%	9,461	14.2%	10,055	15.0%	53,176	15.5%
継続利用団体	57,032	83.0%	60,149	83.5%	59,510	85.5%	57,321	85.8%	56,871	85.0%	290,883	84.5%
合計	68,697	100.0%	72,046	100.0%	69,608	100.0%	66,782	100.0%	66,926	100.0%	344,059	100.0%

(3) 宿泊日数別の利用状況 (表 3-4-1・2 参照)

第2期中期目標期間の宿泊日数別の利用団体数のうち、3泊4日以上の利用が全体比率で14.7%を占めている。

また、センターを除く27教育施設では、2泊3日以下の利用が全体比率で87.3%を占め、3泊4日以上の利用が全体比率で12.7%となっている。

表 3-4-1 宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	11,660	56.2%	12,025	55.8%	11,892	56.2%	11,672	56.3%	11,832	56.2%	59,081	56.2%
2泊3日	5,996	28.9%	6,392	29.7%	6,254	29.5%	6,042	29.1%	6,018	28.6%	30,702	29.2%
3泊4日	1,534	7.4%	1,598	7.4%	1,601	7.5%	1,620	7.8%	1,697	8.1%	8,050	7.7%
4泊5日	633	3.1%	638	3.0%	644	3.0%	594	2.9%	627	3.0%	3,136	3.0%
5泊6日	309	1.5%	277	1.3%	266	1.3%	277	1.3%	289	1.4%	1,418	1.3%
6泊7日	163	0.8%	166	0.8%	141	0.7%	139	0.7%	166	0.8%	775	0.7%
7泊8日	90	0.4%	108	0.5%	76	0.4%	96	0.5%	100	0.5%	470	0.4%
8泊以上	350	1.7%	331	1.5%	296	1.4%	298	1.4%	303	1.4%	1,578	1.5%
合計	20,735	100.0%	21,535	100.0%	21,170	100.0%	20,738	100.0%	21,032	100.0%	105,210	100.0%

表 3-4-2 センターを除く27教育施設の宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	9,655	57.2%	9,916	57.1%	9,761	57.1%	9,576	57.7%	9,690	57.6%	48,598	57.3%
2泊3日	5,028	29.8%	5,268	30.3%	5,208	30.5%	4,948	29.8%	4,937	29.4%	25,389	29.9%
3泊4日	1,175	6.9%	1,190	6.8%	1,216	7.1%	1,215	7.3%	1,286	7.6%	6,082	7.2%
4泊5日	469	2.8%	473	2.7%	454	2.6%	424	2.5%	418	2.5%	2,238	2.6%
5泊6日	200	1.2%	188	1.1%	168	1.0%	155	0.9%	177	1.1%	888	1.1%
6泊7日	109	0.6%	102	0.6%	92	0.5%	94	0.6%	97	0.6%	494	0.6%
7泊8日	45	0.3%	46	0.3%	35	0.2%	33	0.2%	41	0.2%	200	0.2%
8泊以上	203	1.2%	188	1.1%	169	1.0%	163	1.0%	170	1.0%	893	1.1%
合計	16,884	100.0%	17,371	100.0%	17,103	100.0%	16,608	100.0%	16,816	100.0%	84,782	100.0%

(4) 学校種別の利用状況 (表 3-5-1・2 参照)

第 2 期中期目標期間の学校種別による小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は、全体比率で 61.2% を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設の小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は、全体比率で 66.5% であり、高等学校及び中等教育学校を加えると、全体比率で 79.0% となる。

表 3-5-1 学校種別の利用状況

学 校 種	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
保育園・幼稚園	909	7.9%	992	8.2%	1,108	9.1%	991	8.6%	969	8.4%	4,969	8.5%
小学校	4,256	37.1%	4,381	36.2%	4,332	35.7%	4,048	35.1%	4,025	34.7%	21,042	35.8%
中学校	2,603	22.7%	2,777	22.9%	2,697	22.2%	2,590	22.5%	2,581	22.3%	13,248	22.5%
高等学校	1,612	14.0%	1,704	14.1%	1,611	13.3%	1,560	13.5%	1,597	13.8%	8,084	13.7%
中等教育学校	78	0.7%	96	0.8%	128	1.1%	119	1.0%	129	1.1%	550	0.9%
特別支援学校	329	2.9%	321	2.6%	356	2.9%	347	3.0%	370	3.2%	1,723	2.9%
大学・短大・ 高等専門学校	1,188	10.4%	1,228	10.1%	1,285	10.6%	1,241	10.8%	1,268	10.9%	6,210	10.6%
その他の学校	495	4.3%	615	5.1%	619	5.1%	638	5.5%	646	5.6%	3,013	5.1%
合 計	11,470	100.0%	12,114	100.0%	12,136	100.0%	11,534	100.0%	11,585	100.0%	58,839	100.0%

表 3-5-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況

学 校 種	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
保育園・幼稚園	903	8.7%	984	9.1%	1,101	10.1%	982	9.6%	958	9.5%	4,928	9.4%
小学校	4,197	40.5%	4,300	39.8%	4,249	39.1%	3,980	38.9%	3,904	38.8%	20,630	39.4%
中学校	2,492	24.1%	2,667	24.7%	2,599	23.9%	2,499	24.4%	2,502	24.9%	12,759	24.4%
高等学校	1,304	12.6%	1,346	12.4%	1,305	12.0%	1,207	11.8%	1,201	12.0%	6,363	12.2%
中等教育学校	41	0.4%	43	0.4%	50	0.5%	41	0.4%	34	0.3%	209	0.4%
特別支援学校	258	2.5%	267	2.5%	290	2.7%	292	2.9%	283	2.8%	1,390	2.6%
大学・短大・ 高等専門学校	851	8.2%	853	7.9%	918	8.5%	852	8.3%	848	8.4%	4,322	8.3%
その他の学校	311	3.0%	344	3.2%	351	3.2%	381	3.7%	336	3.3%	1,723	3.3%
合 計	10,357	100.0%	10,804	100.0%	10,863	100.0%	10,234	100.0%	10,066	100.0%	52,324	100.0%

表 3-6 広域利用団体の利用状況

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
広域利用団体	13,592	19.8%	13,949	19.4%	13,575	19.5%	13,600	20.4%	13,711	20.5%	68,427	19.9
利用教育施設の 設置都道県団体	55,105	80.2%	58,097	80.6%	56,033	80.5%	53,182	79.6%	53,215	79.5%	275,632	80.1
合 計	68,697	100.0%	72,046	100.0%	69,608	100.0%	66,782	100.0%	66,926	100.0%	344,059	100.0

各教育施設では、青少年の成長に欠かせない多様な体験活動の機会を拡充することや、非日常的な場における集団宿泊訓練により培われる基本的な生活習慣、連帯感及び協調性を身に付けさせる場を提供するため、研修利用促進及び利用者サービスの向上のための様々な取組を行っている。

また、本部では、平成 24 年度以降、教育施設が四半期ごとに提出している広報・利用促進の取組について、機構全体として特に共有すべき取組について取りまとめ、全教育施設に情報提供している。併せて、四半期ごとに提出しているアンケートの不満足の原因とその対策についても、全教育施設に情報提供している。このように、機構全体で情報を共有する仕組みを整備し、研修利用の促進に活かした。

その他、施設の日々の様子や教育事業の案内、状況をリアルタイムに発信するため、SNS (Facebook や Twitter) 等を活用している。

2. 研修に対する支援の推進

(1) 研修に対する指導助言の状況

全ての教育施設において、利用団体が教育施設を利用する前に、教育施設職員が利用団体の指導者・引率者に対して、研修計画や活動プログラムの指導・助言を実施している。

【取組事例①】

信州高遠では、平成 25 年度以降、東海市教育委員会の依頼を受け、東海市内 12 校の小学校の林間学校担当者に研修計画や活動プログラムについての事前指導を行った。

また、山での活動時における防災教育の充実を望む意向を受け、「もし、山で雷・地震・大雨にあったら」の想定のもと、避難方法についての指導や避難訓練等を行い、より現実的なプログラムとした。

【取組事例②】

日高では、特別支援学校高等部の生徒が宿泊研修を実施するあたり、生徒個々に応じたプログラムや生徒同士、生徒と指導者間でコミュニケーションが活発化するためのプログラムを行いたい旨、学校側から依頼があった。

それを受け、事前に学校に出向き、生徒の様子や実態を把握、宿泊研修担当者とプログラムに関する打合せを行った。研修初日には、集団で課題を解決する手法を用いた指導・助言を行い、生徒たちの活発なコミュニケーションが図られた。

(2) 活動プログラムの開発・充実に向けた取組

① 教育的視点に立った活動プログラム

青少年や青少年教育指導者等の研修を支援し、教育効果が高く充実した研修とするため、安心安全を基本に利用者の要望や実施上の課題に対応しながら、体験活動プログラムの開発や改善に取り組んでいる。

【取組事例】

日高では、アイヌ文化を体験し、アイヌの人々の価値観や伝統、文化を理解することを目的に、「アイヌ文様切り絵」を新たに活動プログラムとして開発した。

公立施設と連携し事業を実施することで、公立施設への普及や活用を図った。

なお、平成 27 年度においては、学校の宿泊研修等でのプログラムとして提供した。

② 学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供等の取組

現行の学習指導要領において「体験」の重要性が指摘されていることから、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、各教科に体験的な学習を取り入れる際には、学校の利用目的を的確に把握し、各活動と指導要領の関連を具体的に学校団体に提示し、教育課程へ適切に位置づけられるよう取り組んでいる。

【取組事例①】

平成 23 年度から全面実施された小学校学習指導要領等を踏まえ、学校向けの研修支援のための活動プログラムに関する情報提供に、青少年教育研究センターと中央が共同で取り組んだ。平成 25 年度には、教科毎の学習指導案について「学習指導要領」との対応関係を示すなど、集団宿泊活動を担当する教員の参考となる「学校教育における集団宿泊活動の手引き」を作成し、全教育施設及び都道府県・政令指定都市教育委員会（学校教育・青少年教育担当部署）等へ送付した。

その後、教育委員会や教員からの追加配付希望を受け、平成 26 年度において 5,000 冊増刷し、全国 1,720 の市区町村教育委員会に配付するとともに、希望のあった小中学校に対しても配付した。各教育施設においても、学校利用に関する事前の指導・助言において、当手引きを活用している。

【取組事例②】

三瓶では、教科の内容に即した活動を地域の教育的資源を活用し展開できるよう、地域連携プログラムを施設がコーディネーターとなり試行的に導入した。

小学校 5 年生の社会科における「食料生産」の学習を近隣の牧場での見学や酪農体験で実施することにより、教科学習を集団宿泊活動に取り込み、授業時数の確保につなげるとともに、実体験をともなった学習活動に資することができた。

3. 自己評価

<評価と根拠>

評価：B

青少年及び青少年教育指導者等の主体的で効果的な学習活動を促進するため、利用団体や学校等に対する働きかけを積極的に行い、目的やねらい、課題に対応した支援を充実させた。さらに、学校教育との連携を見据えたプログラムの開発などにより、新たな利用団体の開拓を行ったほか、利用団体に対するアンケート内容を見直し、利用団体のニーズをより詳細に把握して支援につなげられるよう取り組んだ。

加えて、機構が実施する調査研究の結果や「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する情報をわかりやすく提供し、体験活動等の重要性についてアピールすることで利用促進を図った。

これらの取組により、第2期中期目標期間では、毎年度、青少年人口（0～29歳）の1割以上の青少年利用を得るとともに、毎年約1万団体の新規利用団体を確保した。また、毎年99.0%以上の利用団体からプラスの評価を得ており、第2期中期目標で示された目標（80%以上）を毎年度大きく上回ることができた。さらに、総利用者については、平成24年度以降4年連続で500万人を突破し、平成27年度においては過去最多となる約5,174,208人となったことを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成したためB評価とした。

【研修利用の促進】

利用者のニーズや課題を踏まえ、事前事後も含めた利用者の活動に対する教育的指導・助言を充実させ、研修利用を積極的に促進した。

その結果、平成23～27年度の各年度において、青少年人口の1割程度の研修利用者を確保するという目標を全ての年度で達成した。

さらに、利用団体のうち、毎年平均15.5%が新規利用であり、これらの団体に対し、新たに様々な体験活動の場と機会を提供した。

【研修に対する支援の推進】

学校等への効果的な事前指導・助言を全教育施設で実施するとともに、教育委員会等のニーズを踏まえた研修や地域の教育的資源を活用した教員等向けの研修を実施するなど、学校教育における教員等の指導や学級運営に有用な支援を行い、学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供を行った。

<課題と対応>

今後も、学校教育への支援を推進するため、活動プログラムの教科への位置づけの提案や現代の青少年が有する課題に対応したプログラムの紹介等の対策を実施する。また、宿泊を伴う体験活動や研修の促進に努める。

第4章 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

社会が豊かで便利になる中で、子供たちの体力の低下や、自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少してきている。こうした状況を踏まえ、子供たちの健やかな成長に欠かせない体験活動の重要性についての普及啓発と、青少年をめぐる諸課題への対応を円滑に推進していくため、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を更に広げ、ネットワークを活かした事業に取り組んでいる。

機構では、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動を通じた関係機関・団体等とのネットワークの構築を行った。

また、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」のほか、全国の学生ボランティアの交流の場である「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」等を実施した。

さらに、国外とのネットワークの構築では、ドイツや韓国、アセアン加盟 10 か国、ミクロネシア 3 か国など、各国の機関・団体と連携して国際交流事業を実施した。

このほか、中国、韓国と共同研究（高校生を対象とした意識調査）を実施している。

1. 関係機関・団体等とのネットワークの構築

(1) 国内関係施設や団体とのネットワークの構築

① 機構本部（2-11 頁参照）

機構では、青少年育成に携わる団体と体験の風をおこそう運動推進委員会を発足し、「体験の風をおこそう」運動を推進しており、「体験の風をおこそうフォーラム」や「春のキッズフェスタ」等の実施を通じ、これらの団体と連携を深め、同運動の推進に努めており、団体とのネットワークの強化を図っている。

なお、同委員会の構成団体は、平成 23 年度は機構を含め 9 団体であったが、様々な分野の団体が徐々に加わり、平成 27 年度末までに 17 団体に拡大している。

国立青少年教育振興機構、ガールスカウト日本連盟、自然体験活動推進協議会、社会通信教育協会、全国公民館連合会、全国子ども会連合会、全国児童養護施設協議会、全国スポーツ推進委員連合、全国ラジオ体操連盟、日本キャンプ協会、日本子守唄協会、日本体育協会日本スポーツ少年団、日本 PTA 全国協議会、日本ユースホステル協会、日本レクリエーション協会、ハーモニィセンター、ボーイスカウト日本連盟

さらに、東京学芸大学との間において、教員を志望する大学生に対し、体験によって得られる資質・能力が人生の基盤になることを機構でのボランティア実習を通して習得してもらうとともに、それらの活動が大学の授業科目として単位認定がなされることを目的として、平成 27 年 2 月 13 日に連携・協力に関する協定を締結した。この協定の下、学生は、ボランティア養成研修や「セルフディスカバリーキャンプ」などに参加している（2-4 項、7-9 頁参照）。

② 教育施設（2-13 頁参照）

各教育施設が実施する教育事業では、企画の段階から地域の関係機関・団体等と連携し、情報交換等を通じて地域とのネットワークの強化を図っている。

また、「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を活用し、各地域において関係機関・団体が連携した実行委員会を立ち上げ、地域と一体となって「体験の風をおこそう」運動を推進している。

大学との連携協定については、各教育施設においても、地元の大学との間で、学生にボランティアとして様々な取組参加してもらうとともに、学生の活動の充実を図るためそれらの活動が大学の授業科目として単位認定がなされるよう協定等を結ぶなどして連携を深めている（7-9 頁参照）。

【取組事例】静岡県「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会

中央、朝霧野外活動センター、三ヶ日青年の家、県教育委員会、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、ホールアース研究所、報道機関等が連携し、静岡県「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会を立ち上げた。

実行委員会は、静岡県西部・中部・東部の3会場で「静岡・子ども体験フェスティバル」事業を開催し、約1万3千人に体験活動の機会を提供した。この事業の開催に当たっては、実行委員会構成団体が制作する静岡第一テレビの番組で、事業開始について周知した。

また、実行委員会は、体験活動の意義や重要性の普及啓発を行うチラシ、パンフレット、クリアファイルを作成した。これらの配布物等は、実行委員会構成団体の県教育委員会を通じて、静岡県内の学校・家庭・地域に配布した。

（2）国外とのネットワークの構築

本部では、国際交流事業を実施するにあたって、ドイツの国際ユースワーク専門機関やベルリン日独センター、中国の関心下一代工作委員会、韓国の国立青少年活動振興院や国立国際教育院、アセアン各国の日本留学生OB会組織（アスコジャ）などと連携して実施した。

【取組事例】韓国国立青少年活動振興院との連携

機構と韓国国立青少年活動振興院との間において、両国の青少年に関する教育・人材・情報の交流を通して事業発展を図ることを目的として、職員の交流、事業の実施、調査・研究の実施、講義・講演・シンポジウムの実施、情報及び資料の交換についての協力事業を実施する交流協定を平成24年2月10日に締結した。

その後、「日韓大学生討論会」、「職員相互交流」、「職員相互交換セミナー」など、協定に基づいた事業を実施しており、ネットワークの強化に努めている。

2. 全国的な連絡会・協議会等の実施

(1) 全国的な連絡会・協議会等の開催

本部では、平成23年度より国公立・民間の青少年教育施設を対象として、「全国青少年教育施設所長会議」及び「全国青少年教育施設研究集会」を実施するとともに、青少年の相談事業に携わる関係者が一堂に会し、青少年の様々な問題に関する協議等を通してそれぞれの知見を広げ、団体間の連携協力を図ることを目的とした「全国青少年相談研究集会」（2-11頁参照）等を実施している。

「全国青少年教育施設研究集会」は、施設運営、事業プログラム等の更なる改善を目指すとともに、施設間の連携を促進することを目的とし、毎年約110人が参加している。プログラムでは、基調講演のほか、事業運営、地域連携など各テーマ別に分科会を開催し、参加者と発表者の質疑応答が活発に行われている。

(2) 共同して取り組む全国的な事業の実施

青少年をめぐる諸課題等に対応するため、民間団体や高等教育機関など多種多様な機関、団体と共同し、平成22年度より「体験の風をおこそうフォーラム」や「早寝早起き全国協議会フォーラム」を実施している。

また、平成24年度からは、学生ボランティアによる全国規模の集会としては唯一となる「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」をセンターで開催している。

【取組事例】学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会

本部では、平成24年度より、全国の学生ボランティアの交流の場である「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」をセンターで実施している。

この事業は、大学のボランティア担当教員及びNPO法人代表者等で構成された企画運営委員と学生委員が中心となり、海外からの参加者を含む全国の学生間の交流と学び合いの機会とするとともに、大学と地域関係機関の担当者間の連携協力を深め、それぞれの具体的な事例や課題について情報交換や協議を行っている。初年度(平成24年度)は、1泊2日で実施したが、分科会の内容や参加者間の交流をより一層充実させるため、平成25年度以降2泊3日で実施している。

参加大学や参加団体は年々増加傾向にあり、平成27年度は国内141大学、国外5大学等、民間39団体から607人が参加した。なお、平成27年度の事業終了後には、参加した学生ボランティアが中心になり、宮城、新潟や大分などでネットワークを広げ、相互の情報交換を目的に「アクションマーケット」（交流見本市）プログラムを独自に実施しているほか、本事業の「東京オリンピック、パラリンピックボランティア」分科会に参加した学生たちが、大学で他の学生に呼びかけ、パラリンピック種目を体験するスポーツ大会を開催するなど、各地域で、本事業を契機にした新たな取組が実施されている。

表 4-1 「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」参加状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
参加者数(人)	321	415	533	607
参加大学数	81	103	130	146
参加団体数	38	17	44	39

3. 自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

専門的知見を有する地域の多様な関係機関・団体等とのネットワークを構築するとともに、従来構築してきた国内及び国外の関係機関・団体等とのネットワークを活かした「体験の風をおこそう」運動など各種取組を推進し、内容の充実を図った。また、これら団体相互の連携促進にも努め、施設と地域一体となって体験活動の場と機会の拡充を推進した。

特に、平成 25 年度から「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」に取り組んでおり、全国各地域において、青少年教育に関わる複数の団体が連携して実行委員会を立ち上げ、市町村と共同して体験の重要性を開発する活動等に取り組み、地域一体となった運動を推進しており、平成 27 年度までに全国 31 都道府県において 40 の実行委員会が立ち上がった。

また、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」では、連携団体と協力して事業の充実を図り、過去最多の国内外の大学や団体から参加を得ており、全国の学生ボランティアの国内唯一の交流の場となっている。また、全国各地で本集会を契機とした大学間のボランティアネットワークが広がっており、その中から新たなプログラムが動き出すなど、全国規模で学生ボランティアの活性化にもつながっている。

さらに、国立病院機構久里浜医療センターと連携して実施したネット依存対策に係る取組では、機構が実施する自然体験や集団宿泊体験などの教育的プログラムと、医療的プログラムを融合させたことにより、新たな知見を得ることができた（2-4 頁参照）。

加えて、国内の連携として、学生のボランティア活動を推進するため、本部において平成 27 年 2 月に東京学芸大学と連携協定を結び、活動機会を提供するとともにそれらの活動が大学で単位認定されるよう取り組んでおり、各教育施設でも、地元の大学と連携して同様の取組を推進している。また、国外の連携では、平成 24 年 2 月に韓国の国立青少年活動振興院と交流協定を結び、その後の「日韓大学生討論会」「職員相互交流」「職員相互交換セミナー」などの事業を実施し、ネットワーク強化に努めている。

このほか、京都教育大学との新たな連携により、都市部における青少年の体験活動に関する試行実施を行った（5-6 頁参照）ほか、機構が実施した調査研究結果を企業のホームページに掲載していただくことなどにより、広く国民に対して周知することができた（7-1 頁参照）。

このように、新たなネットワークの構築と、構築されたネットワークに基づく新たな取組が推進されており、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をはじめとする日常的な体験の場の意図的かつ計画的な整備充実について、青少年教育のナショナルセンターとしてその旗振り役を担ってきた。

これらのことから、中期目標における所期の目標を達成したため B 評定とした。

【関係機関・団体等のネットワークの構築】

各教育施設が実施する教育事業では、企画の段階から関係機関・団体に参画してもらうなど、地域の多様な主体と連携し、ネットワークの構築及び強化、取組内容の充実に努めた。

特に、「体験の風をおこそう」運動、及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進においては、様々な団体と連携協力するとともに、平成 25 年度から地域一体となった取組を推進し、全国各地域で多様な活動が実施されるよう努めた。

また、医療機関との連携による新たな取組や、大学との連携による学生のボランティア活動の促進、企業との連携による新たな広報など、国内でのネットワークを活かした取組を充実させたとともに、国外の関係機関・団体等との連携については、特に韓国の国立青少年活動振興院と交流協定を締結（平成 24 年 2 月）するなどネットワークを強化しており、そのネットワークを活かした職員交流などの取組を充実させているほか、ドイツや中国、韓国、アセアン各国との連携による事業や調査研究を実施した。

【全国的な連絡会・協議会等の実施】

国公立・民間の青少年施設や民間団体、高等教育機関など多様な機関、団体と共同して、全国的な会議、協議会を実施した。特に、全国の学生ボランティアの交流の場である「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」は、学生を含む大学教職員及びNPO等の関係者による企画運営委員会による準備・運営を行い、平成 27 年度は過去最多の大学、団体等からの参加を得た。また、同集会を契機とした大学間のネットワークが全国各地で広がっており、新たなプログラムが動き出すなど団体間での連携促進の場となった。

<課題と対応>

「体験の風をおこそう」運動等の取組を実施することにより、各関係機関・団体相互の連携をより一層促進させ、毎年 10 月の推進月間事業の充実に努めるとともに、全国的な事業を実施し、効果的な取組事例等の情報提供や諸課題等の協議の場を提供し、情報共有や活発な意見交換を促す。

さらに、企業との連携や大学等との連携を一層強化し、取組の充実に努めるとともに、成果の広報や学生のボランティア参画を推進していく。

第5章 青少年教育に関する調査及び研究

機構では、青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年教育における基礎資料となる青少年の体験活動の実態や青少年教育施設の現状に関する調査など全国規模で継続的に行う基礎的な調査及び研究や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応して随時行う専門的な調査及び研究を実施し、その成果を広く提供することを通して、青少年の体験活動等の推進に努めている。

1. 調査及び研究体制の強化

(1) 青少年教育研究センターの運営

文部科学省に置かれた「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」が、平成23年2月に発表した報告書「今後の国立青少年教育施設の在り方について」において、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として研究センターの設置を示したことを受け、青少年教育に関するナショナルセンターとしての機能を強化するため、青少年及び青少年教育に関する研究を行う「青少年教育研究センター」を平成23年4月に設置した。

(2) 調査及び研究体制の整備

青少年教育研究センターを中心として、外部の有識者を含めた研究会を設置し、調査及び研究を実施することに加え、青少年教育、社会教育、学校教育、青少年の意識調査等の各分野の専門家を客員研究員として採用・配置することにより、調査及び研究体制の充実を図った。

また、職員の資質向上の一環として、調査研究に関心のある教育施設職員を教育施設が閑散期の一定期間、青少年研究センターにおいて調査及び研究に従事させることにより、調査研究に知見のある人材の育成を図った（平成24年度2人、平成25年度1人、平成26年度1人、平成27年度2人）。これらの職員の中には、その成果を取りまとめ「青少年教育研究センター紀要」に投稿したり、その後も調査及び研究を継続し、日本野外教育学会で発表するなど調査研究の分野で活躍している者がいる。

2. 調査及び研究の実施

(1) 基礎的な調査及び研究の実施

① 青少年の体験活動等に関する実態調査

機構では、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成18年度より青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施しており、平成24年度に実施した調査では、青少年の体験活動等の実態や経年変化（平成10年～24年）、「体験活動」と「保護者の子供との関わり（しつけ等）」、「自己肯定感」との関係などを明らかにした。

【平成24年度調査の主な調査結果】

- ・ 「今の自分が好きだ」などの自己肯定感に関する項目は全て、中高生になると「と

でも思う」と答えた割合が、急激に低くなる傾向がある。

- ・ 自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感が高い傾向がある。
- ・ 子供との関わり（しつけ等）が多い保護者ほど、その子供は、自然体験や生活体験が豊富であり、生活習慣が身に付いており、自己肯定感が高い傾向がある。

また、平成 26 年度は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）を踏まえ、保護者の経済状況（教育費）と、その子供の体験活動や自己肯定感との関係について新たに分析した。

【平成 26 年度調査の主な調査結果】

- ・ 自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富な子供や、生活習慣が身につけている子供ほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向がある。
- ・ お手伝いをよくしている子供や、生活習慣が身につけている子供は、携帯電話やスマートフォンが気になったり、操作することが少なくなる傾向がある。
- ・ 子供にかかる教育費が高い家庭ほど、子供が自然体験を多くしている傾向がみられるが、生活体験やお手伝いと教育費にはほとんど関係がみられない。

② 青少年の意識に関する国際比較調査

機構では、日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、4 か国（日本、アメリカ、中国、韓国）の高校生を対象とした調査を実施している。

日米中韓の高校生を対象とした意識調査は、平成 24 年度まで財団法人日本青少年研究所が毎年テーマを変えて実施してきたものであるが、同研究所が平成 25 年 8 月末に解散したことにより、機構が同調査を引き継ぎ実施している。

平成 26 年度は高校生の科学等に関する意識調査、平成 27 年度は高校生の生活と意識に関する調査の結果を公表した。主な調査結果は次のとおりである。

【高校生の科学等に関する意識調査の主な調査結果】

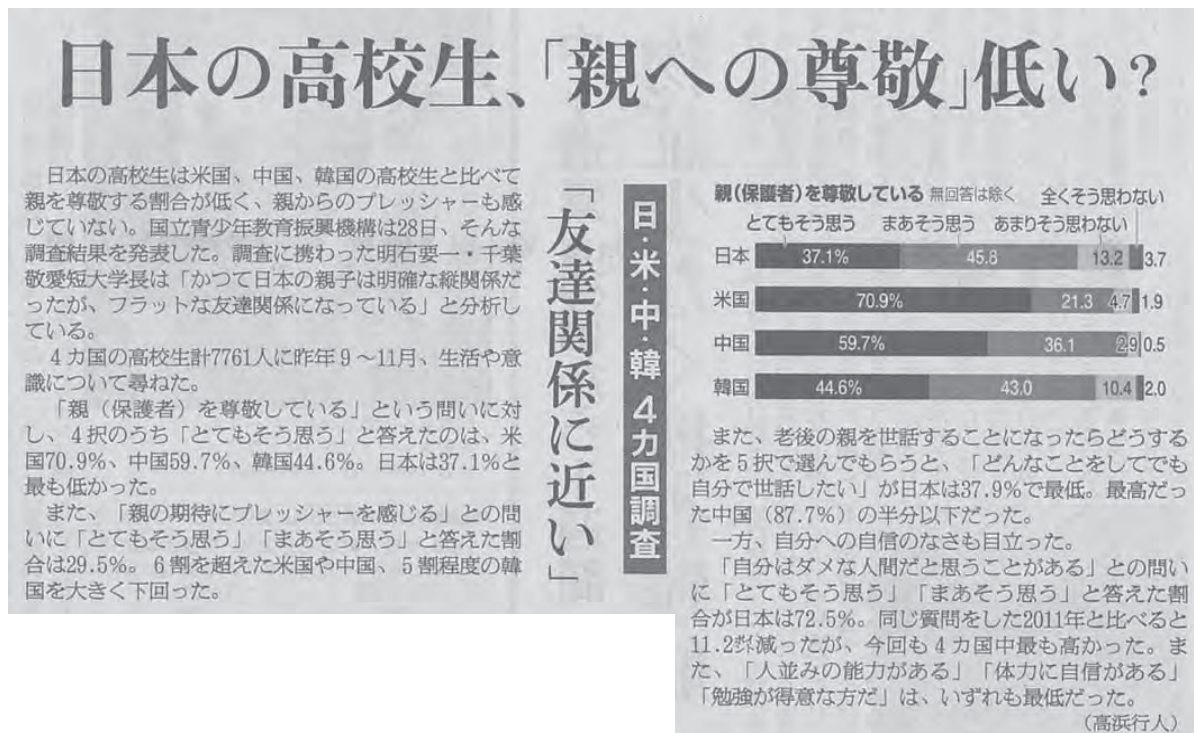
- ・ 「自然や科学」に関する興味や関心は、4 か国とも「とてもある」と「ある」の合計が過半数を超えている。興味のある分野は、4 か国それぞれ異なっており、日本と中国が「天文に関すること」「動物・植物に関すること」、米国と韓国は「人体に関すること」の割合が高い。
- ・ 4 か国とも、理科や科学に関する学習方法と科学への関心との関係について、「動物園（水族館）や植物園を見学する」「野外に出かけて、理科について学習する」などの体験的学習の設問に対して頻度が高いと回答した者ほど、「新しい科学的発見」「宇宙開発」などの科学への関心を問う設問に「非常に関心がある」「関心がある」と回答した割合が高い。
- ・ 4 か国とも、理科や科学に関する学習方法と社会問題への関心との関係について、体験的学習の設問に対して頻度が高いと回答した者ほど、「教育問題」「環境汚染」などの社会問題への関心を問う設問に「非常に関心がある」「関心がある」と回答した割合が高い。

【高校生の生活と意識に関する調査の主な調査結果】

- ・ 自己肯定感、自尊感情についてみると、日本の高校生は、「人並みの能力がある」「体力には自信がある」「勉強が得意なほうだ」「自分の希望はいつか叶うと思う」「将来に対し、はっきりした目標をもっている」という質問に対して、「そう思う」と回答した割合が、他の3か国と比べて最も低い。
- ・ 4か国とも、自然体験が多い者は、自尊感情が高い傾向がある。
自然体験や生活体験が多い者ほど、自己肯定感が高い傾向があることは、これまで機構が実施した「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成24年度調査）」等でも明らかになっていたが、この調査からこの傾向は日本だけでなく、米国、中国、韓国でも同様であることがわかった。

【高校生の生活と意識に関する調査に関する新聞記事】

平成27年8月29日（土）朝日新聞（朝刊）（33面）



このほか、平成24年度は、文部科学省からの委託により、イギリス、ドイツ、米国、中国、韓国、フランスの青少年教育施設及び青少年教育行政の現状等について調査を実施した。この結果、政府の法整備、施設の許可、資金援助などといった民間や公立施設をバックアップする役割を担っている国が多いことが明らかになった。

③ ふだんの生活などについてのアンケート調査

子供の四季を通したふだんの生活の様子を把握することを目的として、①年中行事に関すること、②伝承的な遊びや自然体験、③家族との体験などについて、全国の27の教育施設を利用している小学3年生から中学3年生を対象としたアンケートを年4

回実施しており、平成 27 年度は過去 6 回分の調査結果を総合的に分析した。

【主な調査結果】

- ・七夕で願い事を短冊に書いたり、御月見の行事をしたこと、家族一緒に旅行をしたり、ハイキングなどを活動すること、かるたや凧揚げなどの伝統的な遊び、笹舟や草笛をつくるといった自然体験などについては、学年が上がるにつれて減少する傾向がある。
- ・教育施設を利用して「仲間がまとまった」「もう一度利用したい」と回答した子供の割合は 8 割以上である。

④ 青少年教育関係施設等基礎調査

機構では、青少年教育に関する施設等の事業運営に資するための基礎データを得るため、国公立・民間の青少年教育に関わる施設等の管理・運営に関する調査を 3 年に一度実施している。この調査結果は、報告書に取りまとめ公表するとともに、同調査の結果をもとにして「青少年活動場所ガイド」（機構ホームページ上で、どのような体験活動がどの施設でできるかを検索できるページ）に掲載されている情報の更新を行っている。

このほか、機構ホームページでは、青少年及び青少年教育に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報や、青少年教育情報センターで収集した青少年教育に関する各種報告書、図書等の書誌情報をホームページで提供している。

(2) 専門的な調査及び研究の実施

① 各年齢期における体験活動に関する調査研究

子供の頃の体験と体験を通して得られる資質・能力の関連性や、どの時期にどのような体験を行うと効果が高いかを明らかにすることを目的として、外部の有識者を含めた研究会を平成 20 年度に設置した。以後、この研究会が中心となりその研究成果等をもとに、どの年齢期にどのような体験をすることが望ましいかを示す「体験カリキュラム」の作成に向けて調査研究を行っている。

平成 27 年度は、子供が生活を営む上で必要となる資質や能力（生活スキル）の習得状況や、その習得における保護者の子供との関わりについて分析した結果を取りまとめ、「子供の生活力に関する実態調査」報告書を公表した。主な調査結果は次のとおりである。

【主な調査結果】

- ・保護者が子供に必ず身に付けておくべきであると考えている「ありがとう、ごめんなさいを言うこと」「遅刻をしないで学校に行くこと」などは、子供に身に付いている割合が高い。
- ・「勉強以外の様々なことをできるだけ体験させている」といったように、保護者が子供に体験を積極的にさせていたり、「学校のない日にも早寝早起きさせている」

といったように生活習慣を身に付けさせることに力を入れたりするほど、その子供の生活スキルが高い傾向がみられる。

- ・ しかし、保護者が子どもに「よく小言をいっている」といった「叱咤激励」的な関わりと、その子供の生活スキルの関連はみられない。
- ・ 子供の生活スキルを高めるには、保護者は小言をいうよりも、体験を積極的にさせたり、生活習慣を身に付けさせたりする方がよい。

② 青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査研究

青少年教育施設等で実施される体験活動が、青少年の成長にどのような影響を与えるかを明らかにするため、平成23年度は、福島第一原子力発電所の事故の影響により、外遊びやプールの利用を控えるなど、日常生活の中で多くのストレスを抱えている福島県の児童生徒を対象として、心身の健全育成やリフレッシュを図るために、平成23年7月21日から8月31日の間に実施した「リフレッシュ・キャンプ」（主催：文部科学省、国立青少年教育振興機構、会場：磐梯、那須甲子）の参加者に対して、夏休み前の余暇時間の過ごし方や、キャンプに参加する前とキャンプに参加した後の意識や気持ち等を調査するアンケートを実施した。その結果、キャンプの参加前に比べて子供たちの意欲が向上したことなどが明らかになった。

また、平成23年度から全面実施された小学校学習指導要領において、自然体験活動を中心とする長期集団宿泊活動が推奨されたことを踏まえ、平成24年度から2か年で青少年教育研究センターと中央が共同で、学校の長期集団宿泊活動の実施を推進するための調査研究を実施し、集団宿泊活動を担当する教員の参考となる指導資料「学校教育における『集団宿泊活動』の手引き」を作成し、教育委員会等に配布した。

③ 困難を有する青少年の体験活動等に関する調査研究

課題を抱える子供に対する体験活動の有効性や効果について研究するため、本部が各教育施設と連携して、各教育施設で実施している、課題（特別支援、児童養護施設、不登校・ひきこもり・ニート、非行）を抱える子供たちを対象とした事業等の成果について、横断的な分析・検討を行うとともに、不登校傾向の児童・生徒とその親を対象にした親子キャンプをモデル事業として実施するなどの調査研究に取り組み、平成25年3月に報告書をまとめた。

平成26年度はスマートフォン等の新たな情報機器の普及に伴い、インターネットの長時間利用による生活習慣の乱れ等が指摘されている青少年に対して、文部科学省の委託を受けて治療としてだけでなく、教育的観点も取り入れた体験活動プログラムを実施し、どのような効果があるか調査研究を行った。

④ 自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究

体験活動を展開していくためには、各地域に一定の知識・技術を備えた指導者を配置する必要がある。このため、平成23年度において、「自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究」に取り組み、NPO法人自然体験活動推進協議会（CONE）と連携して作業部会を設置し、自然体験活動指導者養成認定制度及びナショナルスタ

ンダードとなる養成カリキュラムの検討を行った。その後、平成 20 年度から平成 24 年度まで文部科学省の委託事業として実施してきた自然体験活動指導者養成事業を発展させ、官民共同で体験活動に関する新たな指導者認定制度を平成 25 年 2 月に創設し、体験活動に関する正しい知識と経験を有する指導者資格の養成を開始した。

⑤ 子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究

子供（特に中高校生）の読書環境の実態を把握するとともに、読書が成長に及ぼす効果等について、有識者で構成する研究会及び成人調査、教員調査、外国調査等のワーキンググループを設置し、平成 23～24 年度に調査研究を実施した。

平成 23 年度には、アメリカ、フランス、ドイツから研究者を招聘して国際シンポジウムを開催した。

平成 24 年度に「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」報告書を公表した。

また、平成 25 年度には、上記ワーキンググループの研究成果を取りまとめて公表した。

⑥ 都市部の青少年に対する効果的な体験活動の提供に関するモデル調査

本モデル調査事業は、都市部の青少年に、居住地の近隣での自然体験活動を効果的に提供することを通して、日常的な生活の中での体験活動の充実につなげることを目指し、平成 27 年度に京都教育大学と連携して実施した。

特に、自然体験への参加経験が少ない青少年や保護者に、非日常的な自然体験活動事業への参加を促すためには、場所・人（指導者等）・活動（危険性、困難性等）に対する不安を軽減することが重要ではないかという仮説のもと、参加者の居住地に近い京都教育大学のキャンパス等を活用したり、メインキャンプ（第 2 回）に先立ち、事前キャンプ（第 1 回）を導入するなど、プログラムを工夫し、事業を試行した。

⑦ その他の青少年教育に関する調査研究

青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題、青少年教育関係者の問題意識及び青少年教育の在り方に関して明らかにすべき事項に対し、様々な専門的な調査研究を実施している。

「防災教育の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究（文部科学省委託事業）」、「青少年の体験活動の意味と範囲に関する研究」などを実施した。また、平成 27 年度には、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」日本人参加経験者に係る追跡調査（2-7 頁参照）、子どもゆめ基金助成金の成果等に関する分析（6-5 頁参照）を行った。

(3) 成果の普及及び他の機関等での活用状況

① 報告書等の作成

機構で実施した調査結果、子供の体験活動に関する鼎談の概要、投稿原稿等を掲載

した「青少年教育研究センター紀要」を作成し、機構ホームページに掲載するとともに、文部科学省、大学、関係機関・団体等に配布した。また、調査研究結果についても、報告書やリーフレットを作成し機構ホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体などに配布した。さらに、一般の研究者が二次分析に使うことができる個票データを機構ホームページからダウンロードできるようにし、そのデータベースの活用を図った。

特に、平成 25 年度に作成した集団宿泊活動を担当する教員の参考となる指導資料「学校教育における『集団宿泊活動』の手引き」は、教育委員会や学校などから校長会や研修会などで使用したいとの依頼が多く、増刷して配布した。

② 調査及び研究の成果等の活用状況

「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」、「『リフレッシュ・キャンプ』参加者アンケート」等の調査結果については、「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会）「文部科学白書」、「子ども・若者白書（内閣府作成）」など、国や自治体、関係機関・団体などの資料や新聞報道に活用された。「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」の調査結果については、平成 25 年度大学入試センター試験の問題に引用された。

また、調査及び研究の成果等については、機構が実施する会議やイベント、機構職員が出向いて解説するなど、成果の普及を図った。

さらに、これまでの調査結果をわかりやすくまとめたリーフレット「かわいい子には体験を！」や「子どもの頃の読書は豊かな人生への第一歩」、「生活スキルを高める保護者の関わり」については、教育委員会、関係機関・団体などから多数の送付依頼があった。

（調査結果をもとに作成・配布した資料）



このほか、平成 27 年度まで実施した調査のうち、5 件の調査結果（「青少年の体験活動等に関する実態調査」平成 24 年度調査、平成 26 年度調査等）の個票データを機構ホームページのデータベースに掲載し、研究者等が再分析に利用できるようにしている。

3. 自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

第2期中期目標期間では、青少年教育のナショナルセンターとして調査及び研究の機能を強化するため、平成23年4月に青少年教育研究センターを設置した上で、青少年教育、社会教育、学校教育等の各分野の専門家を採用・配置し、外部有識者の協力を得て調査及び研究体制を構築してきた。

そして、中期計画及び年度計画に沿って計画的に基礎的・専門的な調査研究を実施するとともに、当初計画にない事項についても機構が実施している各種事業や取組の成果等を測るための調査や分析を積極的に実施した。

特に、「子供の体験の意義と効果」については、多様な観点から段階的に調査研究を押し進め、

①子供を対象とした、これまでの体験と現在の意識・能力等との関係性の研究、
②大人を対象とした、子供の頃の体験と大人になった現在の資質・能力との関係性の研究などを進めるとともに、「子供の体験の現状」についても、③経年で比較分析し、④年齢期や世代間で比較分析し、⑤保護者の経済状況で比較分析し、⑥諸外国と比較分析するなど、所期の目標を上回る多面的な調査研究を進め、成果を積み上げてきた。

さらに、これらの成果等については、報告書やリーフレット等を作成し、関係機関等へ配布するとともに、機構ホームページや雑誌への掲載等を活用して広く周知を図った。また、記者会見やプレスリリースを積極的に行い、様々なニュースや新聞報道を通じて広く周知を図った。

これら調査及び研究は、機構が行う様々な取組の基礎となっており、本部及び各教育施設では、調査で得られた知見や情報等を活用し、新規事業の企画立案や事業の改善・充実に努めている。このように、調査及び研究の推進は、機構が行う様々な取組との両輪として、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進における重要な役割を担ってきた。

これらのことから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたためA評価とした。

【調査及び研究体制の強化】

平成23年4月に青少年教育研究センターを設置し、青少年教育、社会教育、学校教育、青少年の意識調査等の専門家を客員研究員として採用・配置するほか、外部有識者を加えた研究会を設置し、研究体制の強化に努めた。このほか、調査研究に関心のある教育施設職員を教育施設が閑散期の一定期間、青少年研究センターにおいて調査及び研究に従事させるなど、今後の研究体制の充実に資する取組を行った。

【調査及び研究の実施】

調査研究の実施に当たっては、中期計画及び年度計画に沿って計画的に実施した。また、中期計画および年度計画に記載のない事項についても機構が実施している事業や取組の成果等を測るための調査や分析を積極的に実施した。

基礎的な調査及び研究としては、青少年の体験活動等の実態や経年変化が明らかとなるなど、十分な成果が得られている。

専門的な調査及び研究としては、子供の頃に身に付けておくべき生活習慣や技術、礼儀作法などの技能を「生活力」として実施した「子供の生活力に関する実態調査」が、新聞記事等に多く取り上げられたり、また、「自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究」が、官民共同で体験活動に関する新たな指導者認定制度の創設につながるなどの成果が得られている。

さらに、平成 23 年度は、東日本大震災を受け、外遊びやプールの利用を控えるなど、日常生活の中で多くのストレスを抱えている福島県の児童生徒を対象として、心身の健全育成やリフレッシュを図るために実施した「リフレッシュ・キャンプ」の参加者に対して、夏休み前の余暇時間の過ごし方や、キャンプに参加する前とキャンプに参加した後の意識や気持ち等を調査するアンケートを実施した。その結果、キャンプの参加前に比べて子供たちの意欲が向上したことなどが明らかになった。

調査及び研究の成果については、結果が明らかとなった調査研究は、報告書やリーフレットを作成し、機構ホームページに掲載や配布するとともに、文部科学省、教育委員会、関係機関・団体などに配布した。また、一般の研究者が二次分析に使うことが出来る個票データを機構ホームページからダウンロードできるようにしている。

<課題と対応>

第3期中期目標期間において、作成した報告書等がさらに多く活用されるよう、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等における発表の機会を設けるように努めていく。

今後も、喫緊の青少年教育の課題や青少年教育関係者の問題意識を把握・検討したテーマについて、調査及び研究を実施するとともに、各年齢期に必要な資質・能力や様々な体験活動の調査及び研究の充実を図り、どの年齢期にどのような体験をすることが望ましいのかを示す「体験カリキュラム」の作成に向けて、青少年の「自己肯定感」「意欲」「へこたれない力」を測る調査を実施することとしている。

第6章 青少年教育団体が行う活動に対する助成

機構では、青少年の健全な育成のため、地域の団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への財政的支援を行っている。

平成23～27年度においては、計24,567件の応募があり、計18,729件を助成した。この助成により、3,562,698人に様々な体験活動や読書活動の機会を提供する活動について支援を行うことができた。また、子供の体験活動等を支援する指導者等を対象とした活動には、244,077人が参加した。（表6-1-1～3参照）

表6-1-1 助成金の応募状況（活動区分別） （単位：件）

助成対象活動区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
体験活動	応募	3,615	3,988	4,011	4,434	5,010	21,058
	確定	2,562	2,682	2,801	3,767	4,373	16,185
読書活動	応募	644	613	571	617	669	3,114
	確定	513	432	449	500	538	2,432
教材開発・普及活動	応募	113	64	64	84	70	395
	確定	29	19	12	23	29	112
合計	応募	4,372	4,665	4,646	5,135	5,749	24,567
	確定	3,104	3,133	3,262	4,290	4,940	18,729

表6-1-2 助成金の応募状況（金額） （単位：千円）

助成対象活動区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
体験活動	応募	2,026,818	1,964,790	1,931,018	1,953,086	2,806,712	10,682,424
	確定	978,284	975,683	967,220	1,290,538	1,723,429	5,935,154
読書活動	応募	302,008	267,865	222,926	242,229	277,662	1,312,690
	確定	172,409	134,720	125,921	145,743	140,040	718,833
教材開発・普及活動	応募	930,051	503,791	447,538	529,223	515,670	2,926,273
	確定	198,636	91,867	86,202	140,892	200,645	718,242
合計	応募	3,258,877	2,736,446	2,601,482	2,724,538	3,600,044	14,921,387
	確定	1,349,329	1,202,270	1,179,343	1,577,173	2,064,114	7,372,229

表6-1-3 助成活動への参加状況 （単位：人）

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
子供を対象とする活動	体験活動	488,801	505,128	587,568	674,111	889,459	3,145,067
	読書活動	101,878	82,546	78,788	76,057	78,362	417,631
	合計	590,679	587,674	666,356	750,168	967,821	3,562,698
フォーラム等振興普及活動・指導者養成	体験活動	14,020	8,438	11,030	9,726	20,341	63,555
	読書活動	49,694	32,609	26,685	27,003	44,531	180,522
	合計	63,714	41,047	37,715	36,729	64,872	244,077
合計	体験活動	502,821	513,566	598,598	683,837	909,800	3,208,622
	読書活動	151,572	115,155	105,473	103,060	122,893	598,153
	合計	654,393	628,721	704,071	786,897	1,032,693	3,806,775

1. 助成活動の募集

(1) 募集に係る広報の状況

① 募集説明会の実施等

助成の募集説明会を平成 23 年度は全国 5 か所で開催したのに対し、平成 27 年度には、全国 26 都道府県 42 か所で開催した。同説明会においては、平成 26 年度に引き続き、各教育施設や都道府県教育委員会と連携して全国各地で広く開催し、説明及び情報交換を行ったとともに、PTA 等の主催会議にも出向くなど、様々な機会を活用して子どもゆめ基金の広報を行った。

② 周知を図る取組

助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を毎年作成し、全国の関係機関等へ配付するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行った。

また、平成 26 年度に引き続き、各都道府県等の担当者を集めた「都道府県・政令指定都市青少年体験活動等担当者会議」を平成 24 年度以降毎年開催し、子どもゆめ基金の更なる周知と理解促進を図ったことにより、都道府県等で行われる会議で子どもゆめ基金が周知されたほか、平成 25 年度には 45 の都道府県等で申請・相談窓口が設置された。

さらに、全教育施設では、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」を実施し、子どもゆめ基金の周知を図った。

(2) 助成金の応募状況（表 6-1-1～6 参照）

平成 23～27 年度助成活動の分野別の応募件数は、体験活動計 21,058 件、読書活動計 3,114 件、教材開発・普及活動計 395 件、合計 24,567 件であった。

なお、都道府県別に見ると、東京都、大阪府、の応募が多く、平成 27 年度の応募件数は、平成 23 年度と比較し、約 8 割の都道府県において増加した。

また、平成 23 年度と比較すると、応募件数が 50 件以下の県は、21 県から 12 県に減少しており、草の根レベルの活動への周知活動が浸透してきていると考えられる。

なお、平成 27 年度の実応募団体数は、計 3,231 団体であり、このうち新規の実応募団体数は、計 1,052 団体（全体の 32.6%）であった。

表 6-1-4 助成金の応募・採択状況（都道府県別）

（単位：件）

都道府県	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	応募	採択	応募	採択	応募	採択	確定	応募	採択	確定	応募	採択	確定
北海道	264	233	289	213	268	195	186	248	237	223	265	250	237
青森県	20	18	32	26	28	23	22	34	29	25	37	35	35
岩手県	31	30	48	41	36	31	28	47	36	34	53	44	39
宮城県	59	47	62	45	70	54	45	53	48	39	64	58	54
秋田県	24	16	23	14	26	21	21	34	32	26	24	23	22
山形県	20	19	26	25	27	26	24	43	38	34	52	49	46
福島県	53	38	48	30	52	24	22	97	82	68	92	77	71
茨城県	66	51	64	48	49	36	36	67	62	56	86	79	76
栃木県	85	69	85	69	71	63	61	68	62	61	91	80	80
群馬県	58	51	61	44	73	48	43	72	66	59	74	71	70
埼玉県	99	79	140	107	135	107	99	175	154	146	190	177	172
千葉県	146	120	175	126	159	130	124	220	199	188	241	225	217
東京都	740	566	748	520	781	574	539	829	754	710	983	875	796
神奈川県	149	102	155	92	146	106	101	174	150	145	205	187	174
新潟県	100	72	74	64	99	75	65	94	87	82	118	109	105
富山県	24	23	20	15	21	18	15	22	16	15	18	17	13
石川県	54	44	43	34	62	46	45	56	54	53	65	61	57
福井県	47	39	59	51	71	44	31	45	41	40	41	37	37
山梨県	35	33	29	26	46	39	33	65	59	57	90	84	79
長野県	120	97	116	86	101	74	68	110	94	74	96	90	85
岐阜県	84	62	74	54	89	64	61	75	70	64	86	78	76
静岡県	80	61	91	68	89	68	63	116	105	99	130	118	111
愛知県	120	86	137	101	129	104	96	207	181	169	199	183	177
三重県	35	27	44	28	45	34	31	40	35	35	46	43	40
滋賀県	89	81	96	75	85	73	69	64	60	59	82	78	76
京都府	98	77	107	69	80	56	51	107	94	87	119	102	96
大阪府	359	278	438	328	412	334	316	426	386	372	423	392	372
兵庫県	180	144	196	149	213	166	138	237	204	195	258	234	221
奈良県	47	35	72	55	73	52	51	73	62	53	90	81	76
和歌山県	38	33	61	44	55	42	39	66	58	55	60	56	53
鳥取県	19	16	19	11	11	7	5	14	12	12	24	20	18
島根県	35	25	22	18	35	27	24	32	32	30	38	37	32
岡山県	59	50	59	46	59	45	42	96	77	74	105	97	92
広島県	42	33	40	28	34	21	20	55	41	39	53	43	41
山口県	36	30	28	21	28	25	25	41	36	33	35	34	33
徳島県	72	62	86	58	62	44	43	57	53	52	56	53	47
香川県	38	30	30	23	43	28	28	48	42	39	43	43	43
愛媛県	36	32	42	35	53	46	44	81	70	65	101	92	87
高知県	21	18	37	28	33	25	24	46	40	39	65	63	61
福岡県	237	203	232	184	205	153	144	218	200	190	273	253	242
佐賀県	16	12	11	9	16	11	10	20	18	17	28	27	24
長崎県	62	56	59	48	62	38	38	35	34	34	72	65	62
熊本県	114	95	106	82	118	86	68	111	98	80	120	109	96
大分県	28	24	32	25	40	33	29	41	38	31	38	34	31
宮崎県	42	35	46	36	65	53	53	70	64	62	63	59	56
鹿児島県	151	120	154	106	152	120	116	166	155	143	216	197	184
沖縄県	40	29	49	28	39	28	26	40	30	27	41	34	28
合計	4,372	3,501	4,665	3,433	4,646	3,517	3,262	5,135	4,595	4,290	5,749	5,253	4,940

（注）確定件数については、子どもゆめ基金システム変更後の平成 25 年度以降について記載した。

表 6-1-5 助成金の応募状況（団体種別）

（単位：団体）

団体種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
財団法人・社団法人	221	218	261	317	262	1,279
特定非営利活動法人	557	577	676	692	775	3,277
法人格を有しない団体等	1,682	1,754	1,716	1,871	2,194	9,217
合計	2,460	2,549	2,653	2,880	3,231	13,773

表 6-1-6 助成金の応募状況（新規団体数）

（単位：団体）

団体種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
新規団体数	792 (32.2%)	838 (32.9%)	919 (34.6%)	1,516 (52.6%)	1,052 (32.6%)	5,117 (37.2%)

2. 助成金の交付

（1）助成金の交付状況

助成金の交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある取組や裾野を広げるような活動を中心に助成するという基本方針のもと審査が行われた。平成23～27年度においては、計18,729件・計7,372,229千円を助成した。

なお、東日本大震災の影響により、平成24・25年度に助成金の執行残が増加し、運営交付金債務が増加した。このため、平成26年度に追加募集を実施し、平成27年度に全国各地で募集説明会を開催し広報を充実した。この結果、27年度は助成金を適切に執行することができた。

（2）事務手続きの見直し等に関する取組

助成団体の負担軽減や申請機会の拡大、草の根的な活動への助成を推進するため、以下のとおり事務手続きの見直し等を行った。

- ① 平成25年度助成から「交付内定」の手続きを廃止した。団体に対するアンケートでは、9割の団体から支持された。
- ② 平成25年度助成から募集時期を前期と後期に分けて、年に2回募集した。
- ③ 平成26年度助成から電子申請を導入した。その結果、平成26年度申請件数の半数近くが電子申請によるものであった。
- ④ 平成27年度助成から、全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成期間を5年間までとするこれまでの制度を、活動内容等の見直しを行っている場合には、6年目以降の活動も助成の対象とするよう見直した。
- ⑤ 平成28年度助成から、助成団体へのアンケート調査等を踏まえ、従来は、二次募集でしか申請ができなかった10月以降に開始する活動について、一次募集においても申請できるよう申請期間の見直しを行った。

（3）子供の貧困対策に係る取組

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえ、経済的に

困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、子供の負担が軽減されるよう平成 27 年度助成活動から措置を講じ、165 件の申請のうち 95 件の活動に支援し、貧困対策の取組を推進した。

(4) 適正な助成に向けた取組

助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、平成 23～27 年度においては、計 351 件を抽出し調査を行った。調査結果はおおむね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。

(5) 助成金の成果

平成 23～27 年度においては、13,773 団体、18,729 件の活動に助成したことにより、3,562,698 人に様々な体験活動や読書活動の機会が提供され、子供の体験活動等を支援する指導者等を対象とした活動には、244,077 人の指導者が参加した。

また、助成団体を対象に実施したアンケートでは、「目的や内容を実現させることができた」、「活動を継続・発展させることができた」などの積極的な意見が多数あった。さらに「子供の自然科学に対する興味関心が高まり、家でもよく話すようになった」「施設で暮らす子供たちに今まで体験させることのできないプログラムを提供することができた」などの特徴的な意見もあり、助成金の交付を受けたことによる成果が様々な面に現れていた。

この他、「助成団体へのアンケート」及び「助成活動実績報告書」をもとに助成金の成果等について分析を行い、その結果を子どもゆめ基金審査委員会において報告した。

3. 選考手続き等の客観性及び透明性の確保

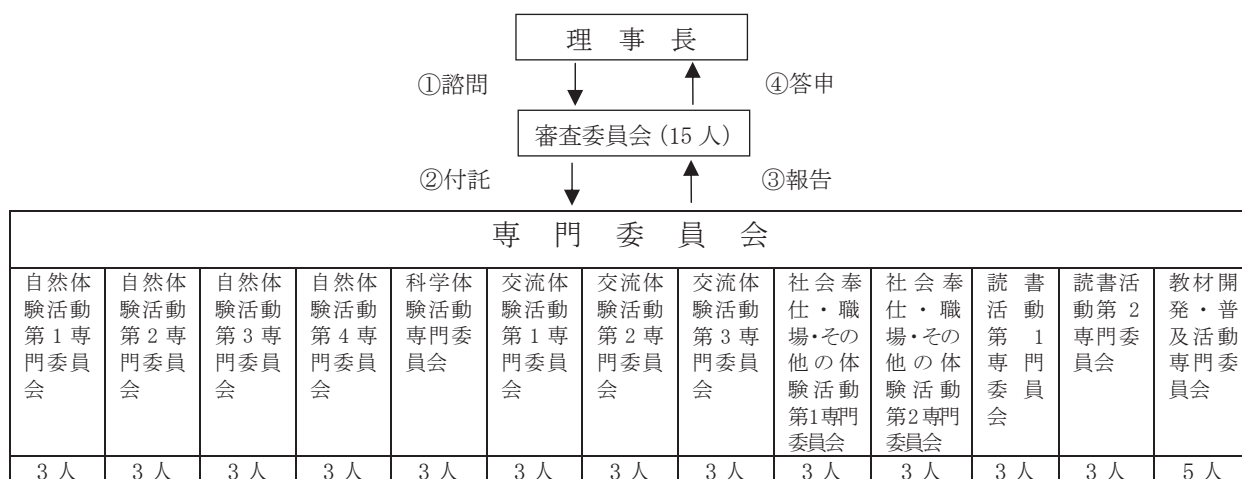
(1) 選考手続きの状況

① 審査委員会組織及び審査体制（図 6-2 参照）

助成活動の審査は、体験活動や読書活動の分野において実務経験を持ち、青少年教育に高い識見を有する外部有識者で構成する「子どもゆめ基金審査委員会」で行った。

なお、助成の審査を専門的見地から行うため、審査委員会の下に、自然体験活動専門委員会、科学体験活動専門委員会、交流体験活動専門委員会、社会奉仕・職場・その他の体験活動専門委員会、読書活動専門委員会、教材開発・普及活動専門委員会の各専門委員会を設置している。

図 6-2 平成 27 年度助成審査委員会の審査体制



(注) 社会奉仕・職場・その他の体験活動第 2 専門委員会は、平成 27 年度助成より新設。

② 審査委員会及び各専門委員会の審査方法

助成に係る審査については、審査委員会が定めた助成金交付の基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図り、助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告した。審査委員会においては、各専門委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行った。

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保に関する取組

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選考基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するとともに、都道府県教育委員会にも資料提供を行い、客観性・透明性の確保に努めた。

4. 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保

(1) 資金の拡大についての活動状況

① 出えん金の募集広報の状況

ア. 募金を呼びかける振替払込書付きのチラシを作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付し、募金についての広報を行った。

イ. 子どもゆめ基金ガイドのほか、手提げ袋やクリアファイル等のグッズを作成・配付することにより、子どもゆめ基金への募金について広報を行った。また、平成 25 年度からは、これら広報媒体に寄附者名を掲載することで継続的な寄附を呼びかけている。

ウ. ホームページの寄附者一覧のページを常に更新し、寄附していただいた企業や機関・団体、個人の名前を迅速に公表した。

- エ. 各教育施設に募金箱を設置し、各教育施設の利用に対して募金を呼びかけた。
- オ. センター構内に設置している飲料自動販売機の売り上げの一部を寄附金として受け入れた。また、清涼飲料水販売会社と連携し、子どもゆめ基金の説明やキャラクターを表記した自動販売機を考案し、機構以外に設置した場合も同様に売り上げの一部を寄附金として受け入れた。
- カ. 民間のカード会社と契約し、ポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定し、寄附の拡充を図るとともに、子どもゆめ基金の周知を図った。
- キ. 子どもゆめ基金の認知度を向上させるとともに、子どもゆめ基金に対する一層の周知を図るため、以下の取組を実施した。
 - a. 子どもゆめ基金紹介リーフレットを作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付した。
 - b. 「子どもゆめ基金」、「読書・手伝い・外あそび」、「かがやく先輩からのメッセージ」、「体験の風をおこそう」、「早ね早おき朝ごはん」と印刷した絆創膏5枚セットに、「かすり傷は、子どもの勲章！」とのメッセージを添えて、全教育施設を活用して話題性のある広報を行った。

② 資金の確保

平成23～27年度においては、民間からの出えん金として、1,637,720,620円（累計額1,719,579,473円）を受け入れた。

特に、平成26・27年度には大口の出えん金（800,000,000円）を獲得した。

(2) 資金運用の実施状況

資金の運用については、資金等運用規則に基づき、資金管理委員会の審議結果を踏まえ、運用可能な金融商品すべてについて、金融機関等からの提案のうち、最も有利な金融商品を選定し、金融情勢に応じて安全かつ効率的な運用を図っている。

5. 自己評価

<評定と根拠>

評定：B

助成金の交付については、各教育施設で地域に密着した募集説明会を開催するほか、近隣県にも出向き広域的に募集説明会を開催するなど各教育施設と連携して取り組んだことにより、募集件数が増加し、広域かつ地域に偏りなく助成することができた。また、地域の草の根的な活動等に対して助成金を交付することで民間団体の活動の一層の活性化を図り、第2期中期目標期間中に約356万人に活動機会を提供することができた。

この他、選考手続き等の客観性・透明性の確保にも努めるとともに、「交付内定」の手続きの簡略化や、電子申請の導入を行う等の事務手続きの見直し等に取り組み、助成団体から多く支持された。

また、国の喫緊の課題である子供の貧困対策に係る取組として、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とすることで、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう措置を講じた。

さらに、資金の確保として、従来の取組に加え、大口の出えん金（8億円）を2か年に渡り計16億円獲得した。

これらの取組を通して、「体験の風をおこそう」運動、及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより地域に根差した取組として推進し、社会総ぐるみで青少年の体験活動の充実を促進することができた。

これらのことから、中期目標における所期の目標を達成したためB評定とした。

【助成金の交付】

各教育施設で地域に密着した募集説明会を開催するほか、近隣県にも出向き広域的に募集説明会を開催するなど各教育施設と連携して取り組んだ。また、「都道府県・政令指定都市青少年体験活動担当者会議」の開催や都道府県等による申請・相談窓口の設置など、各都道府県との協同体制の充実を図った。これにより、平成23～27年度にかけて約8割の都道府県で応募数が増加するなど、応募団体が全国各地に広がるとともに、児童養護施設で生活する子供や長期に渡り病棟から出ることができない入院中の子供たちを対象とした取組に対し助成を行った。

また、助成手続きの簡略化や電子申請の導入、助成団体へのアンケート調査等を踏まえた申請期間の見直しなどを行うとともに、助成金の成果等について分析を行い、その結果を子どもゆめ基金審査委員会において報告した。

さらに、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を、特に助成対象とすることで、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう平成27年度助成活動から措置を講じ、貧困対策の取り組みを推進した。

【選考手続き等の客観性及び透明性の確保】

外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」において、特色ある新たな取組や活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動を中心に助成するという基本方針で審査が行われた。また、その基本方針や審査委員名、採択結果等をホームページに掲載するなど、選考手続き等の客観性・透明性を確保に努めた。

【資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保】

資金の確保については、従来の取組に加え、大口の出えん金（800,000,000円）を平成26、27年度に獲得したことにより、第二期中期目標期間における出えん金の累計（1,637,693,441円）は、第一期中期目標期間（平成18～22年度）における出えん金の累計（50,349,577円）と比較して約32倍と大幅に増額となった。

<課題と対応>

助成団体のアンケートでは、活動実施後の達成度を聞いた項目のうち「参加人数・広報」については、「達成できた」と回答した割合が最も低かった。今後は、助成活動の実施時期・場所などの情報をホームページで提供する。さらに、都道府県の体験活動等担当者会議を開催し、活動のPRや参加者募集への協力など、助成団体への支援を要請する。

また、資金の確保についても、民間企業等からの出えん金獲得のための活動を積極的に行う予定である。

第7章 共通的事項

1. 広報の充実

機構は、青少年教育に対する理解を増進させ、機構の取組の周知を図り、教育施設の利用促進や事業への参加を促すため、対象者に応じた様々な広報を実施している。

「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、子どもゆめ基金などの普及啓発、体験活動プログラムの実施方法や留意点などについて写真を交え、分かりやすくまとめたガイドブック「体験・遊びナビゲーター」等の広報関係資料を作成するとともに、機構の取組の周知を図るため、新聞・雑誌へ事業に関する記事の連載、事業成果等のホームページでの提供、概要やリーフレット等の資料を教育委員会等に配布した。

さらに、教育施設の利用や事業参加を促進するため、直接訪問を基本に、郵送、ホームページ等により事業や利用案内などの資料を発信するとともに、普及啓発事業を実施した。

これらの取組は、平成24年度以降の総利用者が4年連続500万人を突破するなど、利用者数確保へ成果として現れている。

(1) ホームページによる広報（表7-1参照）

本部及び各教育施設では、事業の募集や成果の報告などの最新の情報をホームページを活用して提供している。

第2期中期目標期間においては、ホームページから教育事業の申込ができるシステムの導入（平成24年度）や、動画で活動を紹介するページ「体験遊びナビチャンネル」の開設（平成26年度）などを行った。また、教育施設においては、ホームページのリニューアル、職員によるブログやFacebookページの開設、写真や動画での活動内容や事業紹介、ライブカメラの設置など、ホームページによる広報を充実させ体験活動の普及にも努めるとともに、利用団体管理システムと連動し全教育施設に申込フォームを掲載（平成24年度）したり、空室状況やキャンセル情報を掲載するなど、利用者の利便性の向上にも取り組んだ。

さらに、「国立青少年教育振興機構概要」及び「全国の国立青少年教育施設案内のご案内（リーフレット）」、体験活動プログラムの実施方法や留意点などについて、写真を交え、分かりやすくまとめて新たに刊行したガイドブック（「体験・遊びナビゲーター2 安全に体験活動を実施するために」）を機構ホームページに掲載し、自由にダウンロードできるようにした（平成27年度）。

表7-1 機構本部ホームページのトップページアクセス数 (単位：件)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
アクセス数	465,776	322,234	295,343	349,991	414,355	1,847,699

加えて、機構のホームページ以外での取組として、企業のホームページ内にも「体験の風をおこそう」運動に関するページを新たに作成していただき、機構及び「体験の風をおこそう」運動の周知に努めた。

この取組は、自然体験の際に使用頻度が高い虫よけスプレーを販売しているジョンソン株式会社と、「体験の風をおこそう」運動のもとで外遊びを推進している機構という、

異なる分野の団体が協力したものである。企業側は、機構の調査結果を引用することで自然体験の効果を示すことができ、機構は、企業のホームページに調査結果を掲載し、多くの方々に知っていただく新たな媒体を確保することができ、それぞれの目的を果たすという win-win の関係を構築することができた。このほか、株式会社大塚製薬工場が運営する Facebook において、日高の活動（凍るシャボン玉づくり等）を紹介していただくなど、機構や「体験の風をおこそう」運動について多くの国民に知っていただくよう努めた。

（２）メディアの活用

本部では、平成 23～27 年度において、文部科学省の記者クラブを通じて計 48 回のプレスリリースを行った。特に、調査研究結果の発表については、報道機関を集めて記者会見を開催したことにより、新聞やニュース等において大きく取り上げられ、広く周知することができた。

また、日本教育新聞（日本教育新聞社）、教育ジャーナル（学研教育みらい）、SYNAPSE[シナプス]（ジアース教育新社）の 3 紙・誌に継続的に各教育施設における事業成果などを掲載しているほか、平成 24 年度において「早寝早起き朝ごはん」国民運動などで展開したエコ生活キャンペーンについては、内閣府に依頼を行った結果、政府広報として全国紙及び地方ブロック紙に突き出し広告が掲載された。

その他、平成 26 年度においては、ガイドブック「体験・遊びナビゲーター」に掲載している活動例を広くかつ分かりやすく周知し、活動時の参考としてもらうため、BS フジで放送されている「be ポンキッキーズ」の 1 コーナーとして、子供たちと一緒に様々なことにチャレンジする企画として「ガチャピン・ムックの体験ナビ」を、計 22 回（平成 26 年 4～7 月（計 13 回）、平成 27 年 1～3 月（計 9 回））にわたって放送した。また、これらの動画は、「体験・遊びナビチャンネル」としてホームページにも掲載した。

各教育施設においても、地元のテレビや新聞、ラジオ、広報誌などに積極的に PR 活動を行い、その結果、事業案内や活動内容の様子が取り上げられ、多くの教育事業参加者や利用者を集めることができた。

このほか、平成 28 年 1 月 15 日に開催された「センター 50 周年・機構 10 周年記念式典」が、テレビ、新聞等で紹介されたことにより、センター及び機構のことを多くの国民に知っていただく機会となった。

（３）青少年教育に関する情報提供

① 青少年教育に関するデータベース

機構ホームページの「青少年教育情報ポータル」においては、①全国の青少年教育関係施設を紹介する「青少年活動場所ガイド」、②各教育施設が実施した教育事業プログラムを紹介する「教育事業プログラム検索」、③青少年教育関係資料の書誌情報を紹介する「青少年教育情報センター図書検索」、④調査研究報告書の全文データを掲載する「調査研究報告書検索」など青少年教育に関する情報を提供しており、これらの情報の更新・充実を行った。

また、平成 27 年度までに機構が実施した調査のうち、計 5 件の調査結果の個票データをデータベースに掲載し、研究者等の利用に供している。（5-6 頁参照）

平成 23～27 年度の青少年教育情報ポータルアクセス数は、1,585,594 件である。

表 7-2 青少年教育情報ポータルアクセス件数推移

(単位：件)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
375,464	455,764	282,346	231,788	240,232	1,585,594

② 青少年教育情報センター

平成 27 年度末現在、青少年教育情報センターに所蔵している書籍・資料は、国・地方公共団体及び青少年関係機関・団体等が発行する答申や事業報告書、調査研究報告書等の行政資料・団体資料（約 33,300 冊）、青少年教育や青少年心理、学校教育・社会教育等の青少年教育関係図書（和書約 34,600 冊、洋書約 3,260 冊）、青少年教育関係機関等が発行する定期刊行物等（約 190 誌、約 23,700 冊）、青少年教育関係の DVD 等の視聴覚資料（約 2,100 本）であり、毎年度蔵書等数を増やしている。なお、平成 23～27 年度の入館者数は、92,220 人であった。

(4) 広報関係資料の配布

本部では、機構の紹介や調査結果をわかりやすくまとめたリーフレット（5-7 頁参照）やポスターを青少年教育施設や大学及び読書活動を推進している民間団体等に広く作成・配布するほか、イベントへの出展、機構職員の講演などの機会においても配布した。さらに、「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動及び子どもゆめ基金の広報資料については、全国規模の会議やイベント等を通じても配布している。

なお、各教育施設においては、幼稚園・保育所、学校、企業、スポーツ団体など対象別の利用促進チラシ、近隣の体験活動関連施設・団体との合同パンフレット、広報用 DVD や広報誌などを作成・配布し、広く普及に努めている。

2. 各業務の成果の普及

機構の取組の成果等の活用・普及を図るため、関係機関・団体や公立等の青少年教育施設に対して以下の取組を行った。

(1) 成果を普及するための取組

開発した活動プログラム等の普及を図るため、企画立案の段階から関係機関・団体や公立施設等と連携し、汎用性のあるプログラムの開発に努めている。また、体験活動や基本的な生活習慣の確立の重要性について、全国的な会議やフォーラムを開催し、国公立の青少年教育施設職員が一堂に会する事業において、積極的な活用を促すとともに、機構ホームページ上で事業内容や調査研究結果の普及に努めている。

【取組事例】タイニーキャンプ ～公立青少年教育施設への事業普及～

信州高遠では、小学校低学年を対象とした宿泊体験プログラム「タイニーキャンプ」を公立青少年教育施設への普及を目的に開発した。

開発にあたり工夫した点やプログラムの運用時の留意点、信州高遠が試行実施した際の事前事後における子供たちの変容をグラフ化し、普及のためにとりまとめた資料に掲載するなど、活用側の立場に立った内容とした。また、公立青少年教育施設職員を信州高遠で受入れたり、先方を直接訪問したりするなどし、活用に関する説明も行っている。

当該プログラムは、5 公立青少年教育施設で活用されており、平成 23 年度から活用をはじめた施設では、その施設の事業として定着している。

これらの成果については、研修利用団体へも積極的に周知し、利用促進に努めているとともに、実施した事業や調査研究についての報告書やパンフレットを作成し、関係各所に配布するほか、機構ホームページに掲載し、自由に閲覧できるようにすることでこれら成果の普及に努めている。

第 2 期中期目標期間に作成した事業報告書は表 7-3 のとおりであり、全国の青少年教育施設、教育委員会等へ配布した。

表 7-3 事業報告書作成件数及び刊行部数

(単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
作成件数	62	79	72	88	70	371
総発行部数	42, 432	39, 947	53, 078	40, 263	65, 516	241, 236

(2) 成果の普及状況及び団体等のニーズの把握のための情報収集 (表 7-4 参照)

各教育施設では、関係機関・団体や公立青少年教育施設等と連携して各取組を推進しているとともに、研修利用団体に対する事前打合せ等を行っており、その際、先方が必要としている情報やニーズの把握に努めている。

また、地域と施設とが一体となった施設の管理運営を行う中で、地域の多様な主体が持つニーズや課題などについて情報交換している。なお、成果の普及状況について把握するため、機構が開発したプログラムや教材、運営方法が公立施設等でどのように活用されているかについて、全国的な会議等を活用してアンケート調査をした。

【取組事例】教育活動プログラムの公立施設への普及活用実態調査

平成 26 年度より全国青少年教育施設所長会議と全国青少年教育施設研究集会において「国立青少年教育施設事業の活用状況アンケート」を実施し、公立施設等から具体的な普及・活用の実態を把握した。その結果、上記事業に参加した延べ約 65 団体においては、機構が取り組んでいる調査結果、各企画や指導方法、集客方法や地域連携の在り方等を参考・活用していることが把握できた。実際に公立施設において主催事業が実施された例もある。

表 7-4 公立施設等での活用状況

成 果		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
ア プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	11	9	7	9	7	43
	件数(件)	30	24	13	23	23	113
イ 活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	3	6	6	11	30
	件数(件)	5	4	38	56	57	160
ウ 教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	3	6	7	6	5	27
	件数(件)	6	17	8	18	11	60
エ 運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	4	7	2	1	18
	件数(件)	7	7	7	3	1	25
オ その他	教育施設数	2	2	2	5	4	15
	件数(件)	7	5	2	9	10	33
合 計	教育施設数	24	24	29	28	28	133
	件数(件)	55	57	68	109	102	391

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。

3. 各業務の点検・評価の推進

(1) アンケート調査の実施と業務改善への反映状況

① アンケート調査の概要

教育機能と利用者サービスの一層の向上を図るため、利用団体の代表者を対象とするアンケート調査を全教育施設で実施している。

アンケート調査では、満足度を把握するとともに、自由記述や聞き取りにより不満要因の把握と分析を行い、その後の対応事例をまとめたものを、四半期毎に全教育施設に共有し、改善に努めている。

② アンケート調査の結果(満足度)について(表7-5参照)

平成23～27年度における総合的な満足度について、アンケート調査の回答における「満足」と「やや満足」を合わせると、毎年度98.7%以上(平均99.0%)を維持しており、中期目標期間中に全ての年度において中期目標に掲げられた「平均80%以上の利用団体からプラスの評価を得ること」という目標値を達成した。

表 7-5 アンケート実施結果の満足度

質問項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均
事前の情報提供	98.3%	98.6%	98.3%	98.6%	98.7%	98.5%
職員等の教育的支援	98.3%	98.7%	98.7%	98.7%	98.9%	98.7%
職員の電話や窓口での対応	99.0%	98.9%	99.3%	99.2%	99.3%	99.1%
活動プログラム	98.6%	99.2%	99.0%	99.1%	99.1%	99.0%
総合的な満足度	98.7%	99.0%	99.1%	99.1%	99.2%	99.0%

③ 利用者サービス向上の主な取組状況（表 7-6 参照）

利用者の意見や要望等を取り入れて改善した事例は、表 7-6 のとおりである。

表 7-6 利用者の要望・意見を取り入れて改善した事例（平成 23～27 年度）

要 望 ・ 意 見	改 善 点
家族や小グループにとっては利用に関する情報量が多すぎる。もう少し内容を整理して提供してほしい。	家族・小グループ用の利用のてびきを作成した。
事前にカヌーの様子や注意点がわかる DVD があればいい。	DVD を新しく作成し、実際のカヌー指導と同様の内容で編集した。
ホームページで紹介されている活動プログラムのうち、マイナーな軽スポーツについては詳しいルールを掲載してほしい。	掲載している軽スポーツに関するルールを順次掲載した。併せて、その他の活動プログラムの説明について見直しを図った。
食堂に幼稚園児が使える箸があると便利である。	いつでも使えるように幼児用の箸を用意し、幼稚園や保育園等の利用状況に応じて、箸置き棚に準備するようにした。
インターネットを利用できる場所がほしい。	施設内の一部に無線ルーターを設置し Wi-Fi 環境を整えた。
食堂がアレルギーに対応してくれているが、やり取りがスムーズに行えるようにしてほしい。	食事数等を申し込む際に、食物アレルギー等の特別な対応が必要な場合の連絡票を設け、施設職員及び食堂職員が相互に確認でき確実に対応できるようにした。
団体引率者の入浴時間について配慮してほしい。	事前打ち合わせ等で要望を確実に把握するとともに、入浴時間延長やシャワー室の使用等、臨機応変に対応した。

(2) アンケート項目の見直し

本部においては、青少年教育研究センターと連携し、各教育施設における利用団体の施設利用に対する意見の把握及び集約した意見をより効果的に施設運営に反映させることができるよう、施設利用アンケートの見直しを行うこととした。平成 26 年度は、アンケートの項目を見直し、新施設利用アンケートの第 1 回試行事前調査を 4 施設において実施するとともに、平成 27 年度は、全教育施設において第 2 回試行事前調査を実施した。これら試行事前調査の結果を踏まえ、平成 28 年度から新施設利用アンケートを本格実施することとしている。

(3) 業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

各教育施設においては、業務実績シートを作成し、当該年度における自己点検・評価を行うとともに、本部へ業績を報告している。本部においては、業務活動等の状況について、自己点検・評価を行い、その内容を自己点検・評価報告書にまとめている。

また、平成 27 年度においては、中期目標期の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績及び当該実績について自己評価を行い、その内容を中期目標期間見込実績自己評価書としてとりまとめた。

(4) 第三者による外部評価とその結果を活かした業務改善

機構においては、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価(平成 25 年度まで)、

及び文部科学大臣による評価（平成 26 年度）を受けるに当たって、業務活動等の状況について自己点検・評価を行い、外部有識者からなる機構評価委員会において、評価や指摘等をいただいている。また、委員からの指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努め、対応状況を機構評価委員会へ報告している。

4. 各業務における安全性の確保

(1) 安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守

教育施設では、危機管理マニュアル策定指針に基づき「危機管理マニュアル」を作成するとともに、「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルも作成し、それらの遵守を職員へ周知徹底している。また、応急救護、消防、危険物取扱、安全運転、衛生などに関する講習会を実施し、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図った。

また、平成 26 年度から「安全管理関連ポータルサイト」を開設し、本部及び全施設の「危機管理マニュアル」「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を役職員間で随時共有することが可能となり、各施設ノウハウの共有を促進し、安全管理の徹底を図った。

(2) 日常的な施設整備の安全点検の実施状況

各教育施設では、施設整備や教材教具の安全・衛生管理について、マニュアルに基づき日常的な点検に取り組んでいる。

さらに、本部としても、教育施設に対し定期点検結果の報告を求め、台風や降雪時期の防災体制の強化について周知することで、安全点検の実施を徹底した。

(3) ヒヤリ・ハット事例の蓄積・共有、外部への発信

本部では、各教育施設で発生した利用者の傷病件数を活動内容別及び傷病別に集計したものを「事故データ集」として編纂し、ホームページで公開するなど、公立青少年教育施設等の関係機関に発信している。

また、体験活動安全管理研修（山編、水辺編）を通じて、事故事例研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際など、ヒヤリ・ハット事例を含む利用者の安全確保や施設設備の安全点検に係る情報について、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等の参加者に発信している。

(4) 利用者への安全指導の徹底

各教育施設では、利用団体との事前打ち合わせにおいて、安全管理の説明を行うとともに、入所時や活動プログラムの説明時に用具の使い方や動植物の危険性等を説明をするなど、安全に関する指導を日頃より行っている。

5. 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

各教育施設では、従来より地域の民間団体や企業・ボランティア等多様な主体による様々な協力を得て「体験の風をおこそう」運動、及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組んできたが、より一層地域の協力を得て施設の管理運営や事業の企画・実施を行うようにしている（8-13頁参照）。

（1）民間団体・企業の参画を得た事業（表 7-7 参照）

各教育施設においては、教育事業の実施に当たって、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携するとともに、各分野の指導者及び専門家の協力を得て実施している。

平成 23～27 年度においては、国や都道府県・市町村をはじめ関係機関・施設・団体等と連携し、計 418 事業を共催で実施した。

表 7-7 共催事業の実施状況

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
実事業数	38	58	95	109	118	418
延べ事業数	44	63	109	127	144	487

（2）法人ボランティアの養成・活用

① 法人ボランティアの養成と活動状況（表 7-8 参照）

機構の様々な取組における運営・指導等の一部は、法人ボランティアの活動によって支えられており、その役割は重要になっている。

このため、各教育施設では、共通カリキュラムにより、青少年教育の一環としてボランティア養成研修を実施している。

同養成研修を修了し、機構が実施する事業の運営や指導の補助等の活動を希望し、第 2 期中期目標期間に登録した法人ボランティアは、計 10,466 人であった。このうち、活動に携わったのは、延べ 30,761 人であった。

また、本部では、各教育施設で法人ボランティア養成と活用等を担当する職員（ボランティア・コーディネーター）を対象とした、ボランティア・コーディネーター研修を開催し、当該職員の資質・能力の向上を図った。併せて、ボランティア・コーディネーターの役割や養成研修の方針・企画立案・運営上の留意点、ボランティア登録に係る事務手続き等をまとめた「ボランティア・コーディネーターハンドブック」を作成した。

表 7-8 法人ボランティアの養成状況

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
養成者数	1,835	2,051	1,994	2,258	2,328	10,466
活動延総人数	4,450	5,490	5,723	7,646	7,452	30,761

（注 1）活動延べ人数は、法人ボランティア 1 名が 1 日活動した場合を「1 人」として集計。

（注 2）平成 23～25 年度の活動延総人数は、震災対応ボランティア等が含まれている。

② 法人ボランティアの研修と自主企画事業

教育施設では、法人ボランティアの資質・能力の向上と教育事業の円滑な運営を図る目的で、主に教育事業等の事前研修として法人ボランティアの研修を実施している。研修内容は、安全に関することや野外活動・創作活動の技術等を中心に実践的なものとなっている。また、法人ボランティアの自主企画事業の支援を積極的に行っている。

③ 法人ボランティアの表彰制度

機構では、青少年教育のボランティア活動等に10年以上精励し功労のあった者を、社会教育功労者として文部科学大臣が毎年表彰していることを踏まえ、「学生」の法人ボランティアの活動を奨励し推進する「法人ボランティア表彰制度」を平成26年度に創設した。

学生の法人ボランティアの活動は、学生にとっては、リーダーシップやコミュニケーション力の育成に資するとともに、子供たちにとっては、学生たちの活躍を目の当たりにすることで、将来への憧れや励みに繋がっており、このような法人ボランティアの活動と勉学を両立させ、他の模範となるような学生を対象に、初年度は16人、翌年度は23人を表彰した。

また、この表彰の際は、推薦者である教育施設の所長が表彰者の所属大学に出向くなどし、学長や学生部長等に臨席してもらうことで、大学側にも機構のボランティア活動への理解を深めてもらう機会としている。

④ 大学とのボランティア活動推進の連携

機構では、大学生の体験活動の推進のため、ボランティア養成研修への参加や教育事業等でのボランティア活動が大学の単位として認定されるよう、大学との連携・協力を図っており、平成27年度は、延べ32大学468人の学生のボランティア活動が、各大学で単位として認定された。

【取組事例】機構と東京学芸大学との連携協定の締結

機構では、東京学芸大学との間において、教員を志望する大学生に対し、体験活動の意義と重要性を理解させ、体験によって得られる資質・能力が人生の基盤となることを機構でのボランティア実習を通して習得してもらうとともに、それらの活動が大学の授業科目として単位認定がなされることを目的とした連携・協力に関する協定を平成27年2月13日に締結した。

これを契機として、ボランティア養成研修への参加やボランティア活動の参加を促進させている。

(3) 社会教育実習生等の受入れ状況（表7-9・10参照）

機構では、大学生が社会教育主事等の資格取得や、社会教育の指導者としての専門的な知識・技術を習得することを目的として、平成23～27年度において、延べ135大学から延べ927人の社会教育実習生を受け入れた。

また、青少年教育施設での様々な就業体験を通じた就労観の涵養に資するため、インターンシップや職場体験の受け入れを実施し、第2期中期目標期間は延べ322人を受け入れた。

表 7-9 社会教育実習生の受入れ状況

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
社会教育実習生	派遣大学数	22	18	28	49	18	135
	受入延べ人数(人)	173	195	242	177	140	927

表 7-10 インターンシップ・職場体験の受入れ状況

(単位：人)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
インターンシップ ・職場体験	大学生	24	31	38	49	29	171
	専門学校生等	0	3	2	0	5	10
	高校生	3	13	10	7	4	37
	中学生	0	27	23	30	24	104
	合計	27	74	73	86	62	322

(6) 学生サポーター制度

機構における子供の貧困対策に係る取組の1つとして、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生の生活及び自立を支援するため、平成26年度に「学生サポーター制度」を創設した。

【学生サポーター制度】

児童養護施設又は母子生活支援施設出身の大学生や専門学校生を対象に、近隣の国立青少年教育施設で土日や長期休業期間に一定時間働くことにより、毎月一定額の報酬(年間800時間の業務に対して月額10万円)を支給する制度。

平成26年度に制度の創設を行い、各教育施設の所長が近隣の児童養護施設等を直接訪問して広報活動を行った。その結果、全国から12人の応募があり、審査の結果、平成27年度は12人の学生サポーターを9教育施設に配置した。

学生サポーターが配置されている教育施設では、学業との両立に留意しつつ、年間の業務計画に沿って学生サポーターが活動できるよう指導・助言を行った。その結果、年度途中で大学等を退学することなく、12人全員が活動と学業を両立させることができた。

また、平成28年度学生サポーターの新規募集にあたり、本制度によって学生等の進路選択の幅を広げるため、募集時期を8月に早めて実施した(平成26年度は12月に実施)。さらに12月にも二次募集を行った結果、計10人から応募があり、平成27年度からの継続者9人と合わせ、平成28年度は計19人の学生サポーターを11教育施設に配置することを決定した。

【取組事例】

中央に配置した学生サポーターは、土日や長期休業期間を利用して「生活・自立支援キャンプ」や富士登山キャンプなどの教育事業、朝・夕のつどい、施設整備などに従事した。

その中で、児童養護施設の子供たちを対象に実施した「生活・自立支援キャンプ」では、「同じ境遇にある自分だからこそ子供たちに伝えられることもある」と話し、野外炊事の指導や生活面での指導を担当した。

夜のお風呂の時間、子供たちが湯船から上がった後の浴場で、1人で黙々と散らかった風呂桶などを元の位置に戻していた。すると、それを見た小学5年生の男の子が、一緒になって風呂桶を元の場所に戻してくれた。そして次の日のお風呂の時間、学生サポーターがいなくても、小学5年生の男の子が1人で黙々と風呂桶を元の場所に戻す姿があった。

児童養護施設の職員にこのことを話したところ、「学生サポーターの行動に、子供がよい影響を受けたのだろう」と語ってくれた。

子供たちにとって最も近い立場であろう学生サポーターの行動や姿で、1人の子供に「自分のことは自分でやる」ことや「次の人のことを考えて行動する」ということの大切さが自ずと伝えられた場面であった。

表 7-11 学生サポーター配置状況（平成 27 年度）

教育施設	配置人数	教育施設	配置人数
大雪	1人	山口徳地	1人
那須甲子	1人	夜須高原	1人
中央	1人	諫早	1人
曾爾	1人	沖縄	3人
江田島	2人		
合 計			12人

表 7-12 学生サポーター在学機関（平成 27 年度）

大学	短大	高専	専門学校	合計
9人	1人	1人	1人	12人

6. 自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

「広報の充実と各業務の成果の普及」「各業務の点検・評価の推進と安全性の確保」「民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進」のそれぞれの事項について所期の計画を全て達成した上で、①広報において、調査研究の成果等が記者会見やプレスリリースにより様々なニュースや新聞で報道されるとともに、企業とのコラボレーションの成果等により青少年教育分野に限られない幅広い国民に周知できたこと、②利用団体を対象に実施したアンケートでは、毎年度 98.7%以上の団体からプラスの評価を得て中期目標（80%以上）を上回る成果が得られたこと、③子供の貧困対策として「学生サポーター制度」を創設し、12人の学生サポーターを9教育施設に配置し、教育事業や施設の管理運営に参画させたこと、④法人ボランティアの養成を推進し、5年間で10,466人を養成したこと、⑤さらに、法人ボランティアの活動を奨励し推進するため、「法人ボランティア表彰制度」を創設し

たことなど、中期目標における所期の目標を達成したためB評定とした。

【広報の充実と各業務の成果の普及】

広報については、テレビ、新聞、雑誌等のメディアを通じた調査研究結果に関する情報発信や企業と連携した「体験の風をおこそう」運動などの機構の取組に関する情報発信、体験活動の重要性を掲載し、新たに作成した資料の配布等を通して広く国民に対して機構の取組の周知や施設の利用促進に努めた。

特に、文部科学省の記者クラブを通じて平成23～27年度に計48回のプレスリリースを行うとともに、調査研究結果の発表については報道機関を集めて記者会見を開くことにより、新聞やニュース等において大きく取り上げられた。また、企業とのコラボレーションを成立させ、その企業のホームページも通じて、青少年教育分野に限られない幅広い国民を対象に周知することができた。なお、機構ホームページのトップページのアクセス数は、5年間で1,847,699件となった（年平均369,539件）。

また、このような広く国民に対する取組とともに、機構の業務の成果（開発した活動プログラムや教材など）を、関係機関等へより具体的に普及させるため、事業の成果報告書等を作成・配布し、ホームページでも発信するなど、積極的に情報提供を行った。

さらに、関係機関や団体、公立の青少年教育施設等と、企画段階から連携して事業を実施することにより、意見交換をしながらより効果的に普及する取組を行った。

このような結果、平成27年度の公立施設等での活用件数が平成23年度と比較して、55件から102件へと大幅に増加した。

【各業務の点検・評価の推進と安全性の確保】

各業務の点検・評価については、教育事業や研修支援の質をより一層向上するため、様々な機会に点検・評価し、改善に努めている。

利用団体に対するアンケート調査について、利用者の要望・意見を取り入れ改善策を講じるとともに、効果的に施設運営へ反映できるよう、アンケート項目を見直して2年間にわたり試行を実施し、平成28年度から「新施設アンケート」を本格実施することとした。また、研修支援については、利用団体を対象に全教育施設でアンケートを実施し、毎年度98.7%以上の団体からプラスの評価を得て中期目標（80%以上）を達成するとともに、不満要因を把握し改善に努めた。

そして、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、外部有識者で構成する機構評価委員会による評価を実施し、評価結果については適宜業務改善に反映させている。前年度の評価結果に対する取組状況についてフォローアップを行い、機構評価委員会に報告している。

各業務における安全性の確保については、危機管理マニュアル策定指針に基づき「危機管理マニュアル」を作成し、それらの遵守を職員へ周知徹底するとともに、事故事例等も共有して各種教育訓練や日常的な安全点検に取り組んでいる。

さらに、利用団体に対しても、日頃より事前打合せや施設利用の際の各場面で、安全確保

のための情報（用具の使い方や動植物の危険性など）を周知し、指導している。

【民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進】

教育施設では、事業の企画段階から多様な主体と連携し、各分野の指導者・専門家、学生等の参画を得て事業を実施しており、国や地方公共団体、関係団体等と5年間で418事業共催した。

その上で、「学生サポーター制度」を平成26年度に創設し、平成27年度に12人の学生サポーターを9教育施設に配置し、教育事業や施設の管理運営に参画させた。

これにより、勉学に励んでいる学生の生活や自立を支援するとともに、働くことの意義を啓発し、様々な経験や知識、技能を修得する機会を創出した。

また、機構としても、国の喫緊の課題である子供の貧困対策に寄与するとともに、新たな立場の人員を加えることにより、組織をより一層活性化させるなど、これまでにない多くの成果を上げることができた。

また、ボランティアについても、法人ボランティアの養成を推進し、5年間で10,466人を養成するとともに、ボランティアのより主体的な参画を促進するため、ボランティアが自主的に企画する事業の支援も積極的に行った。

さらに、このような法人ボランティアの活動を奨励し推進するため、「法人ボランティア表彰制度」を創設し、2年間で39人を表彰した。

<課題と対応>

広報について、機構の取組や成果をより広く国民に発信できるよう、企業や関係機関・団体等との連携を強化し一層戦略的・計画的に取り組むとともに、各業務の点検・評価及び安全性の確保を着実に実施する。

また、近年創設した学生サポーターや法人ボランティアの諸制度について、今後の様々な状況を踏まえ、さらなる改善・充実を図りたい。

そして、これらの取組がより効果的・効率的になるよう、各業務の自己点検・評価、第三者による外部評価を計画的に実施し、利用者の意見も踏まえて改善を積み重ねていきたい。

第8章 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減（表 8-1 参照）

毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の縮減・効率化等について計画的に行っているところである。

一般管理費及び業務経費については、中期計画において、「一般管理費については、中期目標期間中に15%以上の縮減を行うとともに、業務経費についても、5%以上の縮減を行う。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。」としており、中期目標期間において目標以上の削減を図った。

表 8-1 一般管理費及び業務経費の縮減状況 (単位：千円)

項 目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般管理費	増減率 (%)	△19.4%	△17.3%	△22.8%	△16.2%	△18.1%
	増減額	△599,130	△534,108	△705,770	△500,873	△560,062
	決算額	2,493,818	2,558,840	2,387,178	2,592,075	2,532,886
業務経費	削減率 (%)	△1.6%	△2.0%	△3.0%	△4.0%	△5.0%
	増減額	△35,717	△43,364	△66,405	△88,538	△110,705
	決算額	2,177,644	2,169,997	2,146,956	2,124,823	2,102,656

【経費の削減に向けた主な取組】

外部委託契約の包括化・複数年化、仕様の見直し等による外部委託費等の縮減、物品購入等における安価な調達、購入数量の精査による備品費等の削減を行った。

(2) 給与水準の適正化（表 8-2・3 参照）

人件費については、中期計画において「国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持する」としている。

平成 27 年度末においては、表 8-2 のとおり、人件費は 3,368,041 千円となり、平成 17 年度から 24.8%削減している。

また、表 8-3 のとおり、平成 23～27 年度における当機構のラスパイレス指数（対国家公務員）は 94.8～98.9 であった。

表 8-2 人件費の効率化状況

(単位：千円)

年 数	(平成 17 年度)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
増減率(%)	—	△21.6(%)	△22.5(%)	△26.9(%)	△29.2(%)	△24.4(%)	△0.5(%)
増減額	—	△965,132	△1,006,483	△1,205,135	△1,308,287	△1,091,248	△18,112
決算額	4,477,401	3,512,269	3,470,918	3,272,266	3,169,114	3,386,153	3,368,041

(注 1) 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)による削減対象人件費(非常勤職員を除く役員報酬及び職員給与)

(注 2) 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、平成 17 年度を基準としている。

表 8-3 ラスパイレス指数(対国家公務員)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ラスパイレス指数	95.4	98.9	97.5	96.3	94.8

(注) ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を 100 とした場合の機構職員の給与水準を表すもの

① 給与水準

役職員の給与体系・給与水準については、平成 18 年度の国家公務員の給与構造改革及び平成 26 年度の国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、経過措置を含め一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号(以下「給与法」という。))等に準じて取り扱っている。なお、平成 23～27 年度についても、これまでと同様に国の給与法等に準じた改正を実施した。

② 諸手当・法定外福利費

諸手当に関しては、国に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。

また、福利厚生に関しては、レクリエーション経費の支出は無く、法定外福利費の支出は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用等である。

(3) 外部委託の推進及び契約の適正化

① 外部委託の推進

警備、清掃、ボイラー運転管理業務などの定型的な一般管理業務については、既に大部分の業務を外部委託により実施しており、契約を更新する際には、更に複数年契約や包括契約を実施するなど、効率的な資産の管理や契約事務の効率化、スケールメリットを活かした調達に取り組んでいる。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 26 年 1 月 27 日に設置した「間接業務等の共同実施に関する協議会」において、(独)国立特別支援教育総合研究所、(独)国立女性教育会館及び(独)教員研修センターの 3 法人と共に検討を重ね、コストメリットが見込まれる 6 業務について実施可能な業務から順次共同調達を実施している。

② 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25

日総務大臣決定）（以下「総務大臣決定」という。）に基づき、平成 27 年度調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）を策定し、公正性、透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。

【契約の現状と要因の分析（表 8-4・表 8-5 参照）】

表 8-4 平成 22 年度及び平成 27 年度に締結した契約の状況（単位：件、億円）

	平成22年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(79.3%) 291	(93.8%) 93.3	(59.2%) 148	(88.5%) 43.0	(△49.1%) △143	(△53.9%) △50.3
企画競争・公募	(4.6%) 17	(1.4%) 1.4	(15.6%) 39	(2.3%) 1.1	(129.4%) 22	(△21.4%) △0.3
競争性のある契約（小計）	(83.9%) 308	(95.2%) 94.7	(74.8%) 187	(90.7%) 44.1	(△39.3%) △121	(△53.4%) △50.6
競争性のない随意契約	(16.1%) 59	(4.8%) 4.8	(25.2%) 63	(9.3%) 4.5	(6.8%) 4	(△6.3%) △0.3
合計	(100%) 367	(100%) 99.5	(100%) 250	(100%) 48.6	(△31.9%) △117	(△51.2%) △50.9

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 22 年度伸率である。

ア. 平成 27 年度の契約状況は、表 8-4 のとおりであり、契約件数は 250 件、契約金額は 48.6 億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、187 件（74.8%）・44.1 億円（90.7%）、競争性のない契約の件数・金額は、63 件（25.2%）・4.5 億円（9.3%）となっている。

平成 27 年度は、平成 22 年度と比較して、競争入札等の契約件数が減少（△49.1%）しているが、主な要因は、定型的な一般管理業務に係る外部委託契約を複数年化や包括化したことによるものである。

表 8-5 平成 22 年度及び平成 27 年度の一者応札・応募の状況（単位：件、億円）

		平成22年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	212 (68.8%)	151 (80.7%)	△61 (△28.8%)
	金額	72.0 (76.0%)	29.8 (67.6%)	△42.2 (△58.6%)
1者	件数	96 (31.2%)	36 (19.3%)	△60 (△62.5%)
	金額	22.7 (24.0%)	14.3 (32.4%)	△8.4 (△37.0%)
合計	件数	308 (100%)	187 (100%)	△121 (△39.3%)
	金額	94.7 (100%)	44.1 (100%)	△50.6 (△53.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 22 年度伸率である。

イ. 平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 8-5 のとおりであり、契約件数は 36 件（19.3%）、契約金額は 14.3 億円（32.4%）である。

平成 27 年度は、平成 22 年度と比較して、一者応札・応募による契約件数が 60 件減少（△62.5%）している。

③ 執行体制及び審査体制

執行体制については、平成 24 年度から財務課調達管理室を設置し、契約事務を一元的に実施している。

審査体制については、契約伺い等の契約事務手続きにおける内部審査を契約担当部署ではない監査室において実施している。

また、総務大臣決定に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会において、年 2 回、競争性のない随意契約等の契約状況の点検を行い、契約事務の適正化に取り組んでいる。

④ 契約の競争性、透明性の確保

契約の競争性、透明性の確保については、会計規程等を定め契約業務に関する事務の適正かつ効率的な実施を図っている。

また、平成 25 年度から契約監視委員会の実施回数を年 1 回から 2 回とし、外部有識者等による契約状況の点検を徹底することにより、更なる契約の適正化を推進している。

さらに、センターの委託業務について、業務の専門性向上や契約期間、仕様内容などに関して見直しを行ったこと、「公共サービス改革基本方針」（平成 24 年 7 月閣議決定）に基づき、公共サービス改革法による民間競争入札を導入することとなった「事務用電子計算機システム運用維持管理業務」について、パブリックコメント及び第三者機関として内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会の審議を受け調達を実施したことにより、入札参加者が増加し、契約の競争性、透明性の確保をすることができた。

⑤ 再委託の状況

平成 23～27 年度において、再委託をしている契約案件はなかった。

⑥ 特定の関連法人への業務委託の状況

ア. 関連法人の名称

公益財団法人文字・活字文化推進機構

イ. 当該法人との関係

関連公益法人に該当（独立行政法人会計基準第 129 2(2)（事業収入に占める割合が三分の一以上の公益法人等））。

ウ. 当該法人に対する業務委託の必要性、契約金額の妥当性

専門的知見、経験及びノウハウ等を有している者に委託することにより、機構自らが実施するよりも優れた成果を得ることが十分に期待できると考えられる。

このため、公平性・透明性の観点から、公告期間及び業務準備期間を十分に確保した上で一般競争入札を行ったところ、当該法人が落札したものである。その際、市場価格を基に予定価格を算出し、契約金額の妥当性を確保した。

エ. 当該法人への出資等の必要性

関連法人に対する出資または出金は実施していない。

⑦ 公益法人等に対する会費等支出の状況

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日行政改革実行本部)」に基づき、業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないこととしている。

一公益法人等への会費支出が年間10万円を超えるものについて、平成23～27年度において、該当実績はない。

(4) 業務の電子化の推進

① 事務用電子計算機の更新

第2期中期目標期間において、教育施設でレンタル期間を終えた事務用電子計算機、及び、個別に購入して老朽化した多数の事務用電子計算機の更新を一体的に実施した。

これにより、各機器の処理能力の向上と不具合の減少により、事務の効率化が推進されるとともに、各教育施設で統一されていなかった機器の種類をほぼ統一したため、機器の保守業務も効率化した。さらに、機器のレンタルと個別購入とが混在していたものをほぼ一本化したため、調達業務についても効率化した。

また、本部において、外部に接続するネットワーク回線の速度を100Mbpsから1Gbpsへ向上させ、処理速度を増速させた。

② 情報セキュリティ対策の維持

ホームページサーバについて設定を見直し、事務用電子計算機についてより高機能なウイルス対策ソフトを導入し、USBメモリについて運用方法を見直すなど、各所で情報セキュリティを強化した。

また、情報セキュリティポリシーを見直し着実に運用するとともに、教育用の資料を作成して研修を実施するなど、各職員の情報セキュリティの意識を高めるよう積極的に取り組んだ。

③ メールやカレンダー等の共有を行うグループウェアの更新

平成26年度にグループウェアの更新を行い、メールデータの検索速度及び保存データの容量の大幅な向上や、データを共同で編集できる機能を導入し、業務効率化に取り組んだ。

(5) 保有資産の見直し

① 実物資産の見直し

ア. 実物資産の保有状況

法人の目的を達成するための業務として、機構法第 11 条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、平成 27 年度末時点で、建物・構築物（延べ床面積：451,500 m²、資産額：482 億 14 百万円、宿泊定員：センター1,500 人、その他の教育施設は 160 人～500 人）、土地（延べ面積：291,395 m²、資産額：369 億 14 百万円）を保有している（平成 27 年度末時点）。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。

イ. 実物資産の見直し状況

実物資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」を本部に設置し、同委員会において、教育施設等の利用状況を把握し、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行い、施設等が有効利用されていることを確認すると共に、今後も見直しを継続して検討していくこととしている。

第 2 期中期目標期間における見直し状況は以下のとおり。

（保有地の見直し）

平成 25 年度 国庫納付

国立江田島青少年交流の家野外活動センター建設予定地 968.62 m²

（主な借地面積の見直し）

平成 24 年度

国立花山青少年自然の家 974,161.00 m² → 5,622.00 m² (△968,539.00 m²)

平成 25 年度

国立沖縄青少年交流の家 322,317.25 m² → 231,057.25 m² (△91,260.00 m²)

平成 26 年度

国立曾爾青少年自然の家 939,796.89 m² → 788,407.09 m² (△151,389.80 m²)

ウ. 実物資産の運用管理の状況等（表 8-6 参照）

各教育施設においては、平成 20 年 12 月に策定した「稼働率の向上（利用者増加）のための対策」に基づき、教育的指導の充実や利用者サービスの向上を図り、利用者の確保に努めている。

表 8-6 自己収入の向上に係る取組の状況

	実 施 状 況
平成 24 年 7 月	センターを除く 27 教育施設の一般利用に係る施設使用料改定 (250 円→800 円)
平成 25 年 4 月	センターを除く 24 教育施設の講師等宿泊室について料金徴収を開始
平成 26 年 4 月	センターの施設使用料金改定 (10%~30%値上げ)

② 金融資産の見直し

ア. 金融資産の保有状況

機構法第 13 条の規定に基づき、機構は助成業務の財源を資金運用によって得るために「子どもゆめ基金」を設けており、民間からの出えん金（平成 27 年度末現在 1,720 百万円）の運用を行っている。

イ. 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 該当なし

ウ. 金融資産の運用管理の状況等

資金の運用及び管理については、資金管理委員会を設置し、資金等の運用状況を監視し、的確に状況を把握し、金融商品の選定を行っている。

また、資金の運用については、金融情勢の変化に適確に対応し、安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金等の運用方針や金融機関の選定基準、運用等の手続き等を定めた「独立行政法人国立青少年教育振興機構資金等運用規則」を策定し、運用を行っている。

エ. 債権の管理等

a. 貸付金・未収金等の債権内訳

表8-7 貸付金・未収金等の債権内訳（平成27年度末時点）

（単位：円）

区 分	平成23年			平成24年		
	期首	増減	期末	期首	増減	期末
業務未収金	27,145,473	△1,944,908	25,200,565	25,200,565	9,258,633	34,459,198
うち、貸倒引当金	13,580	—	13,580	13,580	5,700	19,280
未収金	61,472,265	79,233,825	140,706,090	140,706,090	35,488,167	176,194,257
うち、貸倒引当金	10,374,629	44,000	10,418,629	10,418,629	△6,963,761	3,454,868
立替金	1,040,146	7,036,592	8,076,738	8,076,738	△2,473,671	5,603,067
うち、貸倒引当金	41,670	—	41,670	41,670	—	41,670
区 分	平成25年			平成26年		
	期首	増減	期末	期首	増減	期末
業務未収金	34,459,198	△4,274,302	30,184,896	30,184,896	2,585,667	32,770,563
うち、貸倒引当金	19,280	44,200	63,480	63,480	23,100	86,580
未収金	176,194,257	43,420,483	219,614,740	219,614,740	△56,555,335	163,059,405
うち、貸倒引当金	3,454,868	26,534,108	29,988,976	29,988,976	△1,275,597	28,713,379
立替金	5,603,067	3,782,566	9,385,633	9,385,633	12,455,131	21,840,764
うち、貸倒引当金	41,670	—	41,670	41,670	—	41,670
区 分	平成27年					
	期首	増減	期末			
業務未収金	32,770,563	△3,775,589	28,994,974			
うち、貸倒引当金	86,580	△13,200	73,380			
未収金	163,059,405	△4,907,179	158,152,226			
うち、貸倒引当金	28,713,379	△1,544,500	27,168,879			
立替金	21,840,764	△14,236,685	7,604,079			
うち、貸倒引当金	41,670	—	41,670			

b. 回収計画

機構においては貸付事業を実施していないため、回収計画を有していないが、債権の管理に当たっては、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」、 「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行っている。債務者の債務履行が納入期限までに行われず、収納が行われない債権については、文書及び担当者による直接連絡などによる督促を行い、収入の確保に努めている。

c. 回収計画の実施状況

上記のとおり管理を行い、貸倒懸念債権の債権回収に努めた結果、平成23年度から平成27年度にかけて11,385,190円を回収したこと、また、新たに貸倒引当金を28,239,240円引き当てたことから、平成27年度期末残高は平成23年度期首残高から16,854,050円増額となっている。

(貸倒引当金平成 23 年度期首残高 10,429,879 円 → 貸倒引当金平成 27 年度期末残高 27,283,929 円)

d. 貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組

- ・ 教育施設における施設使用料等の支払いについては、教育施設内の食堂窓口における支払いの他、金融機関及び全国のコンビニでも支払いを可能とする等、利用者が速やかに支払えるよう支払方法を整備している。
- ・ 債権管理の担当部署と、債権発生に係る担当部署が連携して債権管理を行い、納入期限内の債権回収及び期限後の速やかな督促に努めている。

e. 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合

平成18年度末	無し	／	0.0%
平成19年度末	18,755,558円	／	25.2%
平成20年度末	11,316,299円	／	14.3%
平成21年度末	10,931,079円	／	13.1%
平成22年度末	10,429,879円	／	11.6%
平成23年度末	10,473,879円	／	6.0%
平成24年度末	3,515,818円	／	1.6%
平成25年度末	30,094,126円	／	11.6%
平成26年度末	28,841,629円	／	13.3%
平成27年度末	27,283,929円	／	14.0%

f. 回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容

貸付金・未収金等については、引き続き、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行う。

③ 知的財産等の見直し

機構は、機構シンボルマーク、教育施設のロゴマーク等の知的財産を保有しているが、これらの知的財産権は、収益を確保するためのものではない。引き続き登録商標や著作権の適切な管理を行っていく。

なお、その他の知的財産権については、業務の性格上保有していない。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 内部統制の充実・強化

① 法人の長のマネジメント

ア. リーダーシップを発揮できる環境の整備

機構は、理事長が代表し、業務を総理しており、その理事長がより一層リーダーシップを発揮できるよう、様々な環境の整備・充実に努めている。

具体的には、機構の業務運営に関する重要事項について、外部有識者の意見を聞くため「運営諮問委員会」、理事長の意思決定を補佐するため「役員会議」を実施

するとともに、下記のとおり定期又は臨時に役員懇談会等を実施し、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備・充実した。

a. 役員懇談会

役員会議の下に本部の部長以上が出席する役員懇談会を設置し、定期的に業務運営の戦略等を検討している。その際、各役員・部長等は新たな取組や課題への対応方針等について政策提案を行い、理事長が具体的な指示等を行っている。

b. 機構連絡会

本部の課長級以上が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について連絡や業務報告等を行っている。その際、各課長は、業務の取組方針、進捗状況、達成状況、改善状況等を連絡・報告し、理事長が具体的な指示等を行っている。

c. 機構会議

理事長、役員、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っている。

d. 予算の決定手続き

理事長は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」第13条に基づき、中期目標・中期計画を達成するため、予算の編成にあたり具体的な考え方を示した予算編成方針を策定している。

この方針を踏まえ、予算業務を委任された予算責任者は、予算執行計画を作成している。

e. 人事の決定手続き

人事については、平成19年9月策定（平成24年11月一部改正）の「人事に関する基本方針」により理事長の考え方を役職員に示した上で実施している。また、実施に当たっては、各教育施設の所長等からヒアリングを行い、職員の経歴・適性等を勘案し、理事長が決定している。

f. 業務の一部委任

機構における業務の意思決定は、原則全て理事長の決定によるものとしている。ただし、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」に基づき、会計業務の一部を各会計業務の責任者に委任している。また、定型的な事務、軽微な事務の一部については、「独立行政法人国立青少年教育振興機構文書決裁規程」に基づき、部課長の専決により実施している。

g. 特別の検討チーム

特定の課題や複数の部署が関連する業務については、理事長のリーダーシップ

の下、特別の検討チームを随時編成し対応している（「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の課題に対応する場合など）。

イ. 法人のミッションの役職員への周知徹底

理事長は、上記の役員懇談会、機構連絡会及び機構会議等（以下「役員懇談会等」という。）により、定期かつ頻繁に役職員との議論や意見交換の場を設けている。

また、運営や事業の方針、コンプライアンス等については、役員懇談会等において、理事長が役職員へ直接指示するとともに、法人内のポータルサイトを活用して全役職員に周知徹底している。

さらに、本部及び各教育施設を随時視察し、その際にも、各職員と意見交換を行い、方針等を周知徹底している。

【取組事例】新・機構元気プランの策定、及び具体的取組の検討チーム

理事長は、平成 26 年度に策定した「国立青少年教育振興機構が重点的に取り組むべき課題と具体的方策」（新・機構元気プラン）に基づき、より具体的な政策提案を全役職員から募集した。

そして、応募者の中から「ボランティア」「ICT」「体験活動」の 3 つのテーマを選定し、それぞれ若手職員主体の検討チームを本部に組織し、より詳細な企画をさせた。

その結果、「ボランティア」検討チームは、機構の法人ボランティアを総合的にサポートし、活性化するための仕組みを企画し、「ICT」検討チームは、Twitter や Facebook などのソーシャルネットワークワーキングサービスの「ハッシュタグ」機能を活用し、「体験の風をおこそう」運動を広く一般の方々に伝播する広報施策を企画し、「体験活動」検討チームは、海の体験活動をテーマにした海型教育施設で実施するプログラム内容の充実方策を企画した。

なお、これらの企画のうち「ICT」検討チームの企画については、平成 27 年度中に意思決定し、直ちに実行に移したところである。

ウ. 中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況

中期目標・計画の進捗状況が思わしくない項目（業務）については、随時役員懇談会等において、その要因を把握・分析し、対応している。

また、年度計画の策定期間などの際にも、定期的に中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、対応している。

なお、文部科学大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討させるとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。

エ. 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等

組織全体で取り組むべき重要な課題については、平成 27 年度は「独立行政法人国立青少年教育振興機構内部統制の推進並びにリスク評価及び対応に関する規程」（以下、内部統制推進等規程）を制定した上で、利用者の安全確保や組織運営上の

重要な課題を洗い出し、その把握に努めている。

そして、利用者の安全確保に関する課題であれば、直ちに安全対策マニュアルを見直し、安全管理研修で周知徹底を図るなどの対応を講じている。

【取組事例】

センターでは、平成 26 年 9 月に都立代々木公園にてデング熱ウィルスを持った蚊が確認されたことから、理事長を本部長としたデング熱対策本部を設置し、利用者等の安全を第一として、デング熱感染の防止策を協議し、主に次の対応を行った。

- ・ 利用団体の研修を室内研修のみとした。
- ・ 肌の露出を防ぐように注意喚起した。
- ・ 構内の移動通路を制限し、蚊の発生区域に近寄らせないようにした。
- ・ 構内に虫除けスプレーや蚊取り線香を設置した。

また、役職員に対してもデング熱の予防方法を具体的に周知し、長袖・長ズボンの着用や水たまりなどの蚊の幼虫が育つ場所を放置しないなどを徹底し、迅速な対応を行った。

オ. 内部統制の現状把握・課題等への対応

a. 内部統制の現状把握

理事長は、前掲の内部統制推進等規程を踏まえ、計画的に役員懇談会等や視察などで役職員と意見交換を行い、内部統制の現状及び課題等を把握し対応している。また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの洗い出しも行っており、5年間で本部と全教育施設で内部監査を実施した。

b. 課題等への対応

役員懇談会等や視察などで計画的に把握した課題等は、上述したように理事長が各部署へ具体的に指示し、又は、状況に応じて特別のチームを組織して速やかに対処し、その結果を役員懇談会等でフォローアップしている。

また、内部監査の結果も、被監査部門と共有し、各部署と連携して改善策を講じている。

そして、これらの情報を他の教育施設に提供し、注意喚起等も行っている。

② 監事監査

監事は、監査室や会計監査人と連携しながら、機構の業務を監査している。

第2期中期目標期間では、毎年度計画的に各教育施設を实地監査し、5年間で全教育施設の監査を実施した。例えば、平成27年度は、内部統制システムの整備及び運用に関する状況を重点事項とし、中期目標・計画に基づく運営や事業の方針等の周知、業務の進捗・改善などの状況に注視し、所長へのヒアリングや次長をはじめとする他の職員との意見交換を通じて監査を行った。

なお、監事は、監査の計画から実施・報告の過程、及び役員会議や機構会議並びに運営諮問委員会、評価委員会、契約監視委員会等の重要な会議等に参加し、法人が中期目標・計画に基づき実施する業務全般について把握するとともに、理事長や役員と

意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。

監事監査において把握した改善点等は、監査報告に記載し、役員会議等で定期的に指摘している。平成 23～27 年度は、独立行政法人国立青少年教育振興機構監事監査規程第 24 条に基づく改善事項はなかった。

さらに、「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」（以下「監事連絡会」という。）が実施する会議や研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めるとともに、平成 25 年及び平成 27 年度は、監事連絡会の部会（平成 25 年度は第 9 部会、平成 27 年度は第 2 部会）の世話人として、部会をセンターで開催し、各法人の監事監査の概況や監事の課題意識等について法人間での情報交換を図り、部会内の意見のとりまとめや全体世話人への報告等を行った。

（2）各施設の役割の明確化及び運営の改善

文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」では、「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、①効果的・効率的な施設配置のため各施設の特色・機能を明確化すること、②「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどが示された。

これを踏まえ、機構では、平成 23 年 6 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設置し、①教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）、②教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営の 2 点について調査研究を実施した。

そして、平成 24 年 3 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」を、平成 27 年 3 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」を取りまとめるとともに、以下の取組を実施してきた。

① 「新しい公共」型の管理運営の試行・導入

「新しい公共」型の管理運営、すなわち施設の運営や事業等の様々な場面で、地域に支えられ、地域の人的・物的・資金的な協力を得て行う管理運営の手法は、平成 23～24 年度に試行した 2 教育施設（赤城、淡路）が平成 25 年度に本格実施に移行し、平成 25 年 1 月から試行した 5 教育施設（大雪、阿蘇、那須甲子、妙高、若狭湾）も平成 27 年度に本格実施に移行した。

そして、この管理運営手法により運営協議会の委員が、年間を通じて事業に参画し、委員の知識やネットワークを活用して新たな取組を実施したり、委員が所属する団体から土地を一定期間無償で提供してもらい、それを教育施設の利用団体の活動場所として活用したり、委員の人脈で地域の民間事業者に登山道等を無償で整備してもらうなど、より効果的・効率的な事業や研修支援の実施に寄与した。

さらに、委員から新規利用団体を紹介してもらったり経費節減に関しアドバイスを得るなど運営経費面でも協力を得ることができた。

また、「新しい公共」型の管理運営の手法は有効であったことから、このように地

域と連携した管理運営に取り組むよう理事長から各教育施設へ指示した上で、先行して取り組んだ教育施設の所長が、機構会議等の機会に事例を説明し、他の教育施設で検討が促進されるよう努め、さらに 11 教育施設でもこの手法を導入し、平成 27 年度末までに計 18 教育施設で導入した。

② ブロック拠点の有効性

「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）では、「より効果的・効率的な施設配置を行う観点から、それぞれの施設が有する機能のある程度集約し、施設配置の在り方を見直していくことが必要である。具体的には、地域のブロックごとに拠点施設を設けることが考えられると示された。

これを踏まえ、平成 24 年 11 月から九州・沖縄ブロック、平成 25 年 4 月から 12 月まで関東甲信越・中部・北陸地ブロックに、それぞれ広域主幹（エリアマネージャー）を試行的に配置し、より広域的な観点から、施設を特色化し公立の青少年教育施設とも連携する取組の有効性について検討を進めた。

平成 25 年度は、九州・沖縄ブロックの広域主幹が、国立青少年教育施設のない宮崎県や佐賀県において、県立青少年教育施設等に対し情報提供を行うとともに、国立施設との連携を呼びかけ、体験活動の普及啓発に係るシンポジウムや、体験の重要性を社会教育の観点から考える研修会が開催された。

また、平成 27 年度は、全国の青少年教育施設所長会議や地区の青少年教育施設運営協議会等の機会に、国公立の青少年教育施設や民間団体が広域的に連携する取組について情報収集・情報発信に努めたところ、2 政令指定都市（北九州市、福岡市）において、「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会が立ち上がるなどの成果も収めた。

③ 期間を限定した非常勤職員の確保方策

教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営の取組として、繁忙期に質の高い非常勤職員を付加的に配置するという期間を限定した非常勤職員の確保方策を検討し、平成 25 年 4 月より能登、中央、山口徳地及び大隅の 4 教育施設において、3 か年計画でその確保及び活用に関する試行を実施した。

試行を通じて得られた成果としては、地域の関係団体等への多方面の人材確保ルートの開発により、団体等から推薦された優秀な人材を確保できたこと、地域との連携・協力関係を築くことができ施設の広報にもつながったこと、また、高い専門性と豊富な経験を有する者を採用することができたことにより事業の活性化が図られたことなどが挙げられる。

通年雇用ではないことから、優秀な人材を確保するのは困難ではあったが、4 教育施設のいずれにおいても、新たな人材確保ルートの開発により上述の成果を挙げることができ、この取組が効果的であることが実証された。そのため、平成 27 年度には、試行結果をとりまとめて、今後の人員配置の検討に資することができるよう全教育施設に対して周知した。次期中期目標期間においては、実施施設数を拡大するなど本取組を更に発展させる予定である。

(3) 各施設の自治体・民間への移管等

自治体・民間への移管の検討に資するため、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供を行うとともに、上述のとおり教育施設の効果的・効率的な管理運営の手法について検討を進めた。

また、「今後の青少年教育の体験活動の推進について」（平成25年1月21日中央教育審議会答申）においては、「体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある」と提言されている。

この答申を踏まえ、文部科学省は、平成25～26年度に「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を実施したことから、機構は、文部科学省と連携して効果的・効率的な組織等の検討を行った。

(4) 施設の効率的な利用の促進（表8-8参照）

第2期中期目標期間の各年度の利用者数は、表8-8のとおりであり、平成24年度以降、各年度500万人を突破している。

また、研修支援における青少年利用については、中期計画に定める「青少年人口（0～29歳）の1割程度の研修利用者を確保する」という目標を中期目標期間中全ての年度において達成した。

さらに、平成23～27年度の宿泊室稼働率は、58.3%～60.7%であり、各年度全教育施設で宿泊室稼働率が50%を上回っている。中期目標期間中全ての年度において、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において示された宿泊室稼働率5割を上回る数値を確保し、宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設に該当する施設はない。

表 8-8 総利用者数と宿泊室稼働率の推移

中期目標期間	年 度	宿泊利用者数	日帰り利用者数	合 計	宿泊室稼働率
第1期	平成18年度	3,037,877	1,863,222	4,901,099	56.7%
	平成19年度	3,018,590	1,747,299	4,765,889	58.6%
	平成20年度	2,985,916	1,877,705	4,863,621	60.8%
	平成21年度	2,840,883	2,021,397	4,862,280	61.4%
	平成22年度	2,898,365	2,097,190	4,995,555	60.3%
第2期	平成23年度	2,758,824	2,111,296	4,870,120	58.3%
	平成24年度	2,865,988	2,273,314	5,139,302	59.3%
	平成25年度	2,849,245	2,318,752	5,167,997	60.3%
	平成26年度	2,811,004	2,292,381	5,103,385	60.0%
	平成27年度	2,846,250	2,327,958	5,174,208	60.7%

3. 自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

業務の効率化、並びに効果的・効率的な組織の運営のそれぞれの事項について所期の計画を全て達成した上で、内部統制に関する取組や教育施設の運営の改善に関する取組において、下記のとおり、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたことからA評価とした。

【業務の効率化】

業務の効率化について、一般管理費等の削減については、一般管理費及び業務経費共に目標以上の削減を行い、所期の計画を達成するとともに、人件費は給与水準の適正化及び人員削減計画を実施し効率化した。

さらに、業務については、外部委託の推進及び契約の適正化に積極的に取り組むとともに、電子化を推進し、業務の効率化を促進した。

また、保有資産については、平成 25 年度に保有資産等利用検討委員会を設置し、施設等の有効活用について組織的かつ不断に自主的な見直しを行う体制を整備した。

【効果的・効率的な組織の運営】

効果的・効率的な組織の運営については、まず内部統制について、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるよう環境の整備・充実を図り、計画的に役職員及び監事と意見交換をしながら中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、速やかに組織的に対応した。

特に、平成 26 年 9 月に都立代々木公園にてデング熱ウィルスを持った蚊が確認された際は、理事長を本部長としたデング熱対策本部を設置し、デング熱感染の未然防止策を速やかに講じた。

また、「新・機構元気プラン」については、理事長のリーダーシップの下、具体的取組の提案を全役職員から募り、若手職員主体のチームを本部に組織し、企画を進めた。

その結果、Twitter や Facebook などのソーシャルネットワークワーキングサービスの「ハッシュタグ」機能を活用し、「体験の風」という言葉をインターネット上に伝播させ、あふれさせようという企画が発案された。

これは理事長がより効果的・効率的な組織運営を目指す中で、既存の部署を横断し、若手職員主体のチームを組織したことが、従来の広報手段にとらわれず、若手ならではの発想を生み、新たな広報施策を生み出したものである。

さらに、教育施設においても、より効果的・効率的な組織運営を目指す中で、「新しい公共」型の管理運営方法を段階的に取り入れ、平成 27 年度は計 7 教育施設が本格実施となり、施設の運営又は事業等の様々な場面で、地域の人的・物的・資金的な協力をより一層得ることができるようになった。そして、このような成果により、地域に支えられた「新しい公共」型の管理運営方法の有効性が明らかになり、新たに 11 教育施設でもこの方法を取り入れたところである。

また、九州・沖縄ブロック及び関東甲信越・中部・北陸ブロックに配置した広域主幹が、

広域的に連携する取組について情報収集・情報発信に努め、2 政令指定都市広域的に「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会が立ち上るとともに、期間を限定した非常勤職員として優秀な人材を確保することができるなど、施設運営の様々な面で成果を得ることができた。

その上で、各教育施設では「稼働率向上のための数値目標の設定及び行動目標」を設定し、様々な広報活動及び利用促進等に努めた結果、平成 24 年度以降、4 年連続で 500 万人を突破し、中期目標期間の最終年度である平成 27 年度の総利用者数は、過去最高の 5,174,208 人となった。また、青少年利用は、青少年人口（0～29 歳）の 1 割程度という目標を毎年度達成するとともに、宿泊室稼働率も全教育施設で毎年度 5 割を達成した。

なお、これらの業務実績や成果については、自治体・民間への移管の検討に資するため、文部科学省へ情報提供を行うとともに、教育施設ごとに自己評価し、外部有識者による評価を経て業務改善も進めている。

<課題と対応>

業務の効率化については、引き続き、経費・業務・保有資産の各観点から積極的に効率化を推進する。

効果的・効率的な組織の運営については、まず内部統制について、理事長の強いリーダーシップの下、各役職員が機構の役割の重要性と自らの役割を認識し、目標・計画をより効果的・効率的に達成するための課題を共有し、組織が一丸となりより一層前向きに対応できるよう充実・強化する。

また、教育施設においては、施設の運営又は事業等の様々な場面で地域の人的・物的・資金的な協力を得て、地域に支えられたより一層効果的・効率的な管理運営ができるよう、「新しい公共」型の管理運営方法を順次取り入れるとともに、広域主幹の配置、期間を限定した非常勤職員の確保を進める。

第9章 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保、固定経費の削減

(1) 事業収入等の確保の状況 (表 9-1 参照)

表 9-1 事業収入等の状況

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業収入等の予算額	1,517,767	1,532,945	1,548,274	1,563,757	1,579,395
事業収入等の決算額	1,417,250	1,612,239	1,616,753	1,696,978	1,792,112
増減額	△100,517	79,294	68,479	133,221	212,717
予算額に対する決算額の割合	93.4%	105.2%	104.4%	108.5%	113.5%

(2) 事業収入等の確保に係る主な取組状況

平成 23～27 年度における事業収入等の確保に係る主な取組は、以下のとおりである。

- ① センターを除く 27 教育施設の一般利用に係る施設使用料について、従前は 1 泊あたり 250 円であったところを、平成 24 年 7 月より 800 円に改定した。
- ② 受益者負担の適正化を目的に、平成 24 年 4 月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討 PT」（以下「検討 PT」という。）を設置し、4 回にわたる会議開催のほか、機構会議において検討内容のレビューを実施するなど検討を行った。この検討 PT の検討結果を受け、センターを除く 24 教育施設の講師等宿泊室について、平成 25 年 4 月より料金の徴収を開始した。
- ③ センターの施設使用料について、平成 23 年 10 月、平成 24 年 3 月及び平成 26 年 4 月にそれぞれ料金改定を行った。
- ④ 青少年の体験活動に関わる指導者養成等の事業（養成、研修）参加費については、食費、シーツ洗濯代等を徴収している。ただし、教員免許状更新講習は、食費、シーツ洗濯代等以外に受講料を受益者負担として徴収している。
- ⑤ 利用団体や学校等に対する働きかけを積極的に行い、目的やねらい、課題に対応した支援を充実させる等、利用者数の増加に取り組んだ。
- ⑥ 外部資金の確保については、これまでの機構の業務について評価をいただいたことから、大口の民間出せん金（800,000,000 円）及び寄附金（200,000,000 円）を、それぞれ平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 か年に渡り受け入れることができた。
- ⑦ 上記取組の結果、事業収入以外の収入も含め、自己収入としては第 1 期中期計画期間（平成 18～22 年度の総額）と比較して約 50%増と、大幅な増収となった。

財務内容の改善に関する事項

第1期中期計画期間自己収入決算額：7,451,050,135円

第2期中期計画期間自己収入決算額：11,412,829,365円

(3) 予算の状況 (表9-2 参照)

表9-2 予算に対する実績 (単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【収入】					
運営費交付金	9,479	9,032	8,939	9,162	9,029
施設整備費補助金	214	393	267	325	1,073
事業収入等	1,417	1,612	1,617	1,697	1,792
受託収入	178	111	85	90	87
寄附金収入	73	54	84	295	247
民間出えん金	7	8	7	808	808
その他の収入	39	55	49	64	130
前年度繰越金	4	634	919	1,144	1,107
計	11,411	11,899	11,966	13,583	14,274
【支出】					
運営費	10,425	10,451	10,406	11,174	11,639
一般管理費	5,460	5,671	5,503	5,902	6,131
うち人件費	4,060	3,979	3,719	3,982	4,147
うち管理運営費	1,400	1,692	1,784	1,921	1,985
業務経費	4,965	4,780	4,903	5,272	5,508
事業費	3,018	3,010	2,987	2,965	2,943
基金事業費	1,947	1,770	1,916	2,307	2,565
受託事業費	178	111	85	90	87
補助金事業費	1	—	0	0	1
寄附金事業費等	—	20	58	77	131
施設整備費	214	393	267	325	1,073
計	10,817	10,975	10,817	11,667	12,931

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(注) 寄附金・助成金を財源とした事業費等は、平成24年度より「寄附金事業費等」として表記。

① 収入の主な増減理由

センターの施設使用料の料金改定等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増加。

② 支出の主な増減理由

管理運営費：特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄処分費等の増。

寄附金事業費等：大口寄附金を財源とした事業費等の増。

2. 収支計画の状況（表 9-3 参照）

表 9-3 収支計画に対する実績

（単位：百万円）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
【費用の部】	10,644	10,757	10,709	11,377	12,746
経常費用	10,636	10,752	10,704	11,369	12,740
事業経費	4,869	4,856	4,992	5,289	6,438
一般管理費	874	1,124	1,184	1,258	1,299
人件費	4,494	4,440	4,214	4,482	4,667
受託経費	178	111	85	90	87
減価償却費	220	221	229	250	248
財務費用	8	5	6	8	6
【収益の部】	10,640	10,757	10,709	11,377	12,800
運営費交付金収益	8,875	8,581	8,575	9,290	9,656
施設使用料等収入	1,417	1,612	1,617	1,697	1,792
受託収入	178	111	85	90	87
補助金等収益	1	-	0	0	1
施設費収益	25	202	234	75	917
寄附金収益	18	107	51	38	95
雑益	38	55	49	64	130
資産見返運営費交付金戻入	87	88	98	122	119
資産見返物品受贈額戻入	1	0	1	0	0
資産見返寄附金戻入	0	0	0	1	3

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

事業経費：大口寄附金を財源とした事業費等の増。

管理運営費：特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄処分費等の増。

入場料等収入：センターの施設使用料の料金改定（平成 26 年 4 月～）等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増。

3. 資金計画の状況（表 9-4 参照）

表 9-4 資金計画に対する実績の状況 (単位：百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
【資金支出】	13,929	13,335	13,537	15,194	16,846
業務活動による支出	11,333	10,353	10,537	10,915	12,677
投資活動による支出	360	320	178	478	1,050
財務活動による支出	133	154	132	126	128
翌年度への繰越額	2,104	2,508	2,689	3,676	2,991
【資金収入】	13,929	13,335	13,537	15,194	16,846
業務活動による収入	11,107	10,825	10,791	11,319	11,289
運営費交付金による収入	9,479	9,032	8,939	9,162	9,029
施設使用料等収入	1,414	1,602	1,619	1,696	1,788
受託収入	113	122	90	85	90
補助金等収入	—	1	0	0	0
寄附金収入	73	25	73	311	252
その他収入	28	44	70	65	130
投資活動による収入	216	398	231	378	1,073
施設整備費補助金による収入	214	393	224	369	1,073
有形固定資産の 売却による収入	—	5	0	0	0
有価証券の償還による収入	3	—	7	9	—
財務活動による収入	7	8	7	808	808
民間出えん金	7	8	7	808	808
前年度からの繰越額	2,599	2,104	2,508	2,689	3,676

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

業務活動による支出：大口寄附金を財源とした事業費等の増。

財務活動による収入：民間出えん金の増。

4. 財務の状況

(1) 当期総利益（当期総損失）の状況（表 9-5 参照）

平成 27 年度末の当期総利益（当期総損失）は、108,931,029 円である。

表 9-5 当期総利益（当期総損失）の状況 (単位：百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当期総利益（当期総損失）	0	0	0	0	109

【当期総利益（又は当期総損失）の発生要因】

基金事業において、助成費の事業終了後の交付確定額が採択時の交付決定額を下回り、未執行額が生じたため。

(2) 利益剰余金（繰越欠損金）の状況（表 9-6 参照）

表 9-6 利益剰余金（繰越欠損金）の状況 (単位：百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利益剰余金	2	2	2	2	111

(3) 運営費交付金債務の状況（表 9-7 参照）

平成 23～27 年度に交付された運営費交付金の各年度における未執行率は表 9-7 のとおりであった。

また、平成 23 年度～平成 26 年度に交付された運営費交付金のうち、平成 26 年度末において未執行相当額として運営費交付金債務に計上していた 800,347,121 円について、745,732,078 円（基金事業 499,965,792 円、退職一時金 245,766,286 円）を平成 27 年度に執行した。

なお、未執行相当額（108,931,029 円）については、積立金（510,719 円）も含め、第 2 期中期目標期間終了後の平成 28 年度に国庫納付する予定である。

表 9-7 運営費交付金債務の状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
運営費交付金の未執行率	5.6 (%)	3.7 (%)	2.1 (%)	0.0 (%)	1.2 (%)

【未執行の理由】

基金事業において、助成費の事業終了後の交付確定額が採択時の交付決定額を下回り、未執行額が生じたため。

(4) 溜まり金の精査の状況

平成 21 年度の国立中央青少年交流の家・玉穂宿舎北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額があったため、平成 24 年度に国庫納付を行った。

5. 短期借入金の限度額の状況

短期借入金の限度額は 20 億円である。なお、平成 23～27 年度における短期借入は、平成 24 年度に、特例公債法案未成立による「9 月以降の一般会計予算の執行について」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）の決定に基づき、平成 24 年 11 月までの運営費交付金が約 12 億円交付抑制されることとなったことから、その間不足する資金額 6 億 5 千万円について、平成 24 年 10 月 26 日～平成 24 年 12 月 3 日の約 2 ヶ月間、短期借入を実施した（借入利息：0.23%、支払利息総額 188,232 円）。

6. 財産の処分等の状況

保有地及び借地について、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正か

つ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」を本部に設置し、同委員会において、教育施設等の利用状況を把握し、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行い、施設等が有効利用されていることを確認すると共に、今後も見直しを継続して検討していくこととしている。

中期目標期間における見直し状況は以下のとおり。

(保有地の見直し)

平成 25 年度 国庫納付

国立江田島青少年交流の家野外活動センター建設予定地 968.62 m²

(主な借地面積の見直し)

平成 24 年度

国立花山青少年自然の家 974,161.00 m² → 5,622.00 m² (△968,539.00 m²)

平成 25 年度

国立沖縄青少年交流の家 322,317.25 m² → 231,057.25 m² (△91,260.00 m²)

平成 26 年度

国立曾爾青少年自然の家 939,796.89 m² → 788,407.09 m² (△151,389.80 m²)

7. 剰余金の状況

剰余金の状況については、下記のとおりである。なお、目的積立金の計上はない。

(1) 利益剰余金の有無及びその内訳

平成 27 年度末時点における利益剰余金は、以下のとおりである。

利益剰余金 110,502,822 円

(内訳)

前中期目標期間繰越積立金 1,061,074 円

積立金 510,719 円

当期未処分利益 108,931,029 円

(うち当期総利益 108,931,029 円)

(2) 利益剰余金が生じた理由

① 前中期目標期間繰越積立金

自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成 23 年 6 月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。

② 積立金

各年度決算時の「当期未処分利益」について、文部科学大臣の承認を受けて計上し

ている。(第2期中期目標期間終了後の平成28年度に国庫納付を行う。)

③ 当期末処分利益

基金事業において、助成費の事業終了後の交付確定額が採択時の交付決定額を下回り、未執行額が生じたため。

8. 債務負担・積立金の使途

(1) 中期目標期間を超える債務負担

次のとおり、中期目標期間を超える債務負担を有していたが、いずれも平成23年度中に解消している。

契約件名：国立オリンピック記念青少年総合センター 熱源設備改修
 契約金額：275,100,000円
 前期に計上した債務の金額
 : 184,800,000円
 当期に計上した債務の金額
 : 90,300,000円
 理由：東日本大震災の影響のため

契約件名：国立那須甲子青少年自然の家 外壁・屋上防水等改修
 契約金額：8,610,000円
 前期に計上した債務の金額：0円
 当期に計上した債務の金額
 : 8,610,000円
 理由：東日本大震災の影響のため

(2) 積立金の使途

平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金のうち、平成26年度末時点には、下記金額を計上していた。

平成26年度末 前中期目標期間繰越積立金	1,163,954円
(内訳) 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	
	1,163,954円

上記の前中期目標期間繰越積立金のうち、平成27年度においては、下記金額を取崩額として計上した。

前中期目標期間繰越積立金取崩額	102,880円
(内訳) 自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額	
	102,880円

9. 自己評価

<評価と根拠>

評価：A

平成 23～27 年度においては、累計 8,135,333 千円の事業収入を確保し、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定に対しても、見直しを進めた。

また、外部資金の確保については、これまでの機構の業務について評価をいただいたことから、大口の民間出せん金（800,000,000 円）及び寄附金（200,000,000 円）を、それぞれ平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 か年に渡り受け入れることができたこと等により、事業収入以外の収入も含め、自己収入としては第 1 期中期計画期間（平成 18～22 年度）と比較して約 50%増と、大幅な増収となった。

なお、毎事業年度における効率化目標については、目標以上の削減となっている。

これらのことから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたため A 評価とした。

<課題と対応>

今後も自己収入の確保等が課題であることから、引き続き、受益者負担の適正化を図るため、教育施設の施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直し等について検討を行うこととするとともに、民間出せん金や寄附金の増加に努める。

第10章 長期的視点に立った施設・設備の整備・管理の実施

1. 施設・設備の整備状況

中期目標期間における施設・設備の整備に当たっては、「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、各教育施設の施設利用者の安心安全及び研修・宿泊施設等の環境改善を図るとともに、身体障がい者等への対応や利用者への安全対策を実施した。

また、東日本大震災や自然災害により被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。実施に当たっては、工事中における利用者の安全確保を優先した。

(1) 施設整備事業（施設整備費補助金）（表10-1参照）

表10-1 施設整備の状況

(1) 施設整備事業（施設整備費補助金）

	実 施 状 況
平成21年度補正 （平成23年度実施）	2事業計： 98,910千円
平成23年度当初	6事業計： 36,725千円
平成24年度当初	5事業計： 121,765千円（オリセンの土地購入を含む）
平成25年度当初	34事業計： 198,306千円（南蔵王野営場の借地（国有地）の一部返却に伴う既存建物撤去などの現状回復を含む）
平成25年度補正	58事業計： 303,467千円
平成26年度補正	122事業計： 1,017,221千円

(2) 災害復旧（施設整備補助金）

平成23年度当初	3事業計： 20,275千円
平成23年度補正	11事業計： 57,675千円
平成23年度補正 （平成24年度実施）	7事業計： 190,355千円
平成24年度当初	3事業計： 78,235千円
平成24年度補正	2事業計： 2,893千円
平成23年度補正 （平成25年度実施）	1事業計： 43,615千円
平成24年度補正 （平成25年度実施）	3事業計： 25,281千円
平成25年度補正 （平成26年度実施）	7事業計： 17,313千円
平成26年度補正 （平成26年度実施）	2事業計： 4,473千円
平成26年度補正 （平成27年度実施）	15事業計： 56,072千円

(3) 各所修繕（運営費交付金）

平成23年度	計： 121,500千円
平成24年度	計： 437,026千円
平成25年度	計： 382,515千円
平成26年度	計： 334,146千円
平成27年度	計： 210,361千円

2. 施設・設備の充実

(1) 利用者に配慮した施設整備の状況

平成 23～27 年度においては、利用者の安心安全に配慮して、研修及び宿泊施設等の環境改善を図るとともに法定点検等による指摘事項や老朽化に対する安全対策を行った。

また、震災、台風等の災害復旧整備や非常用蓄電池や避雷器の設置等災害対策に係る安全対策を実施した。

(2) 環境への配慮について

① 環境報告書の作成・公表

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号）、同施行令」に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構環境委員会を開催し、環境配慮への方針、環境目標・計画、環境報告書の報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、「環境報告書」を毎年度 9 月に公表した。

② 温室効果ガス（CO₂）排出量削減等の取組（表 10-2 参照）

温室効果ガス（CO₂）の排出の削減のため、LED 照明への更新や、適正照明の間引き等の省エネルギーへの取組のほか環境教育事業活動を実施してきた。

表 10-2 平成 23～26 年度温室効果ガス（CO₂）排出量

事項	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（t）						
	（平成 19 年度）	（平成 22 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
電気	7,954	8,307	7,768	9,264	9,818	10,463	11,845
ガス	3,841	4,321	3,925	4,198	4,233	4,159	4,042
重油	7,904	6,952	6,148	6,030	6,106	5,838	5,876
灯油	1,075	1,076	1,130	995	1,006	1,059	1,020
合計	20,774	20,656	18,971	20,487	21,163	21,519	22,783

③ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄処分

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処分の推進に関する特別措置法（平成 13 年 6 月 22 日法律第 65 号）」に基づき、平成 23～27 年度において、計 12 教育施設で保管されていた高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）を適切に廃棄処分した。

(3) エネルギー使用状況について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」に基づき、毎年度の省エネルギーの取組状況について、文部科学省及び経済産業省に報告を行った。

また、教育施設において同法に基づき策定した「管理標準」（エネルギーの合理的使用に関するマニュアル）によるボイラー、空調設備、受変電設備等の運転管理の実施、及び環境委員会にて策定した環境計画による節電対策やクールビズ、ウォームビズの実施など、省エネルギーの取組を引き続き実施した。

エネルギーの使用状況については、機構ホームページで公表している環境報告書において、省エネルギーの具体的取組として環境目標を設定し、環境負荷の低減に努めている。

3. 自己評価

< 評価及び根拠 >

評価：B

「施設整備 5 ヶ年計画」の見直しを行いつつ、本部が各教育施設と連携しながら計画的に各施設の保守・管理等を実施するとともに、基幹設備の老朽化に伴う危険防止対策を着実に進めた。

また、東日本大震災や自然災害により被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。

屋内運動場等の天井落下防止対策、自動火災報知設備の改修、浮き桟橋の改修、受水槽配管設備の更新などの利用者の安全の確保に関する施設整備、階段昇降機の設置・改修、トイレの洋式化、通路のバリアフリー化など低年齢の利用者や高齢者、身体障がい者に配慮した施設整備、LED 照明への更新、熱源設備の更新など省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を行った。

これらのことから中期目標における所期の目標を達成しているためB評価とした。

< 課題と対応 >

今後は、各教育施設の建物・基幹設備等の老朽化対策として、長寿命化を主眼とする改修を行うとともに、温室効果ガス（CO₂）の排出削減のために省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を重点的かつ計画的に推進する。

第 11 章 人事に関する計画

1. 人事管理の実施状況

人事管理については、「人事に関する基本方針」に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行った。

【平成 28 年 4 月 1 日現在常勤職員数・・・489 人】

(参考：平成 23 年 4 月 1 日現在 524 人)

(1) 多様で優れた人材の確保

① 職員の新規採用（表 11-1 参照）

公募による選考採用等により、平成 23～27 年度に計 77 人の職員を採用した。

なお、平成 27 年度に実施した新規職員採用活動においては、機構独自の採用試験及び非常勤職員からの公募選考を行ったほか、国立大学法人等職員採用試験からも選考を行い、意欲の高い優秀な者を採用した。

表 11-1 職員の採用状況

採用時期	採用者数
平成 23 年 4 月	20 人（機構本部 8 人、センター、岩手山、能登、中央、淡路、江田島 2 人、大洲、沖縄、日高、那須甲子、立山）
平成 23 年 5 月	2 人（機構本部）
平成 24 年 4 月	10 人（機構本部 3 人、岩手山、磐梯 2 人、能登、沖縄、山口徳地、室戸）
平成 25 年 2 月	2 人（機構本部）
平成 25 年 4 月	19 人（機構本部 6 人、能登、乗鞍、大洲 2 人、日高 2 人、那須甲子 3 人、立山、若狭湾、吉備、諫早）
平成 26 年 4 月	10 人（機構本部 5 人、中央、那須甲子、信州高遠、立山、曾爾）
平成 27 年 4 月	13 人（機構本部 8 人、淡路、江田島、若狭湾、諫早、大隅）
平成 28 年 2 月	1 人（機構本部）
計	77 人

② 所長人事の多様化

高い教養と教育的意識を有し、教育施設の運営責任者としての経営感覚に優れ、現下の喫緊の課題に対する的確な判断能力を有する者が所長として適当であることから、所長の人事については、多種・多様な人材を広く求めることとして、公募により民間団体等から任期付の採用を行っている。

③ 人事交流の実施（表 11-2 参照）

青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効率的・効果的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、「人事に関する基本方針」に基づき、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。平成 23～27 年度において

計 1,502 人（受入れ：1,482 人、出向：20 人）の人事交流を行った。

表 11-2 他機関との人事交流の状況 (各年度 4 月 1 日現在)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人事交流の受入状況	交流先機関数	85	82	80	78	78
	人事交流者数(人)	325	307	289	284	277
人事交流の出向状況	交流先機関数	1	1	2	3	3
	人事交流者数(人)	1	3	4	7	5

(2) 人員配置の見直し (表 11-3 参照)

各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握して、組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行ったうえで人員配置の見直しを行った。

また、計画的な人員削減を推進するため策定した人員削減計画に基づき、平成 23～27 年度においては、平成 22 年度に比べ合計で 34 人の人員削減を行った（平成 17 年度に比べ 135 人の人員削減）。

表 11-3 常勤職員数の状況 (単位：人)

事 項	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計 (平成 22 年度-平成 27 年度)	(平成 17 年度-平成 27 年度)
削減数 (対前年度比)	—	—	10	4	6	4	10	34	135
常勤職員数	635	534	524	520	514	510	500		

(3) 職員研修の実施 (表 11-4 参照)

青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

① 研修の体系化

平成 25 年度に本部主催の研修及び他機関主催の研修を体系的に整理したところ、職位毎の研修として、新規採用職員研修と新任所長研修の間の階層別研修の充実という課題がわかり、平成 26 年度においては、新たに新任所長・次長研修、管理系係長研修、5 年経験職員研修等を実施した。また、平成 27 年度においては、機構発足 10 年にあたり、採用から 10 年目程度の中堅職員を対象に中堅職員（次世代リーダー育成）研修を実施した。

② 研修の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効果的・効率的な業務運営のために、4 法人（国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教員研修センター、国立青少年教育振興機構）共同で職員研修を実施することとした。平成 26 年度には新規採用職員研修、ハラスメント防止研修、ビジネススキル研修及び独立行政法人制度研修、平成 27 年度には新規採用職員研修のほか独立行政法人における女性の活躍促進研修を実施するなど職員の資質の向上を図っている。

表 11-4 主な研修の実施状況・参加状況一覧

成 果		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
本部が主催した内部研修 （機構全体を対象とした研修）	実施件数	12	15	17	22	24	90
	参加者数（人）	196	303	420	400	433	1,752
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	281	308	359	420	372	1,740
	参加者数（人）	3,509	3,788	4,258	4,857	4,500	20,912
各教育施設が参加した外部機関の研修	実施件数	369	339	391	428	431	1,958
	参加者数（人）	591	614	689	707	764	3,365

（４）人事評価の実施状況

人事評価制度を適切に運用するため、「人事評価実施要綱」を平成 23 年度に策定し、平成 23～24 年度における 2 回の試行を経て、平成 25 年 10 月から「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を本格実施している。

人事評価の結果については、3 月に行った中間評価の結果を 6 月の勤勉手当、9 月に行った期末評価の結果を 12 月の勤勉手当及び昇給に活用している（評価期間は 10 月～翌年 9 月まで）。

2. 自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

【人事に関する計画】

「人事に関する基本方針」に基づき、適切な人事管理、人員配置の見直し等を行った。

多様な人材の確保については、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体と連携し、平成 23～27 年度において計 1,502 人（受入れ：1,482 人、出向：20 人）の人事交流を行うとともに、計 77 人の新規職員を採用した。

平成 27 年度に実施した新規職員採用活動においては、機構独自の採用試験のほかに、近年活用の機会がなかった国立大学法人等職員採用試験からも選考を行い、意欲の高い優秀な者を数多く確保することができた。これと併せて任期付きの職員を採用する

ことで必要な人材を弾力的に確保するという課題にも対応することができた。

人員配置については、各教育施設所長等からのヒアリングを踏まえて、機構組織全体の中で必要な見直しを行うとともに計画的に人員削減を行った。

職員研修については、平成 26 年度から中堅職員を対象とする新たな研修を実施するなど研修内容の一層の充実を図るとともに、本部及び各教育施設が企画・実施する研修のほか、外部機関主催の研修への積極的な参加を促すことなどにより、職員として備えるべき職務遂行能力や業務向上を図ることができた。

人事評価については、人事評価実施要綱に基づき実施するとともに、当該評価を勤勉手当及び昇給に活用する等、適切な運用を行った。

評定に当たっては、上記取組を着実に実施しており、中期目標における所期の目標を達成しているため B 評定とした。

<課題と対応>

多様な人材の確保については、本取組を一層推進するため、平成 28 年度以降、職員採用試験等を幅広く周知するための広報活動の充実を図っていく。

当機構の職員配置については、県や国立大学法人からの交流人事で成り立っており、全常勤職員の約 6 割が人事交流者であるが、近年、人事交流について消極的な機関があり、厳しい状況である。プロパー職員の養成は未だ発展途上であり、円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠であり、引き続き関係機関に対して人事交流の働きかけを行い必要な人員の確保に努めていく。

職員研修については、今後も必要に応じて研修計画の見直しを行い、青少年教育施設の職員としての専門性の向上を図っていく。

人事評価については、評価結果の人材育成への活用方法を引き続き検討していく。

第12章 機構評価委員会の評価

機構評価委員会における主な評価、意見は次のとおりである。

【青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進】

- 全国的に青年向けの事業が少ない中、「世界の仲間とゆく年くる年」や「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施しており、それらが青年の成長やネットワークの構築に繋がっており評価できる。今後も高校生や大学生向けの事業を幅広く展開していただきたい。
- 東日本大震災への対応について、「東日本大震災緊急青年ボランティアミーティング」では、被災地の中で適切にボランティア活動を行うための研修が行われたが、それ以来、被災地に行く前に研修を受けることが当たり前になってきており、その契機になったことは評価できる。

【青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】

- 総利用者数について、少子化が進む中、500万人を維持していることは評価できる。
- その上で、我が国の青少年人口のうち国立施設を利用する割合といった目標を設定していただくと、機構の努力をより適切に評価できるのではないかと。

【青少年教育に関する関係機関・団体との連携促進】

- 関係機関・団体との連携について、どのようなプロセスで連携が実現していくのかとすることを整理していただくと、今後の継続やさらなる発展に繋がるのではないかと。
- また、連携の継続・発展、連携の成果などは、東日本大震災、貧困問題などの社会的な課題の影響も受けるため、このような社会の流れとともに整理されると良いのではないかと。

【青少年教育に関する調査及び研究】

- 実施した調査は、継続的にテーマを追求しながら常にユニークで社会的にもインパクトのある成果が出ている。また、体制づくりとして青少年教育研究センターを設置し、専門家を配置するとともに、施設職員を研究に従事させており、意欲的で評価できる。
- その上で、各施設が大学とネットワークを築いているのであれば、研究機能についても大学との連携を進めることが考えられるのではないかと。
- また、各事業の追跡調査をしている研究は非常に大事であり、より一層事業との一体化ができると良いのではないかと。

【青少年教育団体が行う活動に対する助成】

- この5年間で四十数件にわたって説明会を実施したこと、応募件数が1,400件増、採択件数が1,700件増となったことは、評価できる。
- 他方、地域に偏りなく助成することができたとは言いきれず、応募件数が50件に満た

ない県への広報が課題として残っているのではないか。

【共通的事項】

- 施設利用の満足度について、不満や要望を一つ一つくみ上げ改善していること、その改善したことを全施設に共有していることは、評価できる。

【業務運営の効率化に関する事項】

- 第3期中期目標期間においては、より具体的な指標や評価軸を作っていたきたい。

【人事に関する計画】

- 地方施設では、多くの臨時採用やアルバイトが働いているが、そのような人たちがチームとして働いていることも、地域に根差した「新しい公共」型の施設となるのではないか。

独立行政法人国立青少年教育振興機構 評価委員
(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

- | | | | |
|-----|-----|--------------------|-----------|
| ○浅野 | 祥三 | 公益財団法人日本レクリエーション協会 | 常務理事 |
| 磯田 | 浩司 | 特定非営利活動法人good! | 代表 |
| 岩崎 | 久美子 | 放送大学 | 教授 |
| 上田 | 英司 | 特定非営利活動法人NICE | 事務局長 |
| ◎今野 | 雅裕 | 政策研究大学院大学 | 教授・学長特別補佐 |
| 佐藤 | 初雄 | 特定非営利活動法人国際自然大学校 | 理事長 |
| 高木 | 尚 | 元香川県教育委員会 | 理事 |
| 竹原 | 和泉 | 特定非営利活動法人まちと学校のみらい | 代表理事 |
| 本木 | 光史 | 公益財団法人ハーモニセンター | 評議員 |
| 山本 | 信也 | 一般財団法人日本青年館 | 常務理事 |
- (◎委員長、○委員長代理)

資料編

1. 教育施設の総利用者数（平成 18～27 年度） 資料 - 1

2. 第 2 期中期目標期間 教育事業実施状況一覧 資料 - 3

3. 子どもゆめ基金 助成金の推移（平成 13～27 年度） 資料 - 7

4. 予算額の推移及び総人件費改革等の取組状況 資料 - 9

第2期中期目標期間 教育事業実施状況一覽

教育事業実施状況（総表）

項目及び区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総数
1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業	件数	99	114	86	72	79	450
	参加者数(人)	8,557	8,731	7,186	6,080	7,531	38,085
	延参加者数(人)	34,058	16,906	20,789	17,365	20,489	109,607
	満足度(%)	97.3	98.0	98.8	98.4	98.7	-
2. 国際交流事業	件数	23	25	29	31	28	136
	参加者数(人)	2,268	1,614	1,920	1,821	2,102	9,725
	延参加者数(人)	15,421	8,977	11,025	11,000	11,476	57,899
	満足度(%)	99.2	99.5	98.5	99.8	97.9	-
3. 青少年教育指導者等の養成・研修事業	件数	133	138	114	118	125	628
	参加者数(人)	7,334	6,950	5,645	5,641	7,117	32,687
	延参加者数(人)	22,852	12,371	12,926	12,462	16,180	76,791
	満足度(%)	99.3	98.9	98.9	99.5	99.5	-
4. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業	件数	298	262	282	326	386	1,554
	参加者数(人)	123,101	152,945	148,805	162,650	162,468	749,969
	延参加者数(人)	177,565	180,776	179,685	209,887	196,537	944,450
	満足度(%)	98.0	98.4	98.7	99.0	99.0	-
5. 東日本大震災対応事業	件数	-	13	17	9	8	47
	参加者数(人)	-	2,924	3,220	564	758	7,466
	延参加者数(人)	-	6,714	8,034	2,537	2,758	20,043
	満足度(%)	-	99.4	99.4	98.7	97.4	-
合計	件数	553	552	528	556	626	2,815
	参加者数(人)	141,260	173,164	166,776	176,756	179,976	837,932
	延参加者数(人)	249,896	225,744	232,459	253,251	247,440	1,208,790
	満足度(%)	98.4	98.6	98.9	99.1	99.0	-

(注1) 延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等を除く。

(注2) 参加者の満足度については、各教育事業の終了時に参加者に対して行ったアンケート調査の結果。

事業全体を通しての満足度は、「満足」・「やや満足」・「やや不満」・「不満」の4段階で調査し、本報告書中の「満足度」（プラスの評価）は、「満足」と「やや満足」の合計値。

(内訳)

1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業の内訳

項目及び区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
1. 豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業	事業数	57	61	43	25	27	213
	参加者数(人)	6,053	5,415	3,062	3,398	3,314	21,242
	満足度(%)	98.0	97.9	98.8	98.9	99.1	-
2. 不登校、引きこもりや児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業	事業数	31	35	27	29	26	148
	参加者数(人)	1,122	1,136	1,606	1,217	1,253	6,334
	満足度(%)	96.3	98.2	98.8	97.7	97.8	-
3. その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業	事業数	11	18	16	18	26	89
	参加者数(人)	1,382	2,180	2,518	1,465	2,964	10,509
	満足度(%)	97.8	98.1	98.8	98.6	99.1	-
合 計	事業数	99	114	86	72	79	450
	参加者数(人)	8,557	8,731	7,186	6,080	7,531	38,085
	満足度(%)	97.3	98.0	98.8	98.4	98.7	-

2. 国際交流事業の内訳

項目及び区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
1. 日独の青年及び青少年指導者の交流事業	交流国数	1	1	1	1	1	5
	事業数	8	8	8	8	8	40
	参加者数(人)	102	114	115	116	116	563
2. アジアの青少年交流事業	交流国数	11	10	12	11	13	57
	事業数	9	11	13	13	14	60
	参加者数(人)	378	423	390	344	372	1,907
3. その他の交流事業	交流国数	3	15	3	11	3	35
	事業数	6	6	8	10	6	36
	参加者数(人)	1,788	1,077	1,415	1,361	1,614	7,255
合 計	交流国数	15	21	16	21	17	90
	事業数	23	25	29	31	28	136
	参加者数(人)	2,268	1,614	1,920	1,821	2,102	9,725

(注) 交流国数の合計欄の数値は、項目間で重複する国を除いているため、各項目の合計数とは一致しない場合がある。

3. 青少年教育指導者等の養成・研修事業の内訳

項目及び区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
自然体験活動指導者養成事業	事業数	41	38	-	-	-	79
	参加者数(人)	1,992	1,310	-	-	-	3,302
NEAL 養成研修	事業数	-	-	3	5	9	17
	参加者数(人)	-	-	108	123	218	449
教員免許状更新講習等	事業数	34	35	33	41	39	182
	参加者数(人)	1,779	1,450	1,807	1,358	1,872	8,266
青少年教育施設職員基本実技 研修	事業数	1	1	-	-	-	2
	参加者数(人)	65	114	-	-	-	179
全国体験活動安全管理研修	事業数	1	1	2	2	2	8
	参加者数(人)	117	88	72	76	65	418
全国青少年教育施設所長会議	事業数	1	1	1	1	1	5
	参加者数(人)	106	106	115	121	113	561
ボランティア養成・研修	事業数	25	27	37	33	41	163
	参加者数(人)	1,402	1,880	1,686	1,709	2,850	9,527
絵本専門士養成講座	事業数	-	-	-	1	1	2
	参加者数(人)	-	-	-	37	62	99
その他	事業数	30	35	34	35	32	166
	参加者数(人)	1,873	2,002	1,857	2,217	1,937	9,886
合計	事業数	133	138	114	118	125	628
	参加者数(人)	7,334	6,950	5,645	5,641	7,117	32,687
	満足度(%)	99.3	98.9	98.9	99.5	99.5	-

4. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業の内訳

※ この内訳については、各年度の自己点検・評価報告書【資料編】参照

5. 東日本大震災対応事業の内訳

項目及び区分		平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	合計
リフレッシュ・キャンプ ※平成26年度より事業名称を 「施設単独実施事業」に変更	事業数	41	29	12	11	8	101
	参加者数(人)	7,903	2,778	7,425	1,387	1,698	21,191
復興食イベント フード&アクティブキャンプ	事業数	-	10	5	-	-	15
	参加者数(人)	-	375	92	-	-	467
ふみだす探検隊 ※平成25年6月より「福島子どもカ プロジェクトふみだす探検隊」に名称 を変更 ※平成27年度実施の「福島子どもカ プロジェクト福島子ども未来塾」を含 む	事業数	-	25	34	17	16	92
	参加者数(人)	-	1,704	2,428	867	649	5,648
合 計	事業数	41	64	51	28	24	208
	参加者数(人)	7,903	4,857	9,945	2,254	2,347	27,306

※ この内訳は、教育事業実施状況(総表)の5. 東日本大震災対応事業に加え、同総表の1.～4.の各事業の中で東日本大震災への対応にもなった事業を加えている。

子どもゆめ基金 助成金の推移(平成13～27年度)

年度	応募件数 (件)	確定件数 (件)	確定額 (百万円)
平成13年度	2,068	1,548	1,214
平成14年度	2,245	1,671	1,319
平成15年度	2,360	1,773	1,430
平成16年度	2,282	1,757	1,496
平成17年度	2,228	1,863	1,675
平成18年度	3,184	2,281	1,458
平成19年度	3,076	2,130	1,401
平成20年度	2,831	2,020	1,462
平成21年度	2,833	2,049	1,427
平成22年度	2,442	1,928	1,458
平成23年度	4,372	3,104	1,349
平成24年度	4,665	3,133	1,202
平成25年度	4,646	3,262	1,179
平成26年度	5,135	4,290	1,577
平成27年度	5,749	4,940	2,064

予算額の推移

(単位:百万円)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
運 営 費 交 付 金	12,172	11,522	10,913	10,477	10,138	9,761	9,478	9,032	8,939	9,162	9,029
自 己 収 入	1,138	1,138	1,185	1,248	1,358	1,503	1,518	1,533	1,548	1,564	1,579
合 計	13,310	12,660	12,098	11,725	11,496	11,264	10,996	10,565	10,487	10,725	10,609
(対平成17年度比)		△4.9%	△9.1%	△11.9%	△13.6%	△15.4%	△17.4%	△20.6%	△21.2%	△19.4%	△20.3%

(注1) 施設整備費補助金・受託収入・寄附金は含まない。

(注2) 3法人統合前の平成17年度を基準としている。

(注3) 平成17年度は統合前3法人の合計額である。

(注4) 平成24年度～平成25年度は国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額(H24:△291百万円、H25:△286百万円)反映後の額である。

総人件費改革等の取組状況

I. 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,477,401	4,281,119	4,134,540	3,871,604	3,654,553	3,512,269	3,470,918	3,272,266	3,169,114	3,386,153	3,368,041
対基準年度人件費削減率 (%)		△4.4%	△7.7%	△13.5%	△18.4%	△21.6%	△22.5%	△26.9%	△29.2%	△24.4%	△24.8%

(注1) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による削減対象人件費(非常勤職員を除く役員報酬及び職員給与)。

(注2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、平成17年度を基準としている。

II. 人員削減計画の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
職 員 数	635	625	598	560	549	534	524	520	514	510	500
削 減 数		△10	△27	△38	△11	△15	△10	△4	△6	△4	△10
累 計		△10	△37	△75	△86	△101	△111	△115	△121	△125	△135

(注1) 職員数は各年度の定員ベースで記載。

(注2) 3法人統合前の平成17年度を基準としている。

